

国土交通省環境行動計画の2023年度点検

<定量的な指標を設定した施策>

- 各対策・施策の指標について、2023年度までの実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた、各対策・施策の目標年度における目標水準への到達見通しを踏まえ、以下の5段階で評価する。

指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2023年度の実績値が既に目標年度の目標水準を上回る
B	このまま取組を続ければ指標等が目標年度に目標水準を上回ると考えられる(Aを除く)
C	このまま取組を続ければ指標等が目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる
D	取組がこのままの場合は指標等が目標年度に目標水準を下回ると考えられる
E	その他(データ未集計等)

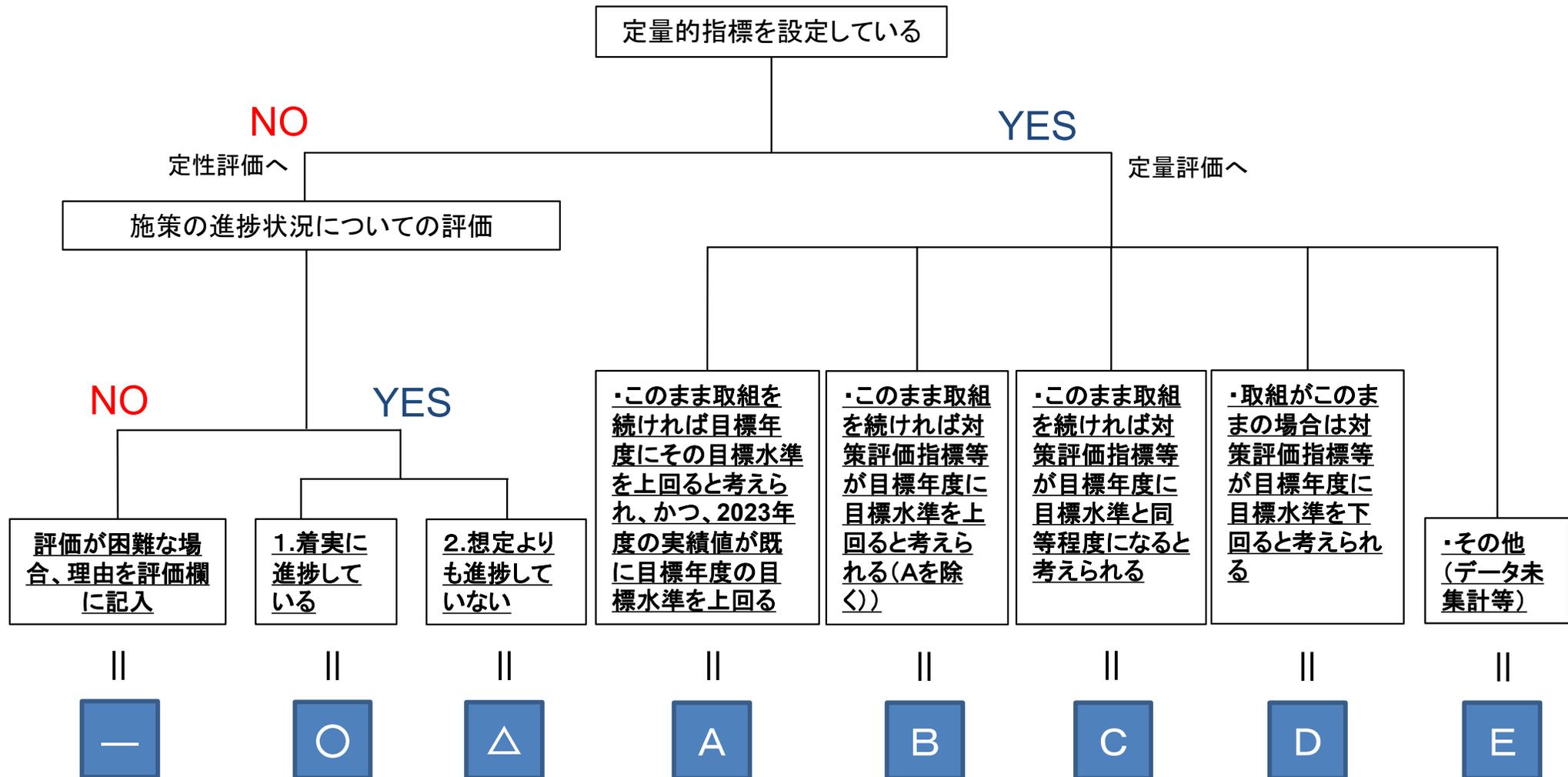
- 各指標の根拠となる計画について
 - ・ 地球温暖化対策計画・・・**温**と表示
 - ・ 社会資本整備重点計画・・・**社**と表示
 - ・ その他・・・計画等の名称を記載
 - ・ 気候変動適応計画・・・**適**と表示
 - ・ 交通政策基本計画・・・**交**と表示

<定量的な指標を設定していない施策>

- 指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を実施

評価方法(2)

<評価の考え方>



I 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた 地球温暖化緩和策の推進

I - 1 省エネの加速、再エネ・水素等次世代エネルギーの導入・利活用拡大

1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

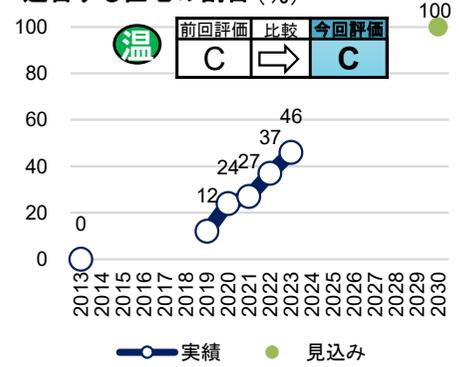
○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

施策番号: 1

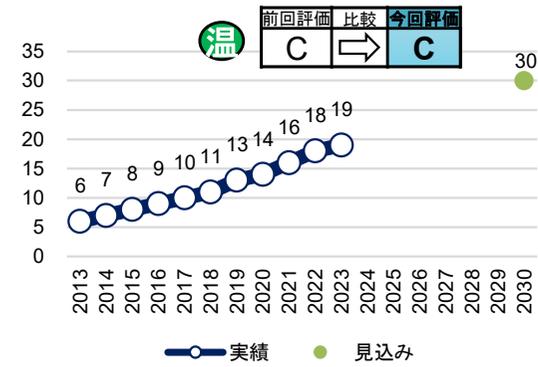
新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進①

○指標

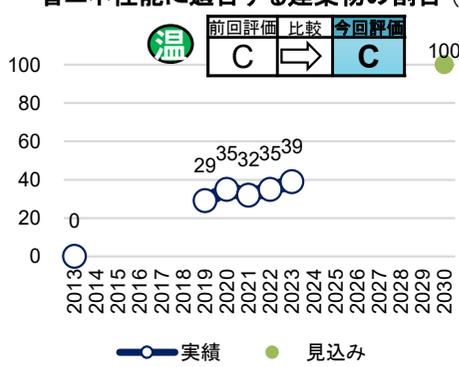
新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合 (%)



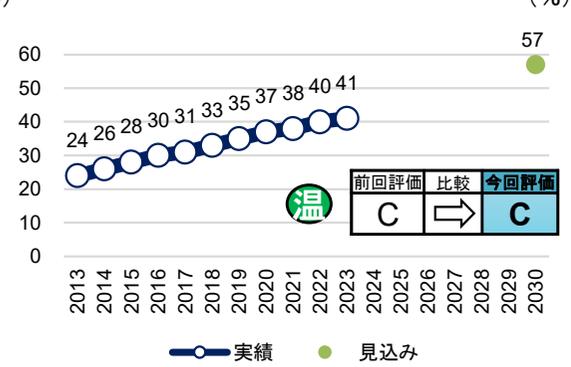
省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)



中大規模の新築建築物のうちZEB基準の省エネ性能に適合する建築物の割合 (%)



省エネ基準に適合する建築物ストックの割合 (%)

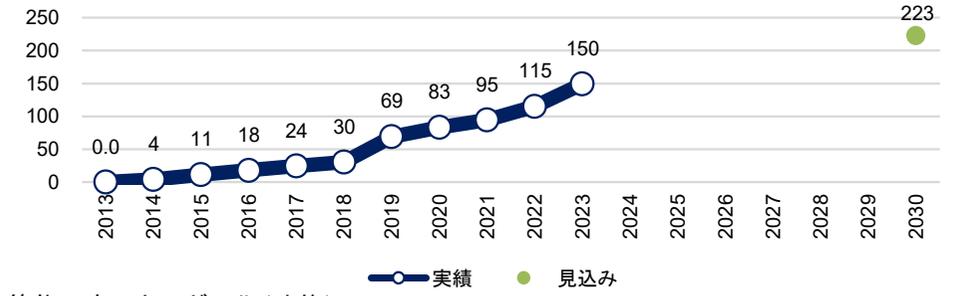


○排出削減量の見込と実績

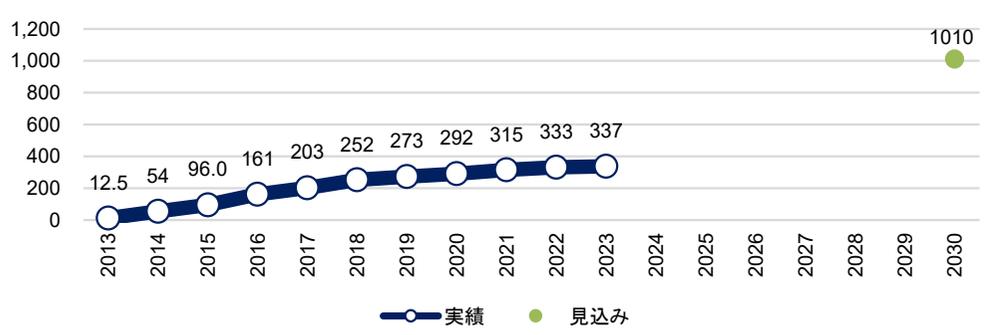
住宅の省エネルギー化(新築) (万t-CO2)



住宅の省エネルギー化(改修) (万t-CO2)



建築物の省エネルギー化(新築) (万t-CO2)



建築物の省エネルギー化(改修) (万t-CO2)



※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

施策番号: 1

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進②

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

・2022年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による2025年度からの省エネ基準への適合義務化に向けて、必要な下位法令等の整備や制度内容の周知に取り組んだ。

2. 24年度の主要な取組

- ・2025年度からの省エネ基準への適合義務化に向けて、必要な下位法令等の整備や制度内容の周知に取り組んだ。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・2025年度からの省エネ基準への適合義務化の円滑な運用を図る。

〈25年度関連予算〉

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円の内数)
- ・公営住宅等整備事業(社会資本整備総合交付金等の内数)
- ・地域居住機能再生推進事業(301.53億円の内数)

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

施策番号: 2

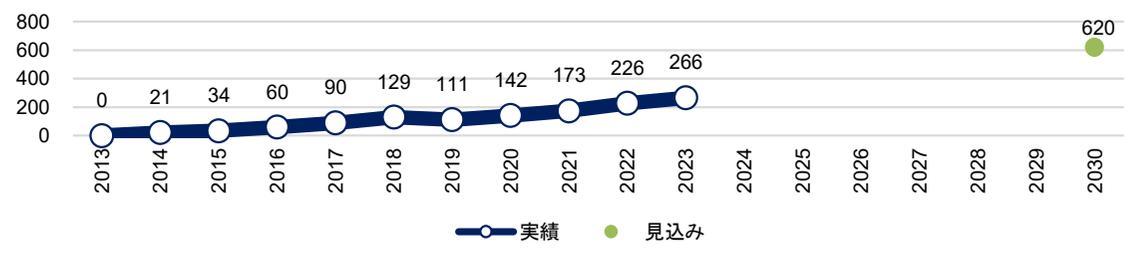
ZEH・ZEB、LCCM住宅・建築物等の普及促進

○指標

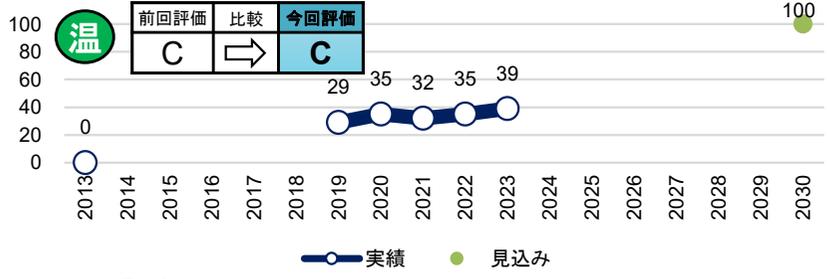
新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



中大規模の新築建築物のうちZEB基準の省エネ性能に適合する建築物の割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 23年度の評価と実績 (評価)

- ・2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保する政府目標に向けて、適合率は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。
- ・地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画(令和3年10月18日)において、2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施すること及び2030年度において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すことを決定済。
- ・建築物省エネ法に基づく誘導基準、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素認定基準について、ZEH・ZEB基準の水準へ引き上げ済。

(実績)

- ・ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能を有する住宅・建築物、LCCM住宅等の取組に対する支援を実施。
2. 24年度の主要な取組
- ・ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能を有する住宅・建築物、LCCM住宅等の取組に対する支援を実施。
3. 25年度以降の対策強化等
- ・引き続きZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能を有する住宅・建築物等の取組に対する支援を行う。
 - ・戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として、太陽光発電設備の設置に係る目標を設定。
 - ・公営住宅やUR賃貸住宅等について、新築の場合は原則ZEH基準の水準の省エネ性能を確保する。

<25年度関連予算>

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業: ZEH・ZEBの取組に対する支援等(373.40億円の内数)
- ・環境・ストック活用推進事業: ZEH・ZEB等に対する支援等(42.03億円の内数)
- ・公営住宅等ストック総合改善事業等(社会資本整備総合交付金等の内数)
- ・地域居住機能再生推進事業(301.53億円の内数)

※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

施策番号:3

既存住宅・建築物の省エネ改修の促進

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)

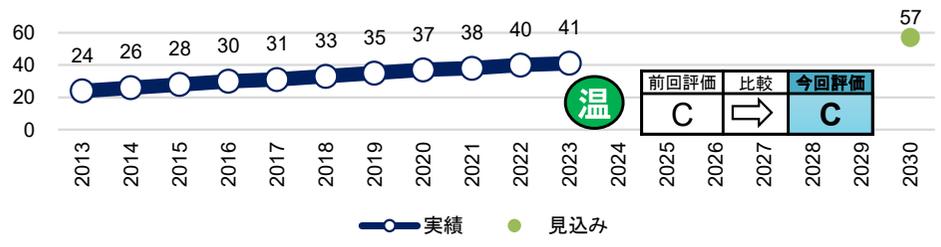


前回評価	比較	今回評価
C	→	C

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



省エネ基準に適合する建築物ストックの割合 (%)



前回評価	比較	今回評価
C	→	C

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

1. 23年度の評価と実績

<評価>

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物への改修等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

<実績>

- ・既存住宅や既存建築物の省エネ改修に対する支援を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・既存住宅や既存建築物の省エネ改修に対する支援、地方公共団体と連携した省エネ改修制度の活用促進及び建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度における「省エネ部位ラベル」の活用などを通じ、既存ストックの省エネ改修を推進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・既存住宅や既存建築物の省エネ改修に対する支援、地方公共団体と連携した省エネ改修制度の活用促進及び建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度における「省エネ部位ラベル」の活用などを通じ、引き続き既存ストックの省エネ改修を推進。

<25年度関連予算>

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業: 省エネ改修に対する支援等(373.40億円の内数)
- ・環境・ストック活用推進事業: 既存建築物の省エネ改修に対する支援等(42.03億円の内数)
- ・公営住宅等ストック総合改善事業等(社会資本整備総合交付金等の内数)
- ・地域居住機能再生推進事業(301.53億円の内数)
- ・脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業(6.13億円の内数)
- ・特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業(80億円の内数)

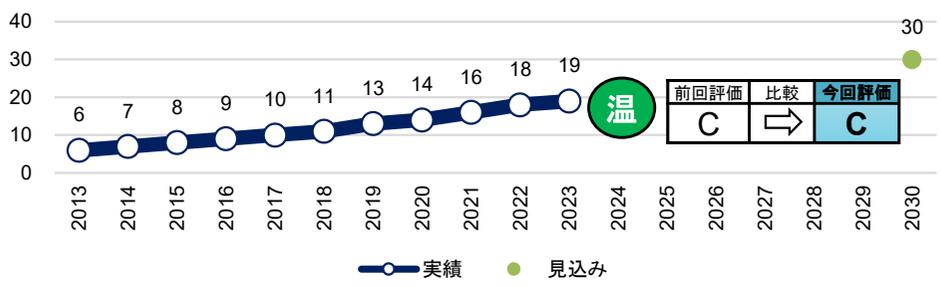
○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

施策番号: 4

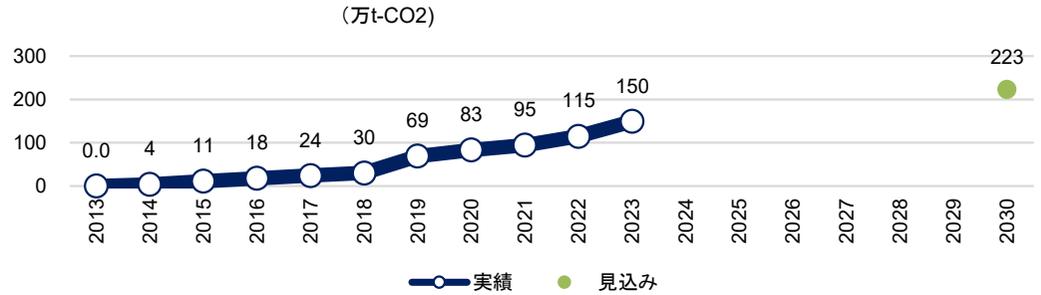
住宅の省エネ促進のための税制・金融措置

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)



○排出削減量の見込と実績



1. 23年度の評価と実績:

〈評価〉 ※2022年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- ・令和5年度からフラット35を利用するすべての新築住宅において、省エネ基準(断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4)への適合を要件として実施。
- ・フラット35を利用するすべての新築住宅及び既存住宅のうち優良住宅整備促進事業(フラット35Sのうち省エネ基準に適合する「ZEH」、「省エネルギー性(Aプラン・Bプラン)」及び長期優良住宅に適合する「耐久性・可変性(Aプラン)」)の資金実行件数: 26,962件
- ・フラット50の資金実行件数: 469件
- ・住宅ローン減税について、環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置を22年度に引き続いて実施。
- ・高度な省エネ性能を有する認定住宅等に係る所得税額の特別控除(投資型減税)を22年度に引き続いて実施。
- ・住宅の省エネ改修工事を実施した場合の及び固定資産税の特例措置(リフォーム促進税制)を22年度に引き続いて実施。
- ・その他の省エネ関連税制を22年度に引き続いて実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、住宅ローンの金利引下げ(フラット35S)にあたり、省エネルギー性等に優れた住宅を対象として実施。
- ・独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、利用者の利便性の向上が図られた商品であるフラット50の提供にあたり、長期優良住宅を対象として実施。
- ・令和6年度税制改正により、以下の措置を講じた。
 - 住宅ローン減税における環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置について、子育て世帯及び若者夫婦世帯が令和6年に新築住宅等に入居する場合、令和4・5年入居の場合の水準を維持。
 - 高度な省エネ性能を有する認定住宅等に係る所得税額の特別控除(投資型減税)の特例措置を延長する。
 - 住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税及び固定資産税の特例措置(リフォーム促進税制)の特例措置を延長する。
 - その他の省エネ関連税制について、適用期限を延長する。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き税制・金融措置により住宅の省エネ促進を支援。

〈25年度関連予算〉

- ・優良住宅整備促進等事業費補助(248.24億円の内数)

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

施策番号:5

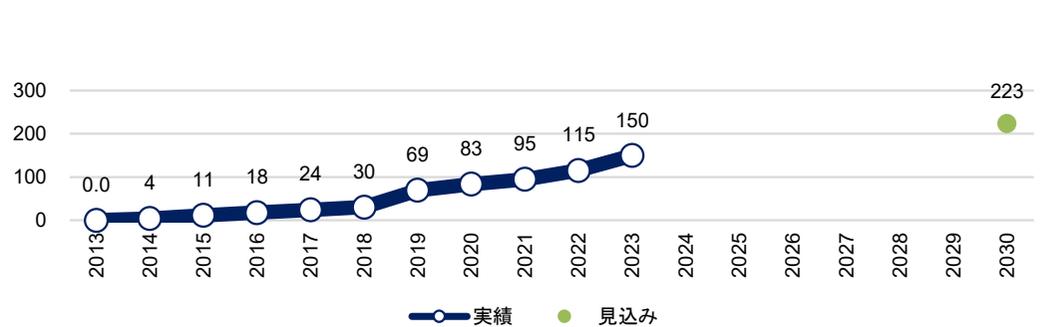
中小工務店等の省エネ住宅生産体制の整備・強化

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 23年度の評価と実績

<評価>

- ・省エネ性能が確保された住宅の供給等により、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

(実績)

- ・中小工務店の設計者・大工等を対象とした省エネ住宅の設計・施工等に関する周知・普及について、初級者向け・中級者向けに区分されたオンライン講座の動画、教材配布などを通じて習熟度向上の取組を行った。
- ・地域における省エネ住宅の生産体制を強化するとともに、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅等の整備に対する支援を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・中小工務店の設計者・大工等を対象とした省エネ住宅の設計・施工等に関する周知・普及について、初級者向け・中級者向けに区分されたオンライン講座の動画、教材配布などを通じて習熟度向上の取組を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・2025年度からの省エネ基準への適合義務化の円滑な運用を図る。

<25年度関連予算>

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(373.40億円の内数)

※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進

○指標

新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合 (%)



前回評価	比較	今回評価
C	⇒	C

○排出削減量の見込と実績

住宅の省エネルギー化(新築) (万t-CO2)



○指標

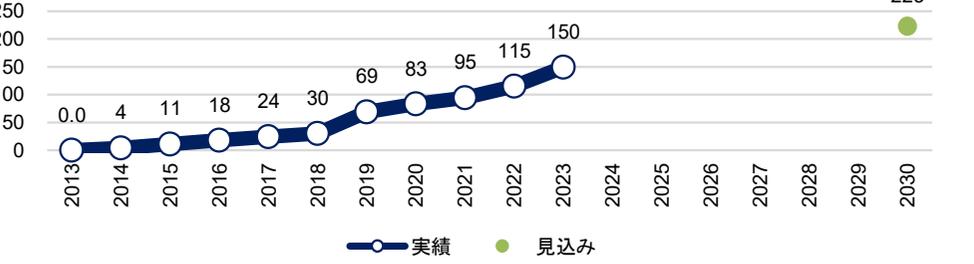
省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)



前回評価	比較	今回評価
C	⇒	C

○排出削減量の見込と実績

住宅の省エネルギー化(改修) (万t-CO2)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉※2022年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- ・既存の公営住宅の省エネ化に資する事業
事業主体数:70主体 (前年度:51主体)
 - ・省エネ住宅等の普及促進に資する事業
事業主体数:14主体 (前年度:21主体)
- ※交付金事業であるため、2023年度執行予定に関する調査を基にしたものであり、実際に取り組んだ事業主体の正確な数字は把握していない。

2. 24年度の主要な取組

- 既存の公営住宅の省エネ化に資する事業
※現在調査中
- 省エネ住宅等の普及促進に資する事業
事業主体数:12主体

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き省エネ住宅等の普及を促進する。

〈25年度関連予算〉

- ・公営住宅等ストック総合改善事業(社会資本整備総合交付金等の内数)
- ・地域住宅政策推進事業(社会資本整備総合交付金等の内数)

省エネ性能等に関する認定・表示制度等の充実・普及

施策番号: 7

住宅・建築物のエネルギー性能の認定・表示制度等の充実・普及

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合(%) 温



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- ・2022年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が強化されたことを受け、有識者検討における制度検討を経て、関係告示・ガイドラインの公布等を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・2024年4月に建築物省エネ法に基づく新たな省エネ性能表示制度を施行した。
- ・2024年11月から、建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度における「省エネ部位ラベル」の運用を開始した。

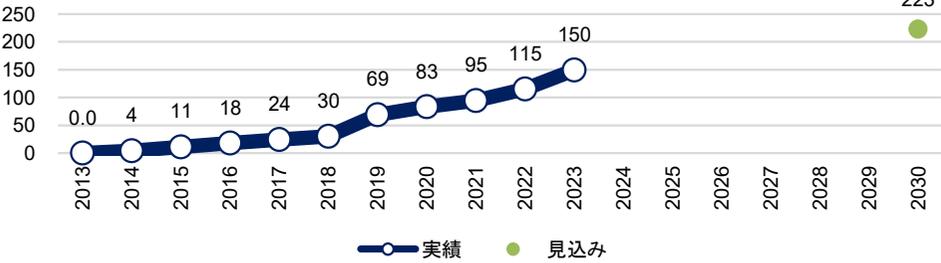
3. 25年度以降の対策強化等

- ・新たな省エネ性能表示制度の普及拡大とともに、円滑な運用を図る。

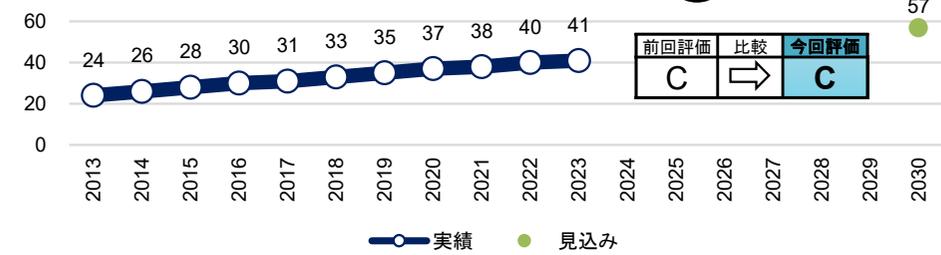
〈24年度関連予算〉

- ・なし

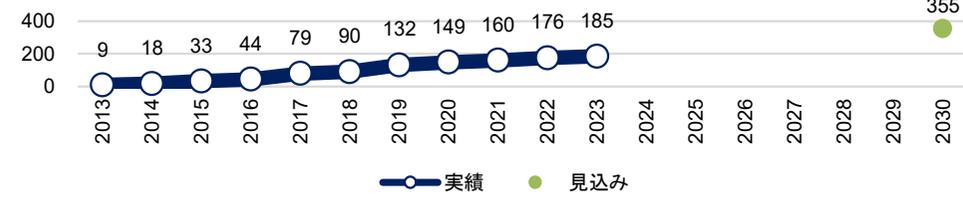
○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



省エネ基準に適合する建築物ストックの割合(%) 温



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

○省エネ性能等に関する認定・表示制度等の充実・普及

施策番号:8

住宅・建築物のエネルギー消費量低減技術の効果実証と評価ツールの開発

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・効果実証を踏まえた評価ツールの開発等を行い、実施施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・評価ツールへの現時点での追加が難しい非住宅建築物の省エネ未評価技術について、建築物省エネ法の大員認定における性能評価評価のためのガイドラインの策定・公表(2023年10月)。
- ・合理的かつ適切な評価とするための評価方法の見直し(非住宅建築物のモデル建物法における空調設備等の評価の合理化等)と評価ツールの更新
- ・住宅の増改築に対応した評価法の開発。

2. 24年度の主要な取組

- ・建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法)の改正(小規模非住宅建築物に基準適合義務化等)に対応した評価ツールの更新
- ・住宅の増改築に対応した評価法を評価ツールに実装。
- ・評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより精緻な評価が可能となる技術(パッケージエアコンディショナ(空冷式)の機器別のエネルギー消費特性への対応)について、評価のためのガイドラインを策定・公表。
- ・合理的かつ適切な評価とするための評価方法の見直し(太陽熱温水器の評価の精緻化等)と評価ツールの更新【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、評価ツールの開発及び整備を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・環境・ストック活用推進事業(42.03億円の内数)

○官庁施設における省エネ化の推進

施策番号:9

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、環境負荷の低減や周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備した。整備にあたっては、環境配慮型プロポーザル方式の採用や、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電設備、緑化を導入した。また、空気調和設備のエネルギーマネジメントを行うライフサイクルエネルギーマネジメント(LCEM)手法を活用した。
- ・設備機器等の更新の際には、エネルギー効率の高い機器等の導入を図った。

2. 24年度の主要な取組

- ・環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備する。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備する。整備にあたっては、新築におけるZEBの実現を目指すとともに、断熱性能の向上、高効率な設備機器や太陽光発電の導入を図るなど省エネ化を推進する。【継続】
- ・建築物の資材製造から解体(廃棄段階を含む。)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

〈25年度関連予算〉

- ・官庁営繕事業:官庁営繕費 176億円(の内数)
特定国有財産整備費 37億円(の内数)

2. 都市における省エネ・省CO₂化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

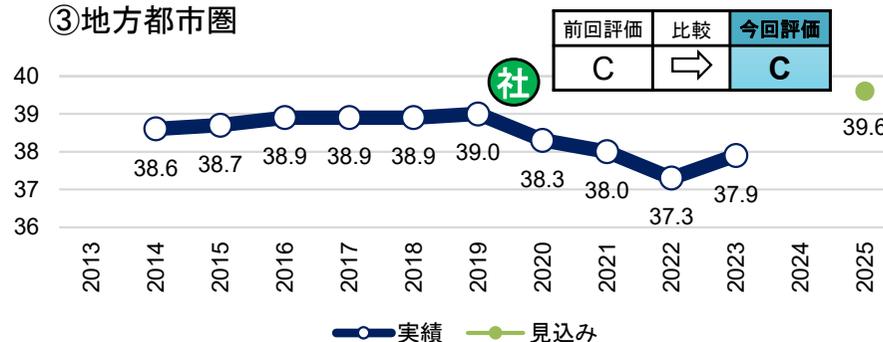
コンパクト・プラス・ネットワークの推進

○指標

立地適正化計画を作成した市町村の数

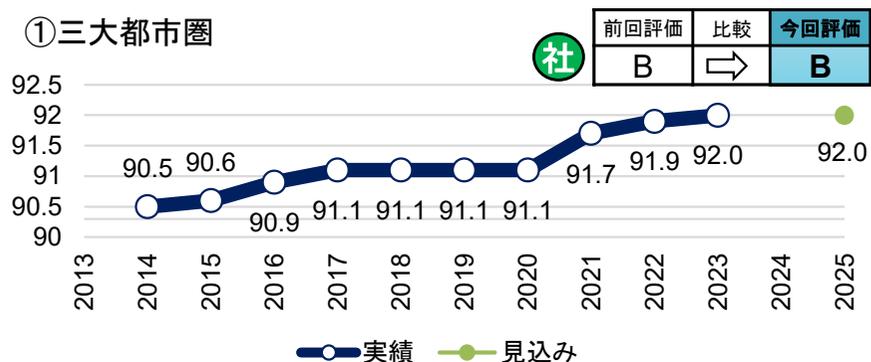


③地方都市圏

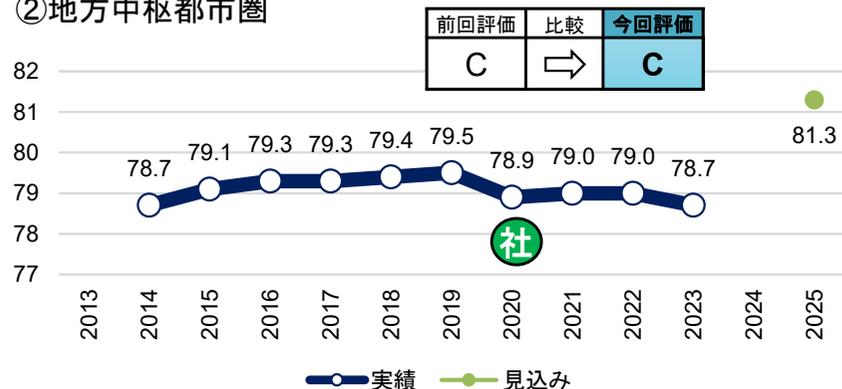


公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

①三大都市圏



②地方中枢都市圏



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・23年度末時点で747都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち568都市が計画を作成・公表した。
- ・23年度末時点で26都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。
- ・23年度末時点で124都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち4都市が当該年度に策定した。また、6都市が策定に向けて検討をはじめている。

・公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合について、地方中枢都市圏において、バスの減便等により、昨年度の指標を下回る市町村があったが、三大都市圏については2022年度までの実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

〈実績〉

- ・立地適正化計画の策定等に必要な支援を実施した。
- ・「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」を開催し、取組の裾野拡大と計画の見直しの推進に向けた議論を行った
- ・都市・地域交通戦略推進事業の実施：多様なモードの連携が図られた、公共交通施設等に対する支援等を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・立地適正化計画の策定等に必要な支援を継続して実施。
- ・24年12月末時点で891都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち599都市が計画を作成・公表した。
- ・「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」のとりまとめを行い、立地適正化計画の取組の裾野拡大と計画の見直しの推進に向けた方針を示した。
- ・24年度末時点の「都市・地域総合交通戦略」策定都市数については、現在集計中。
- ・まちづくりと交通施策が連携した取組の推進を図るため、社会資本整備総合交付金等による取組支援を強化した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」のとりまとめも踏まえながら、立地適正化計画の更なる作成や取組の充実に向けた支援を強化する。

〈25年度関連予算〉

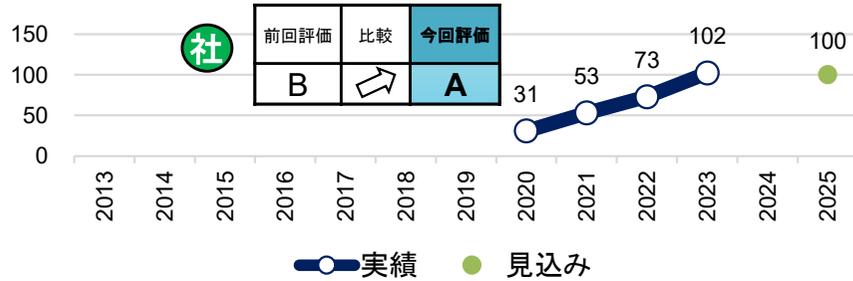
- ・社会資本整備総合交付金4,874億円の内数、防災・安全交付金8,470億円の内数、集約都市形成支援事業5.19億円の内数
- ・都市構造再編集集中支援事業702億円の内数、都市・地域交通戦略推進事業10億円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

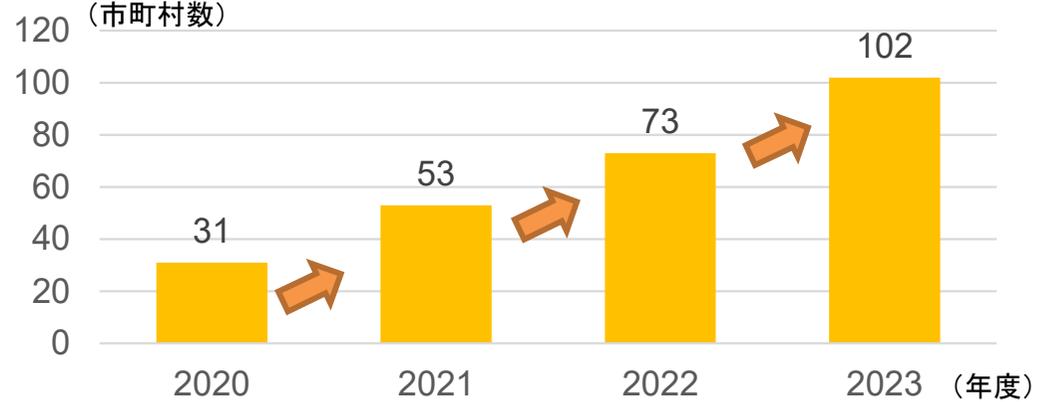
「居心地が良く歩きたくなる」空間形成の推進

○指標

滞在快適性等向上区域を設定した市町村数



滞在快適性等向上区域を設定した市町村数の推移



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- 滞在快適性等向上区域を設定した市町村数が、2022年6月末時点で52市町村となり、基準値(2020年度)の31市町村から約1.7倍に増加。
なお、2024年3月末時点において設定した市町村数が102市町村となり、2025年度の目標である100市町村に到達した。引き続き、「居心地が良く歩きたくなる」空間形成に取り組む市町村数のさらなる増加を目指す。
- 歩行者利便増進道路(ほこみち)の指定は、2020年度制度創設から2023年度末時点で57市区町となり、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定が順調に増加しているところ。

〈実績〉

- まちなかウォーカブル推進事業(社会資本整備総合交付金等)により、市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを支援。
- 全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、新たな街路空間のあり方を議論する場として、全国会議「マチミチ会議(全国街路空間再構築・利活用推進会議)」を開催するとともに、「マチミチ現地勉強会」を各地で開催し、自治体間での先進的な取組の共有、意見交換を実施。
- 道路法の改正:賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路(ほこみち)制度を20年11月から施行。

2. 24年度の主要な取組

- まちなかウォーカブル推進事業(社会資本整備総合交付金等)により、市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを支援。
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置による支援。
- 全国会議「マチミチ会議(全国街路空間再構築・利活用推進会議)」を開催するとともに、「マチミチ現地勉強会」を各地で開催し、自治体間での先進的な取組の共有、意見交換を実施。
- コロナ占用特例、国家戦略特区からの移行促進を含め、ほこみちの普及・促進。

3. 25年度以降の対策強化等

- 市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの取組を、法律・予算・税制等のパッケージで継続的に支援。
- 国家戦略特区からの移行促進を含め、ほこみちの普及・促進。

〈25年度関連予算〉

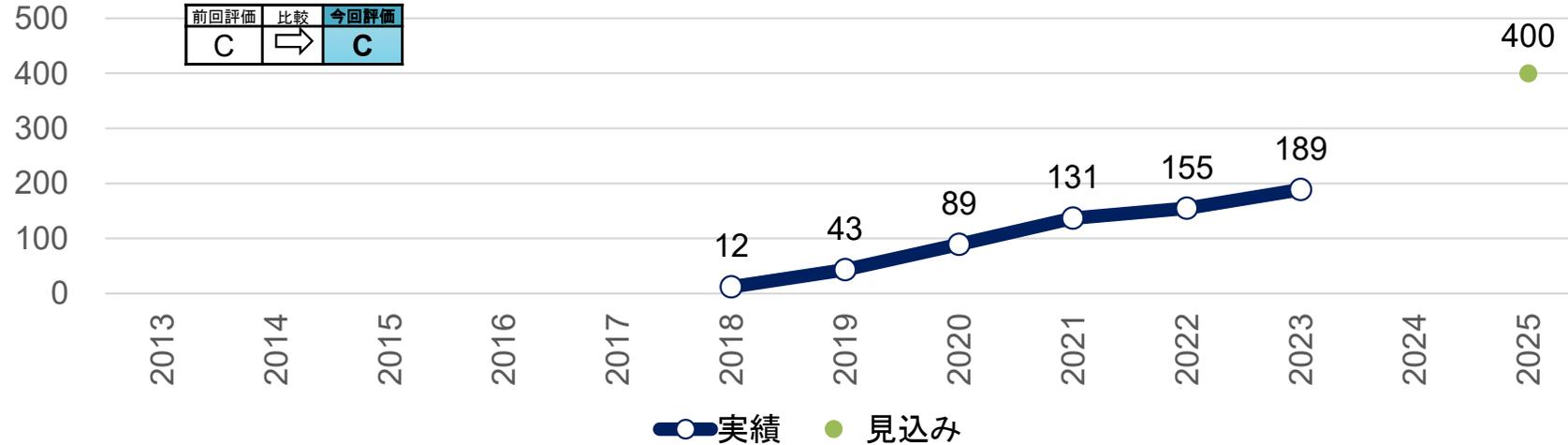
- まちなかウォーカブル推進事業:市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対する取組を支援。
(社会資本整備総合交付金4,874億円の内数、補助金6.18億円の内数)
- 道路事業: 2,118,885百万円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

自転車の利用促進

○指標

自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・22年度から、自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数が34増加。

〈実績〉

- ・自転車通行空間の整備に対して防災・安全交付金で支援。
- ・「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において、自転車ネットワーク路線の選定の考え方やデータの活用などについて議論。

2. 24年度の主要な取組

- ・自転車通行空間の整備に対して防災・安全交付金で支援。
- ・委員会の議論を踏まえ、自転車ネットワーク計画の策定方法を定めた「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定し、地方公共団体に周知。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・自転車通行空間の整備に対して防災・安全交付金で支援。
- ・ウェブサイト等を通じてネットワーク計画の策定方法を定めたガイドラインを地方公共団体に周知。
- ・都道府県単位の自転車ネットワークに係る調整会議等の設置を進め、道路管理者間の連携強化やネットワーク計画策定の働きかけや支援を行う。

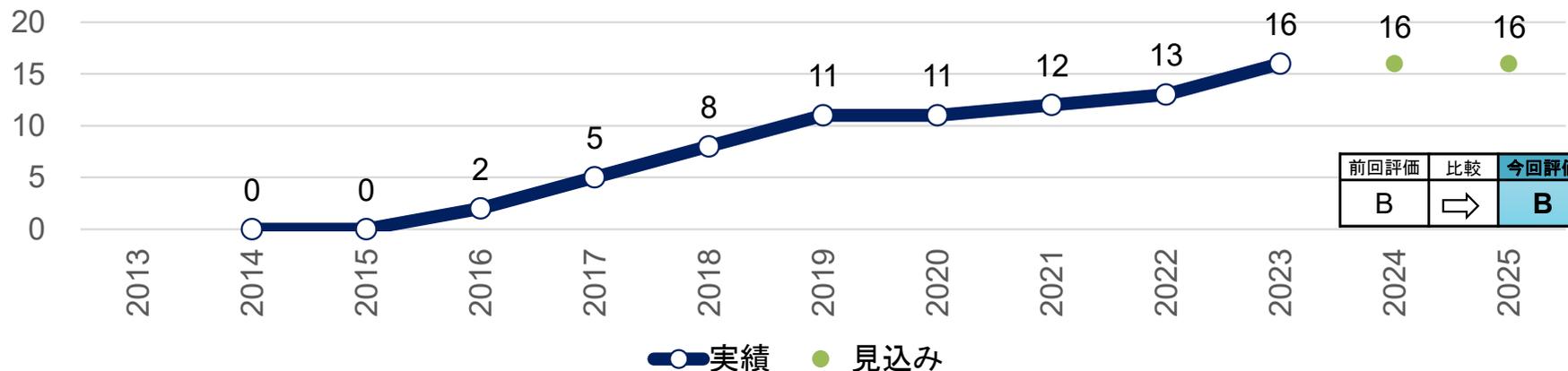
〈25年度関連予算〉

- ・道路事業: 2,118,885百万円の内数
- ・防災・安全交付金: 846,955百万円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

エネルギーの面的利用の推進

○指標
一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型エネルギーの面的利用が導入される地区数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・指標が対前年度比で3地区増。エネルギーの面的利用が導入される都市開発を新たに支援地区として認定する等、取組は進捗している。

〈実績〉

・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギーの面的利用に係る整備に必要な取組を支援。(支援地区数:2地区)

2. 24年度の主要な取組

・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギーの面的利用に係る整備に必要な取組を支援。(支援地区数:5地区)

3. 25年度以降の対策強化等

・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギーの面的利用に係る整備に必要な取組を支援。(支援地区数:5地区)

・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)の拡充:高度なエネルギーマネジメントシステムを支援対象設備に追加。

また、既存建築物を更新・改修に際して、既存のエネルギーネットワークに接続する事業を支援対象事業に追加。

〈25年度関連予算〉

・国際競争拠点都市整備事業:エネルギーの面的利用に係る整備に必要な取組を支援(130億円(の内数))

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

スマートシティの社会実装化等の推進

○指標

スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数

社

前回評価	比較	今回評価
B	↗	A



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・22年度末時点でスマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数は107団体と着実に増加。

〈実績〉

- ・スマートシティの推進に向けて、内閣府、総務省、経済産業省と共同で、19年8月に設立した企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省等を会員とする「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を通じて、事業支援、分科会の開催、マッチング支援、普及促進活動等を実施。
- ・「スマートシティ実装化支援事業」に13地区を選定し、先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業等を支援。
- ・3D都市モデルを活用した太陽光発電設備設置の適地判定が可能なシステムや下水熱利用マッチングシステム等を開発し、地域のエネルギー政策立案への貢献や下水道熱利用の促進の検証に取り組むとともに、地方公共団体におけるデータ整備・ユースケース開発等を支援。

2. 24年度の主要な取組

- ・「スマートシティ官民連携プラットフォーム」においてオンラインセミナー等の普及促進活動等を実施。
- ・「スマートシティ実装化支援事業」に13地区を選定し、先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業等を支援。
- ・3D都市モデルを活用した太陽光発電のポテンシャル推計及び反射シミュレーションシステムの開発を行うとともに、地方公共団体における3D都市モデルの整備とこれら分野でのユースケース開発等を支援。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・関係府省連携のもと、複数サービス・分野間で連携した先進的な都市サービスへの支援や、全国の牽引役となるモデルプロジェクトとして、地域のスマートシティ実行計画に基づき、データや新技術を活用した先進的な都市サービスの実装に向けて取り組む実証事業を支援。
- ・環境・エネルギー分野で3D都市モデルのユースケース開発を行うとともに、地方公共団体や民間事業者等における3D都市モデルの整備とこれら分野での活用等を支援する。

〈25年度関連予算〉

- ・スマートシティ実装化支援事業 2.42億円の内数
- ・先導的まちづくり調査 3.0億円の内数
- ・都市空間情報デジタル基盤構築調査 11.36億円の内数
- ・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 11.73億円の内数

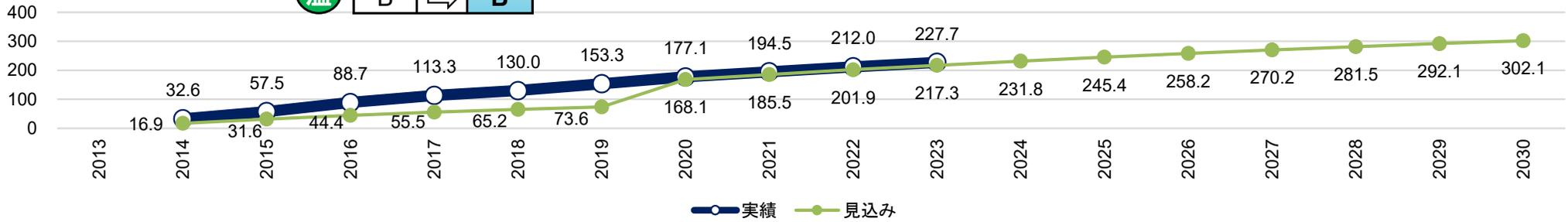
2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

緑化等による都市の熱環境改善の推進

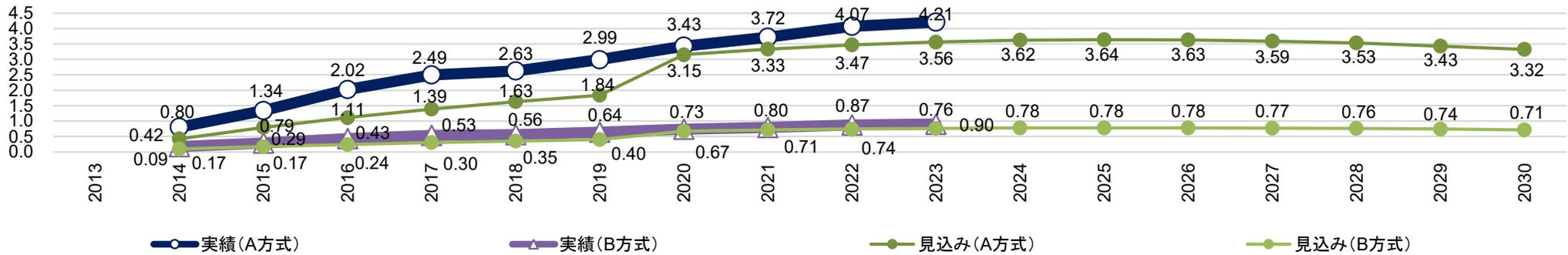
○指標

屋上緑化施工面積 (ha)

前回評価	比較	今回評価
B	→	B



○排出削減量の見込と実績



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・指標が対前年度比で15.7ha増加。目標年度(2030年度)に向けて、取組は進捗している。

〈実績〉

・都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域 制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地や農地の保全など 地域全体の地表面被覆の改善。

2. 24年度の主要な取組

・「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。【継続】

〈25年度関連予算〉

・なし

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

都市部の街区におけるエリア単位での脱炭素化に向けた包括的な取組の推進

前回評価	比較	今回評価
—	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・都市緑地法の改正に向けた準備を行うなど、まちづくりGXの取組を着実に推進。
- ・エネルギーの面的利用を推進するため、エネルギー供給施設(太陽光発電施設、CGS等)整備や対象区域に電力供給する遠隔地の再エネ施設の整備等の支援を実施。

〈実績〉

- ・「都市緑地法の一部を改正する法律案」を閣議決定。
- ・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギーの面的利用に係る整備に必要な取組を支援。(支援地区数:2地区)

2. 24年度の主要な取組

- ・都市緑地法の一部を改正し、民間事業者等による緑地確保の取組について国が評価・認定する優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)を創設し、また当該制度に基づく大臣認定を行った。
- ・都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業(脱炭素都市再生整備事業)を国土交通大臣が認定し、認定を受けた事業に対し緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ利用設備等の導入費用について金融支援を行う制度を創設し、また、当該制度に基づく大臣認定を行った。
- ・エネルギー面的利用の深化・加速化をはかるため、既存建築物等への接続に対する支援を強化した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応、②生物多様性の確保、③Well-being向上のような社会的要請に対応するため、環境に優しい都市構造への変革や都市におけるエネルギーの面的利用の推進、都市緑地の多様な機能の発揮を図る取組を進める。

〈25年度関連予算〉

・脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	0.3億円(の内数)	・都市・地域交通戦略推進事業	10億円(の内数)
・共同型都市再構築事業	20億円(の内数)	・国際競争拠点都市整備事業	130億円(の内数)
・社会資本整備総合交付金	4,874億円(の内数)	・メザニン支援事業	1,200億円(の内数)
・都市構造再編集中支援事業	702億円(の内数)	・まちづくりファンド支援事業	1億円(の内数)
・まちなかウォークアブル推進事業	6.18億円(の内数)	・緑地保全・優良緑地確保支援事業資金	2.5億円(の内数)
		・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	1.39億円(の内数)

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

環境不動産の普及促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ①19年以降TCFD提言に対するリートの資産運用会社等不動産の分野からの企業等の賛同が相次ぎ、23年度において日本では11企業が新たに賛同する等、施策は着実に進捗している(TCFDIは23年10月に解散)。
- ②一定の環境性能を満たす不動産の形成(改修・建替え・開発事業)に対してリスクマネーを供給する耐震・環境不動産形成促進事業について、5件(約132億円)の支援を決定し、施策は着実に進捗している。
- ③30年度目標の達成に向けては、大都市部の大規模案件などで一層の環境性能の向上を図る必要があり、それらに資する案件について金融支援を行うことで事業者の事業活動を促進する。
- ③23年度の金融支援実績は2件(150億円)あり、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①23年3月に「社会的インパクト不動産」の実践ガイダンスを公表。また、21年3月に公表した「不動産分野TCFD対応ガイダンス」から3年が経過したところ、24年3月には改訂版を公表。
- ②耐震・環境不動産形成促進事業の実施:一定の環境性能を有する不動産の開発事業に対して出資実行。
- ③メザニン支援事業の実施 :環境に優れた案件に対する大臣認定の実施

認定事業名	: 東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業
認定事業者	: 東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合
所在地	: 東京都中央区八重洲一丁目300番、213番5、205番3他
建物規模	: 地下4階、地上51階建て
建物用途	: 事務所、店舗、住宅、バスターミナル、カンファレンス、医療施設等
環境負荷低減	: ○発電時の排熱を利用するコージェネレーションシステムを導入 ○地域冷暖房施設のネットワーク化等



2. 24年度の主要な取組

- ①中小ビルを対象としたESG改修投資の促進に向けたモデル事業の開始や、不動産ESG投資に関する普及啓発を実施。
- ②耐震・環境不動産形成促進事業について、2件(約22億円)の支援を決定した。
- ③メザニン支援制度にて、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の発掘を強化。

3. 25年度以降の対策強化等

- ①不動産ESG投資に関連する情報開示の充実等に向けた検討や、不動産ESG投資に関する普及啓発を実施予定。
- ②引き続き、耐震・環境不動産形成促進事業を着実に実施。
- ③メザニン支援制度にて、環境性能が良好と認められる民間都市開発事業の発掘の強化

〈25年度関連予算〉

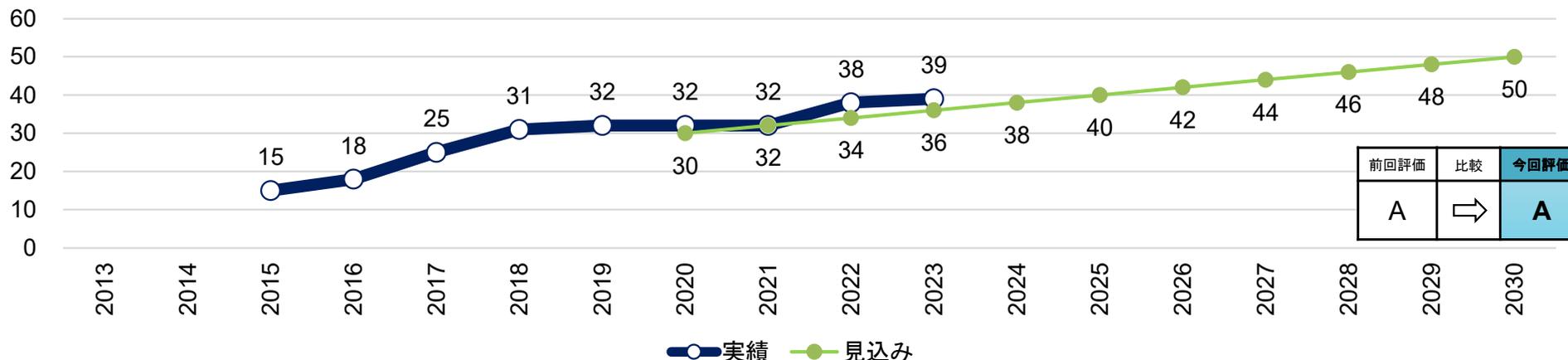
- ①不動産市場の環境整備等の推進に必要な経費:ESG投資関連情報の充実に向けた環境整備(8,902千円)
- ③メザニン支援事業:環境性能が良好と認められる民間都市開発事業に対する支援等1,200億円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

下水熱利用の推進

○指標

下水熱利用実施箇所数 (実施箇所数)



前回評価	比較	今回評価
A	⇒	A

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2019年度から2021年度まで案件数が32と停滞気味だったが、2023年度末時点では実施箇所が増加し目標を上回ることができた。
- ・引き続き、着実な施策の実施に向け、下水道管理者等に対し、案件形成等の支援を行っていく。

〈実績〉

- ・下水熱マニュアル(案)を基に、技術整理を実施し普及展開に努めた。
- ・下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への案件形成支援を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、マニュアル(案)による技術整理を実施し普及展開に務めることや下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への支援を行う。

〈25年度関連予算〉

- ・下水道リノベーション推進総合事業(社会資本整備総合交付金)(令和7年度当初 1/2 等 487,410 百万円の内数)

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

スマートアイランドによる離島における再エネ100% (RE100) 化等の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・20年度よりICTなどの新技術の離島地域への実装を図るスマートアイランド推進実証調査を開始し、エネルギー分野は1件(島根県海士町)の採択を行い、施策は着実に進捗している。

本調査は、交通・物流、防災、環境等、様々な分野を対象として募集を行っているが、このうちエネルギー分野においても応募があり、関心のある分野の一つである。

〈実績〉

エネルギー分野では下記1件を採択し実証を行った。

・島根県海士町(中ノ島)において、島の課題である安定的な電力供給を確保するため、港内未利用エリアを活用し、波力発電装置を用いた港内施設への電力供給に関する実証調査を実施し、離島特有の電力発電・供給モデルの構築等を行った。

2. 24年度の主要な取組

・産学官が連携してスマートアイランドの推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信等を行い、スマートアイランドの一層の普及促進と機運醸成等を図ることを目的とした「スマートアイランド推進プラットフォーム」を設立し、エネルギー分野を含むスマートアイランド推進に資するシーズを有する民間企業、研究機関等と離島自治体とのマッチングを支援した。

・離島の課題解決に資する技術を、「スマートアイランド推進カタログ」として取りまとめ、エネルギー分野として「波力発電」装置の事例を1件掲載した。

3. 25年度以降の対策強化等【継続】

・スマートアイランド推進実証調査の対象分野として、引き続き提案の募集を行い、採択後は適切なフォローを行う。

・「スマートアイランド推進プラットフォーム」を通じたマッチング等技術実装の支援に取り組む。

・「スマートアイランド推進カタログ」の充実を図る。

〈25年度関連予算〉

・広域連携体制構築調査等: スマートアイランド推進実証調査(1.1億円の内数)

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

北海道環境イニシアティブの推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・北海道環境イニシアティブは、北海道の優れた資源・特性を活かし、多様な主体との連携・協働により、環境政策の先駆的取組のモデルとして展開しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・北海道の優れた資源・特性を活かした、環境面での先駆的・実験的な取組を推進
 - ・ブルーカーボンによるCO₂吸収拡大の取組として、釧路港では、島防波堤背後に浚渫土砂の有効利用による藻場の造成を実施
 - ・グリーンインフラの取組として、舞鶴遊水地では、関係者が参画した「タンチョウも住めるまちづくり協議会」における持続可能な魅力ある地域づくりを推進

2. 24年度の主要な取組

- ・北海道の優れた資源・特性を活かした、環境面での先駆的・実験的な取組を推進
- ・藻場の生育環境の創出に配慮した防波堤等をブルーインフラとして整備促進を図り、ブルーカーボンによるCO₂吸収拡大の取組を推進【継続】
- ・生態系の持つ多様な機能を活用したグリーンインフラの取組として、地域の賑わい創出を目指す取組を推進【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・北海道の優れた資源・特性を活かした、環境面での先駆的・実験的な取組を推進【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・北海道開発予算(5,745億円の内数)

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

官庁施設における木材利用の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「都市(まち)の木造化推進法」等を踏まえ、引き続き、官庁施設における木材の利用を推進した。
- ・官庁施設整備における木造化及び内装等の木質化を推進した。
- ・「木造計画・設計基準」の改定を行った(令和6年3月)。

2. 24年度の主要な取組

- ・「都市(まち)の木造化推進法」等を踏まえ、引き続き、官庁施設における木材の利用を推進する。【継続】
- ・官庁施設整備における木造化及び内装等の木質化を推進する。【継続】
- ・「公共建築木造工事標準仕様書」の改定を行った(令和7年3月)。
- ・「木造計画・設計基準」の改定を行った(令和7年3月)。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・今後も官庁施設における木材の利用を推進する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・官庁営繕事業:官庁営繕費 176億円(の内数)
 特定国有財産整備費 37億円(の内数)

木造化の事例



浜松自動車検査登録事務所 庁舎

内装等の木質化の事例



北海道警察学校 庁舎

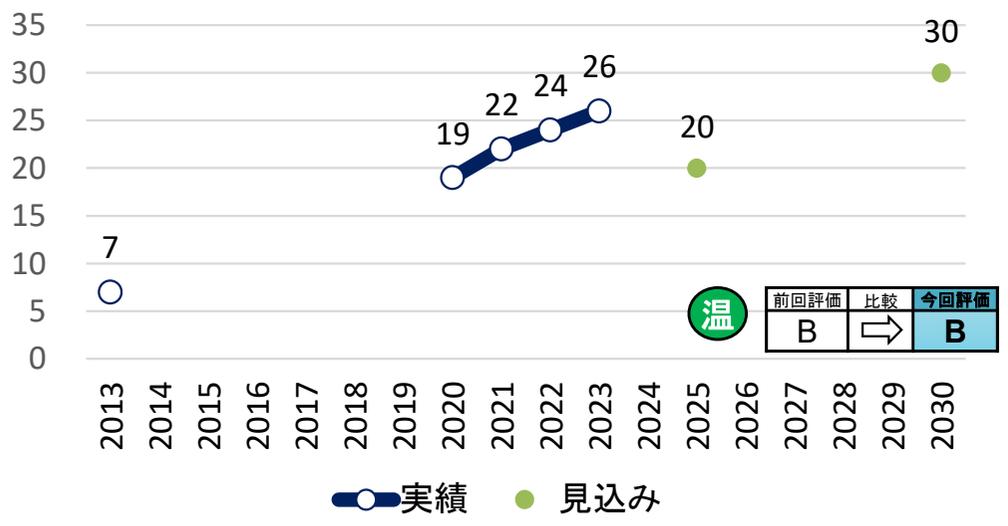
3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○道路の脱炭素化

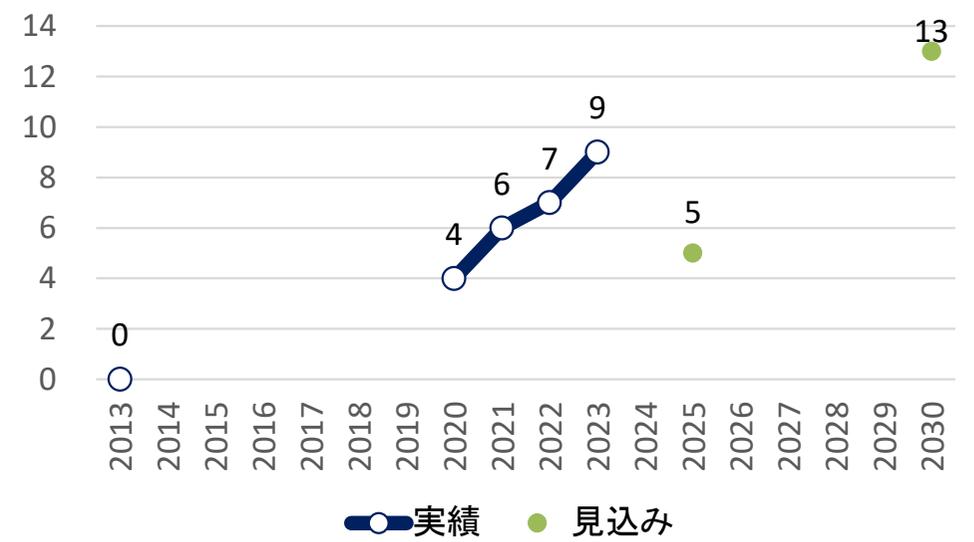
施策番号:22

道路照明灯のLED化等の推進

○指標
直轄国道のLED 道路照明灯数 (万基)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
・このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度目標水準を上回ると考えられる。

〈実績〉
・道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯を約2万基整備した。

2. 24年度の主要な取組

・国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、道路照明灯のLED化を推進。
・さらなる道路照明の省エネ化を推進するため、センサー技術の活用等の道路照明の高度化を検討。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、道路照明灯のLED化を推進する。

〈25年度関連予算〉

・道路事業:2,118,885百万円の内数

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○道路の脱炭素化

施策番号:23

道路橋の長寿命化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・5年に1度、近接目視による全数監視を実施し、統一的な尺度で健全度を診断し、必要な措置を講じる。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業:2,118,885百万円の内数

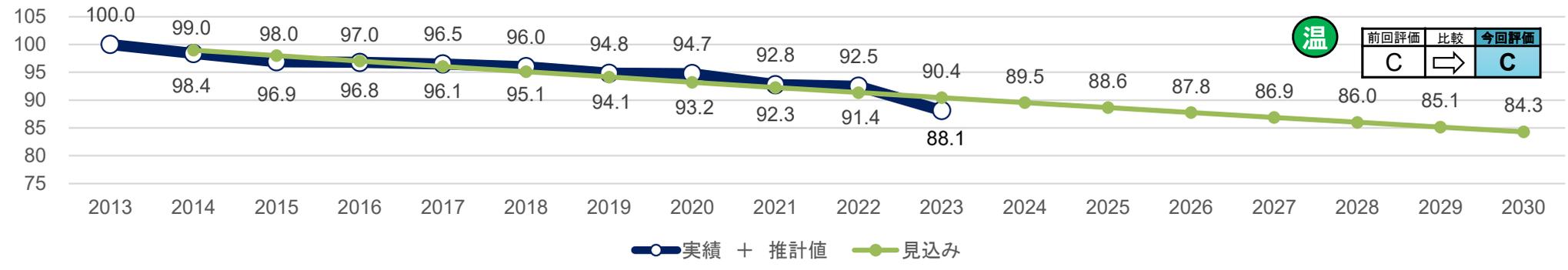
3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○鉄道の脱炭素化

施策番号:24

省エネ設備等によるエネルギー消費効率の向上

○指標

エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2013年度基準)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・エネルギー使用に係る原単位の改善率については、見込み値に達し、前年度から改善している。省エネ量及びCO₂排出削減量については、既に2030年度目標水準を上回った。
 - ※指標については、鉄道施設・鉄道車両の脱炭素化の合計値である。

- 〈実績〉
- ・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業(環境省・国土交通省連携事業)の実施:環境省と連携し、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備の導入に対する支援を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業:新規事業を採択

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、関連予算により先進的な省エネ設備の導入を支援

〈25年度関連予算〉

- ・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業(1,100百万円の内数)
- ・鉄道脱炭素施設等実装調査(29百万円の内数)

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○空港の脱炭素化

施策番号:25

空港施設・空港車両からのCO2排出を削減する取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化に向けて、空港脱炭素化推進計画の認定等を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2023年12月に成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、2024年3月に県営名古屋空港の計5空港の空港脱炭素化推進計画を認定。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」(第8回)や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」のセミナーを開催。
- ・25空港へ空港脱炭素化に向けた省エネ設備導入等の支援を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を推進し、計43空港にて計画を策定。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」(第9回)や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」のセミナーを開催。
- ・26空港へ空港脱炭素化に向けた省エネ設備導入等の支援を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を引き続き推進。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」を開催。
- ・「計画策定ガイドライン」や「事業推進マニュアル」を適宜見直し。
- ・空港脱炭素化に向けた省エネ設備導入等の支援を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・空港脱炭素化推進事業:計画策定支援、設備導入支援等 (約68億円(2025年度予算)【継続】)

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○空港の脱炭素化

施策番号:26

空港の再エネ拠点化の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化に向けて、空港脱炭素化推進計画の認定等を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2023年12月に成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、2024年3月に県営名古屋空港の計5空港の空港脱炭素化推進計画を認定。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」(第8回)や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」のセミナーを開催。
- ・25空港へ空港脱炭素化に向けた再エネ設備導入等の支援を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を推進し、計43空港にて計画を策定。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」(第9回)や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」のセミナーを開催。
- ・26空港へ空港脱炭素化に向けた再エネ設備導入等の支援を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を引き続き推進。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」を開催。
- ・「計画策定ガイドライン」や「事業推進マニュアル」を適宜見直し。
- ・空港脱炭素化に向けた再エネ設備導入等の支援を実施。

〈25年度関連予算〉

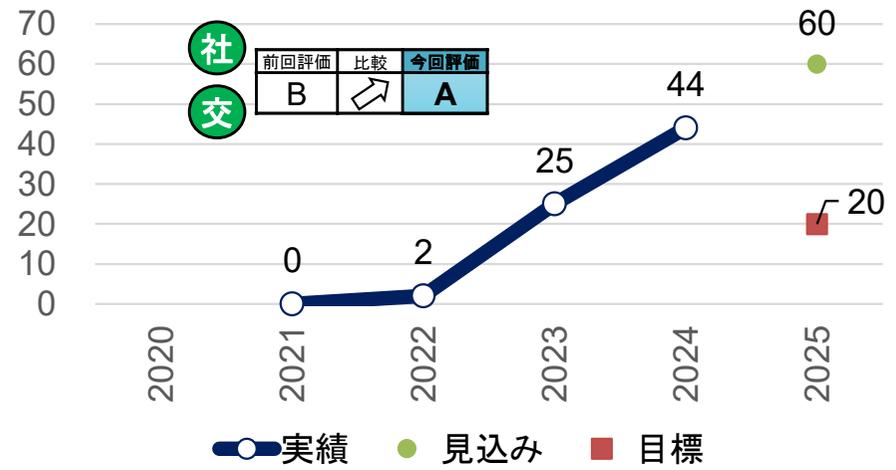
- ・空港脱炭素化推進事業:計画策定支援、設備導入支援等 (約68億円(2025年度予算)【継続】)

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○港湾の脱炭素化

施策番号:27

カーボンニュートラルポートの形成推進

○指標
 カーボンニュートラルポート形成のための計画が策定されている港湾数^(※)_(港)



(※)2022年12月に改正港湾法が施行されたことを踏まえ、「カーボンニュートラルポート形成のための計画」は港湾法第50条の2第1項に規定する港湾脱炭素化推進計画とする。

1. 23年度の評価と実績 <評価>

- ・2022年12月に施行された「港湾法の一部を改正する法律」により、港湾管理者が、多岐に亘る関係者が参加する港湾脱炭素化推進協議会での検討を踏まえ、港湾脱炭素化推進計画を作成するなど、CNPの形成をより一層推進する体制が構築された。
- ・2023年3月に港湾管理者による同計画の作成を支援するため、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルを公表した。

<実績>

- ・全国25港湾において港湾脱炭素化推進計画を作成・公表

2. 24年度の主要な取組

- ・港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成について、計画の作成に対する補助、助言等によって支援した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成について、計画の作成に対する補助、助言等によって支援する。

<25年度関連予算>

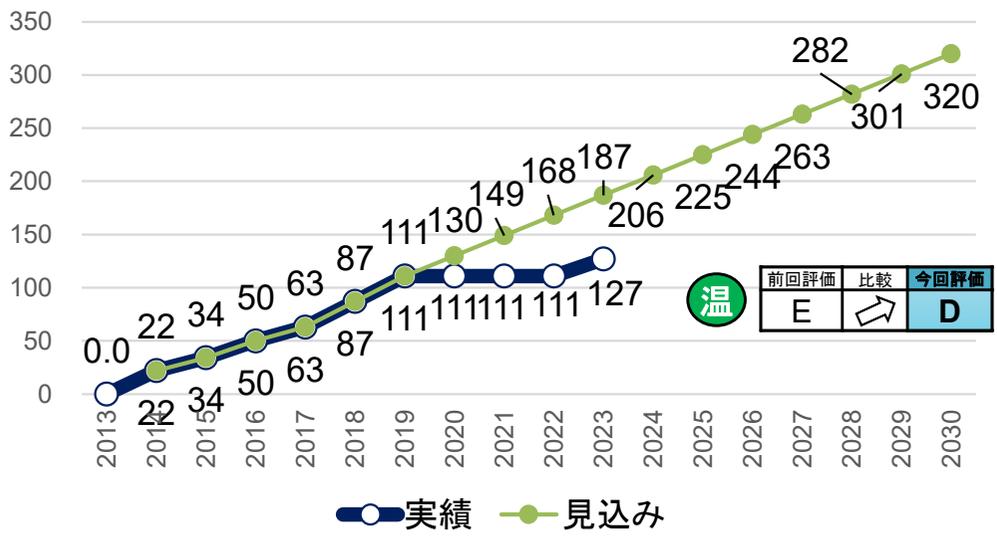
- ・港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援制度(港湾整備事業2,456億円の内数)
- ・停泊中の船舶への陸上電力供給設備の整備((環境省)国土交通省連携事業:港湾における脱炭素化促進事業(2022年度~2025年度))
- ・カーボンニュートラルポート(CNP)形成に関する新技術を活用した高度化実証(港湾におけるカーボンニュートラル実現に必要な経費7億円の内数)
- ・港湾工事に係るブルーカーボン生態系の整備(港湾整備事業2,456億円の内数)

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○港湾の脱炭素化

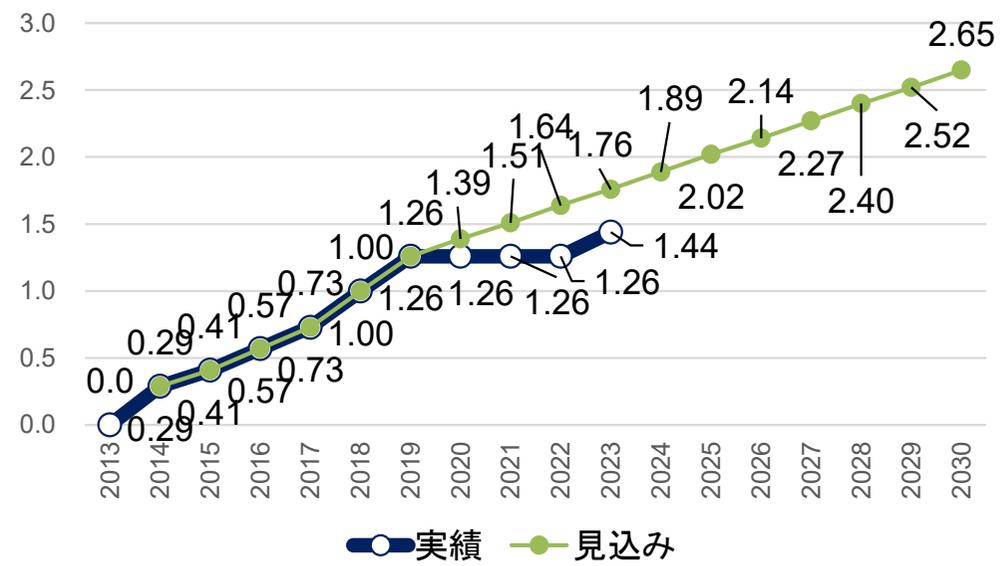
施策番号:28

カーボンニュートラルポートの形成推進（省エネルギー型荷役機械等の導入の推進）

○指標
省エネルギー型荷役機械等の導入台数



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・環境省、国土交通省連携事業：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、空港・港湾における脱炭素化促進事業及びフォークリフトの燃料電池化促進事業)により、省エネルギー型荷役機械(HB型ストラドルキャリア及びHB型トランスファークレーン)等の導入を支援を行っているが、取組がこのままの水準の場合は、指標等が目標年度に目標水準を下回る可能性がある。

〈実績〉

・2023年導入実績として、16基を導入した。

2. 24年度の主要な取組

・環境省、国土交通省連携事業：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、空港・港湾における脱炭素化促進事業及びフォークリフトの燃料電池化促進事業)により、省エネルギー型荷役機械(HB型ストラドルキャリア及びHB型トランスファークレーン)等の導入を支援。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入の推進により、港湾における総合的な低炭素化を図る。

〈25年度関連予算〉

・(環境省)国土交通省連携事業：港湾における脱炭素化促進事業(2022年度~2025年度予定)

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○ダム、砂防施設の脱炭素化

施策番号:29

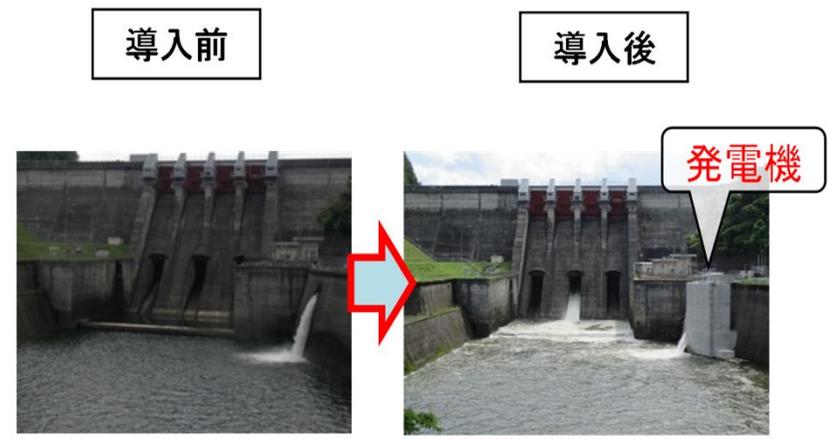
ダム施設における再エネ設備等の導入・改修の推進

- 指標
発電利用されていない既存治水等多目的ダムへの発電機の設置による増電力量 (万kWh)
- 目標値
2030年度540万kWh
※今後設計を進めていく中で発電機の設置数や発電量は変更となる場合がある。



- 23年度の評価と実績
 - 〈評価〉
※順次検討を開始したところであり、23年度時点の実績での定量的な評価はできない
 - ・既存ダムへの発電施設の新増設の事業化に向けた検討の実施。
 - 〈実績〉
・既存ダムへの発電施設の新増設に向けて、国土交通省管理の3つのダムでケーススタディを実施し、事業スキーム等の検討を実施した。
 - 24年度の主要な取組
 - ・ケーススタディを実施した国土交通省管理の3つのダムにおいて、発電施設の新増設に関する公募を実施。
 - 25年度以降の対策強化等
 - ・24年度に実施する公募状況を踏まえ、その他の国土交通省管理のダムにおいても事業性を検討し、25年度より公募拡大を検討する。
- 〈25年度関連予算〉
・治水事業等関係費 9,019億円の内数

■発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置



3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○ダム、砂防施設の脱炭素化

施策番号: 30

CO2 排出の少ない砂防施設の整備・改築の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・ CO2排出量がより少ない鋼製透過型砂防堰堤の整備・改築を着実に実施している。
- 〈実績〉
- ・ 下流への被害防止を目的として、鋼製透過型砂防堰堤の整備を推進。

2. 24年度の主要な取組

- ・ 国・都道府県の整備する砂防施設において、CO2排出量がより少ない構造・材料・工法を取り入れた砂防施設の整備・改築を促進

3. 25年度以降の対策強化等

- ・ 引き続き、国・都道府県の整備する砂防施設において、CO2排出量がより少ない構造・材料・工法を取り入れた砂防施設の整備・改築を促進する

〈25年度関連予算〉

- ・ 治水事業等関係費 9,019億円の内数

従来の不透過型砂防堰堤



CO2排出量低減構造の鋼製透過型砂防堰堤



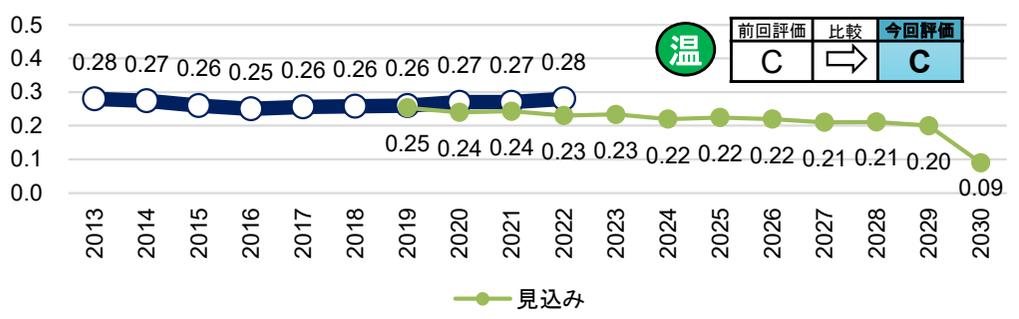
3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○下水道の脱炭素化

施策番号: 31

下水道における省エネルギー・創エネルギー対策等の推進①

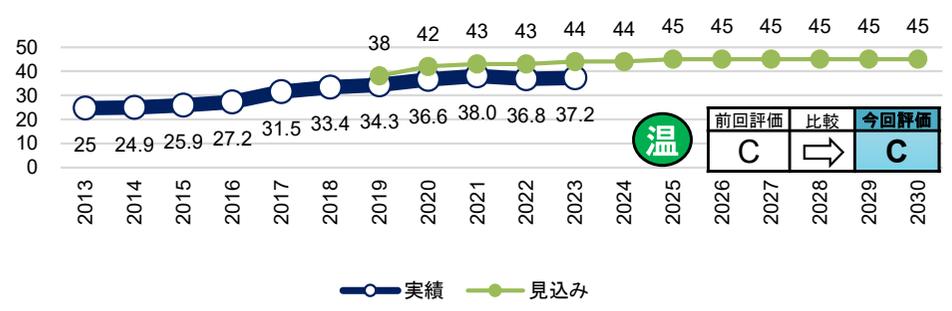
○指標

①処理水量当たりのエネルギー起源CO2 排出量 (t-CO2/千m3)

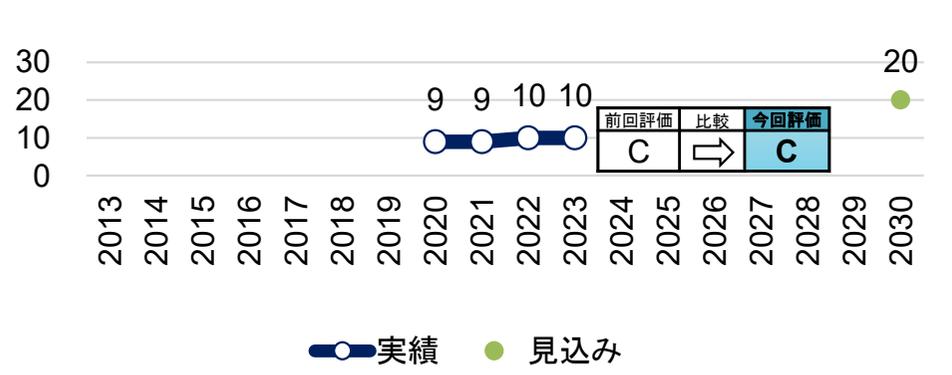


※2019年度までの実績については、その年の電力排出係数を使用しているが、2020年度以降の実績、見込みについては2013年度の排出係数を使用。

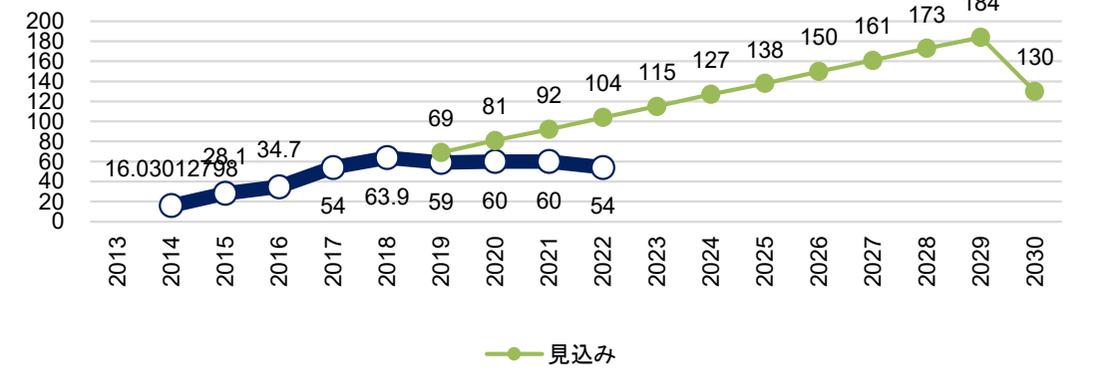
②下水道バイオマスリサイクル率¹⁾ (%)



③地域バイオマスや廃棄物処理施設等との連携事業実施数(件)



○排出削減量の見込と実績(下水道における省エネ・創エネ対策の推進) (万t-CO2)



1)地球温暖化対策においては、下水道バイオマスリサイクル率の内数として、下水汚泥エネルギー化率を設定。
 下水道バイオマスリサイクル率:下水汚泥に含まれる有機物量のうち、エネルギー、肥料等に使用された量の割合
 下水汚泥エネルギー化率:下水汚泥に含まれる有機物量のうち、エネルギーとして使用された量の割合

- 23年度までの評価と実績
 (評価)
 ・指標①については、地域によって高度処理水量の増加等による電力消費量の増加等の要因もあり、目標値である0.24(t-CO2/千m3)から進捗が遅れているため、更なる運転管理の高度化や省エネ技術の導入が必要。
 ・指標②については、2022年の36.8%から0.4%増加しているものの、見込みに対し進捗が進んでいないのは、案件形成等がやや遅れている状況であるため、2030年に向けては、更なる案件形成の加速が必要。
 ・排出削減量としては、上記①、②の要因もあり、進捗にやや遅れが生じている。
 ・指標③については、事業化には比較的時間を要するものの、案件形成支援等により、複数自治体での事業化が見込まれる。
 (実績)
 ・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進。
- 24年度の主要な取組
 ・社会資本整備総合交付金事業や下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業の他、「案件発掘から施設整備まで一体的・集中的な支援」の内、「案件形成等のプッシュ型支援」を実施。
- 25年度以降の対策強化等
 ・引き続き、社会資本整備総合交付金事業や省エネ診断支援の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業やカーボンニュートラル地域モデル処理場計画、省エネ診断の実施支援等により更なる省エネ・創エネの取組を推進。
 ・また、23年度に新しく、下水道温室効果ガス削減推進事業を創設した。これより、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減検討やそのための調査等の支援する。

- (25年度関連予算)
 社会資本整備総合交付金(令和7年度当初 1/2 等 487,410 百万円の内数)
 ・下水道リノベーション推進総合事業
 ・下水道温室効果ガス削減推進事業
 下水道事業費補助(令和7年度当初 1/2 等 8,564百万円の内数)
 ・下水道脱炭素化推進事業

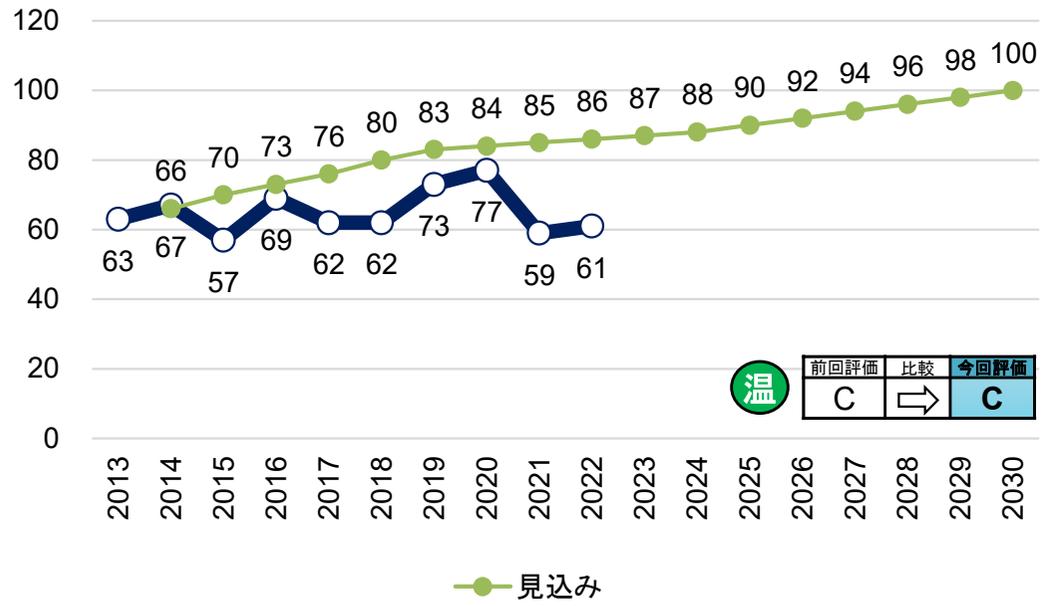
3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○下水道の脱炭素化

施策番号: 31

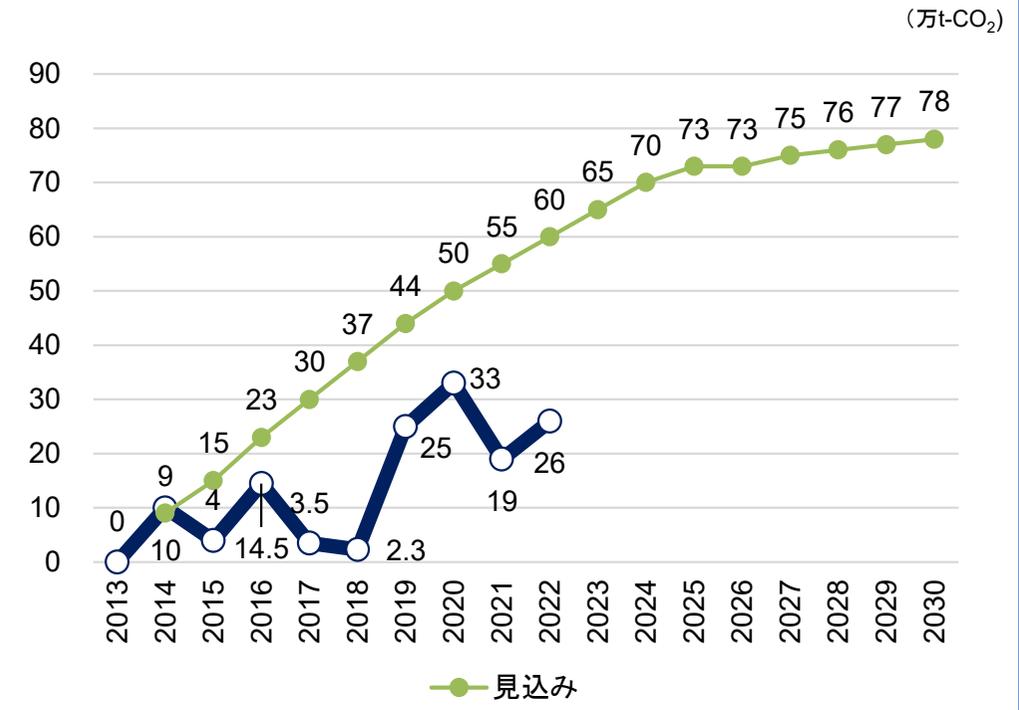
下水道における省エネルギー・創エネルギー対策等の推進②

○指標

下水汚泥焼却高度化率 (%)



○排出削減量の見込と実績(下水汚泥焼却施設における焼却の高度化)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・下水汚泥焼却高度化率、CO2削減量のいずれも進捗がやや遅れている状況にあるため、高温焼却の100%実施に向けた下水道管理者等への周知や、N2O排出係数の低い炉への更新が必要。

〈実績〉

・下水道管理者に対し、下水汚泥を流動炉で高温焼却することによるN2O削減効果について情報発信を実施するとともに、進捗のフォローアップを実施

2. 24年度の主要な取組

・下水道管理者に対し、下水汚泥を流動炉で高温焼却することによるN2O削減効果について情報発信を実施するとともに、進捗のフォローアップを実施

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き下水道管理者への周知を行いつつ、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業により、汚泥焼却炉の再構築に際し、N2Oの排出抑制対策等を支援

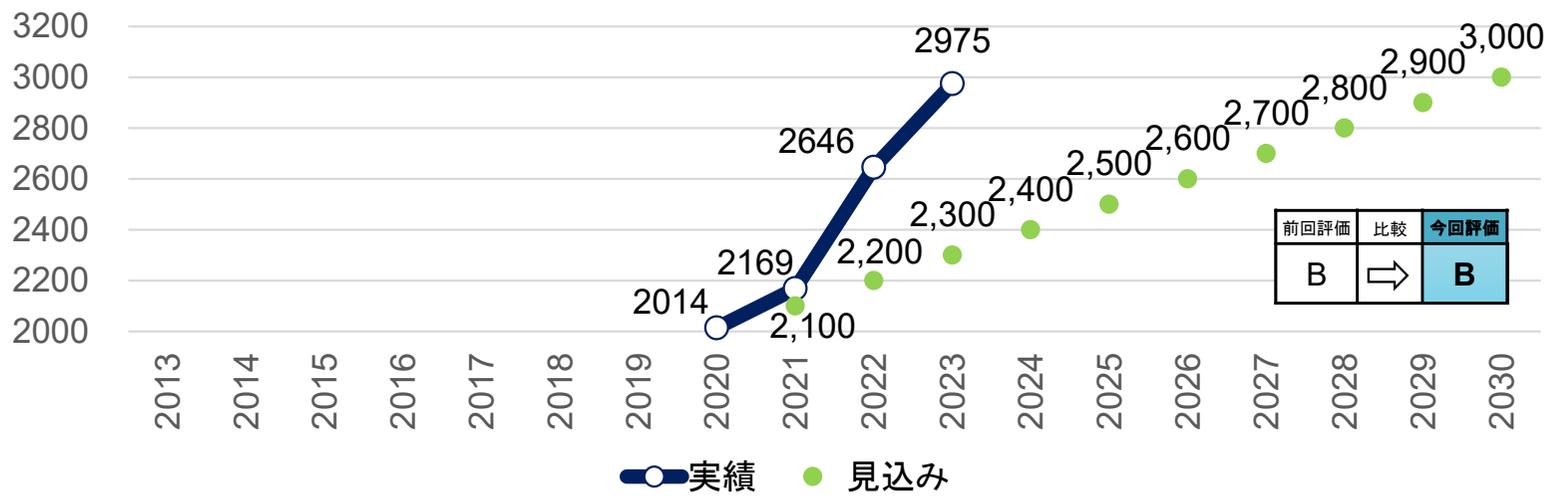
〈25年度関連予算〉

・下水道脱炭素化推進事業（下水道事業費補助）(令和7年度当初 1/2 等 8,564 百万円の内数)

3-2 インフラ整備における脱炭素化の推進 ○計画・設計段階における脱炭素化の推進

省CO2 に資する材料等の活用促進及び技術開発等

○指標
CO2 削減に資するNETIS 登録技術の直轄工事における活用件数 (件)



前回評価	比較	今回評価
B	⇒	B

1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
 - ・30年度の目標達成に向けては、新技術情報提供システム(NETIS)の活性化のための新技術活用を推進する施策検討が必要。
- 〈実績〉
 - ・新技術情報提供システム(NETIS)への登録手続きのオンライン化
 - ・新技術の活用を更に促進するため、直轄土木工事におけるNETIS登録技術等の活用を原則義務化

2. 24年度の主要な取組

- ・国土交通大臣表彰技術等の有用な新技術の活用活性化の検討

3. 25年度以降の対策強化等

- ・新技術情報提供システム(NETIS)の更なる活性化に向けたシステム改良の検討
- ・新技術の活用を更に促進するため、直轄土木工事における技術比較表のデータベース化

〈25年度関連予算〉

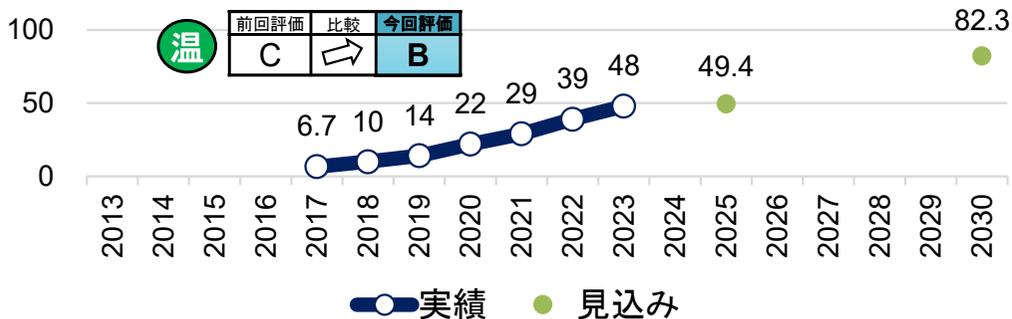
- ・新技術導入促進調査経費(8.8億円(の内数))

建設機械の脱炭素化の推進

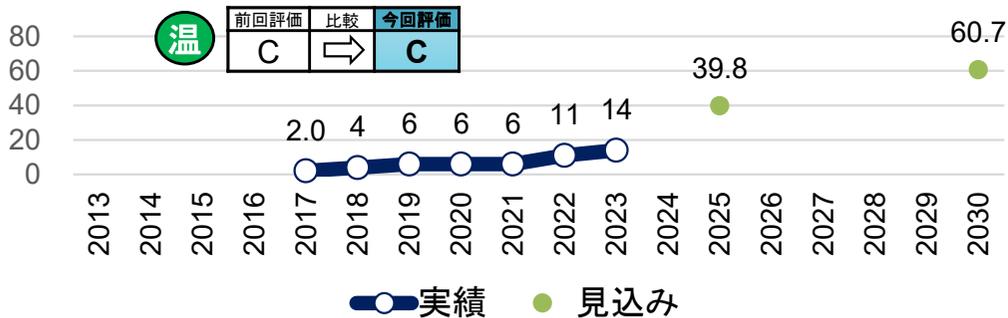
○指標

2030年度における燃費基準値達成建設機械の普及率

油圧ショベル(%)



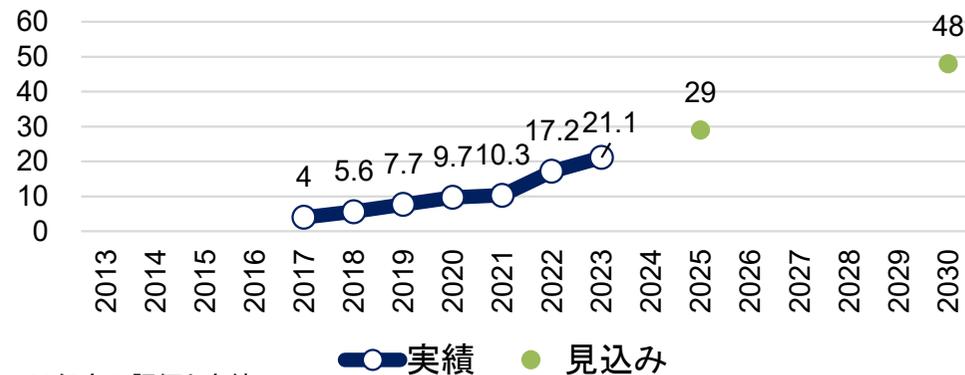
ホイールローダ(%)



ブルドーザ(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標は対象3機種全てにおいて基準年である2017年から順調に増加
- ・30年度目標の達成に向けては、燃費性能の優れた建設機械の普及を促進する必要がある
- ・CNの達成に向けては、GX建設機械(電動等)の認定制度を創設し、導入・普及を促進する必要がある

〈実績〉

- ・燃費基準達成建設機械認定制度の運用(H25～): 燃費性能の優れた建設機械を型式認定(2024年3月末時点: 186型式)
- ・GX建設機械認定制度の運用(R5.10～): 電動建設機械を型式認定(2024年3月末時点: 15型式)
- ・低利融資制度(日本政策金融公庫): 「燃費基準達成建設機械」等の購入者に対し資金を低利で融資

2. 24年度の主要な取組

- ・4月に電動ホイールクレーンを新規にGX建設機械として認定をした。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・GX建設機械認定制度における対象機種の拡大、電費基準値の設定の検討

〈25年度関連予算〉

- ・建設施工のCN化の推進(e-施工): GX建設機械認定制度における対象機種の拡大、電費基準値の設定の検討(12.68百万円)

3-2 インフラ整備における脱炭素化の推進 ○建設施工分野における省エネ化・技術革新

ICTを活用した施工の効率化・高度化、中小建設業への普及促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・直轄工事におけるICT施工の実施率について23年度は87%(ICT施工を導入した16年度は36%)まで増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・地方自治体に対する人材育成の推進: 講習会を継続
- ・ICT構造物工(橋梁上部工)の各種基準類を策定
- ・小規模な現場にICT施工を導入すべく、付帯道路施設工、電線共同溝工についてモバイル端末を活用した出来形管理手法について検討

2. 24年度の主要な取組

- ・中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を推進し、軟弱地盤処理工の基準類を策定
- ・地方自治体に対する人材育成を継続しつつ、民間等による講習会等の調査を実施
- ・i-Construction2.0の柱の一つである「施工のオートメーション化」の取組を推進するために、建設現場における施工の見える化(ICT施工Stage II)の試行工事を実施(直轄15工事)

3. 25年度以降の対策強化等

- ・地方自治体に対する人材育成を継続
- ・中小建設業者が小規模な工事現場の活用できるICT施工の要領(案)を作成
- ・i-Construction2.0の柱の一つである「施工のオートメーション化」の取組を推進するために、建設現場における施工の見える化(ICT施工Stage II)の試行工事を引き続き実施

〈25年度関連予算〉

- ・技術研究開発推進費: 62百万円

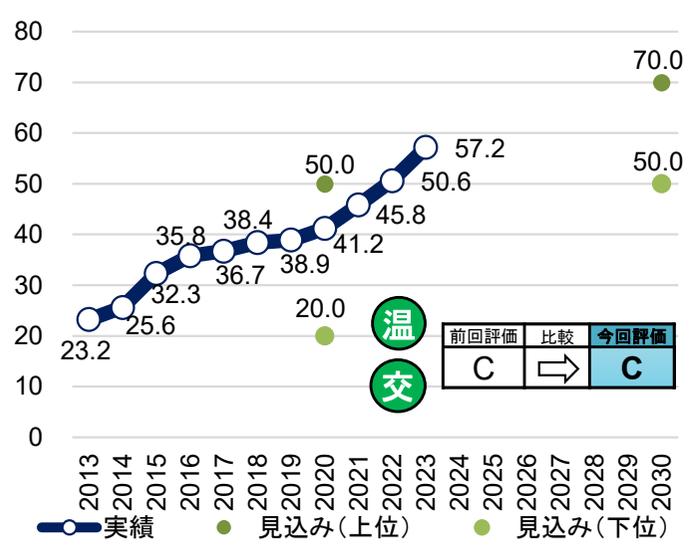
4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車の普及促進、自動車の燃費性能の向上

施策番号:35

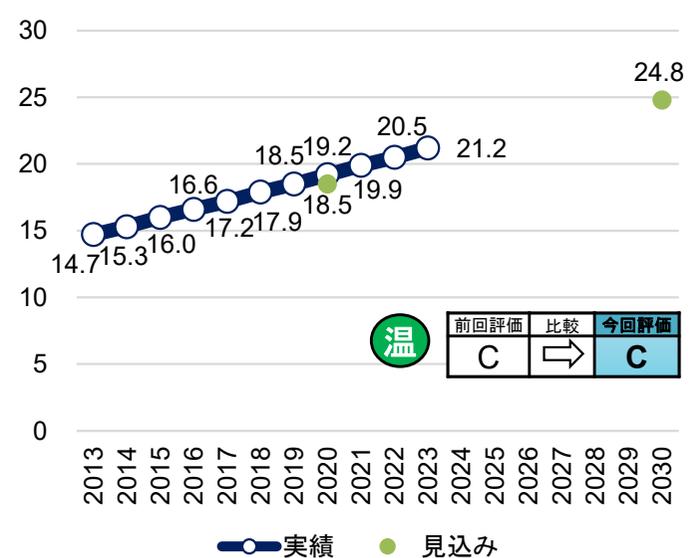
事業用のバス・トラック・タクシー等への次世代自動車の普及促進、燃費改善

○指標

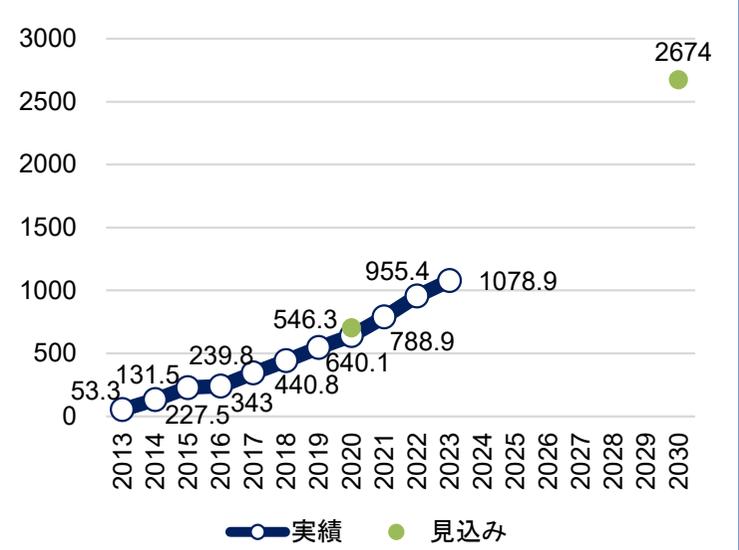
新車販売台数に占める次世代自動車の割合(%)



平均保有燃費 (km/L)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- 国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を促している。
- 次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加・向上しており、施策は進捗している。
- ※本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。

〈実績〉

- 商用車の電動化促進事業等の実施:事業用のバス・トラック・タクシー等への次世代自動車に対する導入補助等を実施
- 税制優遇措置の実施:エコカー減税等の税制優遇措置により、次世代自動車の普及促進を図った。

2. 24年度の主要な取組

- 事業用のバス・トラック・タクシー等への次世代自動車に対する導入補助を実施【継続】
- エコカー減税等の税制優遇措置を実施【継続】
- グリーンイノベーション基金を活用して、旅客・物流における電動車の利用促進に向けた実証等を実施(「スマートモビリティ社会の構築」)【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- 事業用のバス・トラック・タクシー等への支援につき、関係省庁と連携して、支援を行う。【継続】
- 引き続き、エコカー減税等の税制優遇措置により、次世代自動車の普及促進を図る。【継続】
- 引き続き、グリーンイノベーション基金を活用した実証等を継続する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- 商用車等の電動化促進事業(400億円)※国土交通・環境・経済産業省連携事業
- 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(33.02億円)※国土交通省・環境省・経済産業省連携事業

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車の普及促進、自動車の燃費性能の向上

施策番号:36

高速道路利用時のインセンティブの付与による電動車の普及促進等

前回評価	比較	今回評価
—	⇒	—

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・当該施策の実施について検討中。

2. 24年度の主要な取組

- ・当該施策の実施について検討中。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・当該施策の実施について、引き続き検討を行う。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車を活用した交通・物流サービスの推進

施策番号: 37

物流のサプライチェーン全体を通じた次世代自動車活用の取組推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・次世代自動車活用の取組を推進するため、環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入補助事業を実施するとともに、トラック運送事業者に対する講演等においてカーボンニュートラルに係る周知・啓発活動を行っており、施策は着実に進捗している。

・〈実績〉

- ・環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入補助事業を実施(継続)
- ・トラック運送事業者へ講演等を実施(16回)

2. 24年度の主要な取組

- ・環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入補助事業を実施(継続)

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入支援を実施

〈25年度関連予算〉

- ・環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(33億円)

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車を活用した交通・物流サービスの推進

施策番号:38

電動化と自動化による新たな輸送システムの導入促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・自動運転による地域公共交通実証事業の実施や、無人自動運転移動サービスの全国展開に向けた産学官の協力体制を構築するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

・自動運転による地域公共交通実証事業を計62件採択・実施。

2. 24年度の主要な取組

・産学官の協力体制のもと実証実験を実施【継続】

経済産業省と連携し、「自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト(RoAD to the L4)」において、無人自動運転移動サービスの全国展開に向けて、産学官の協力体制のもと技術開発、実証実験等を実施した。

・自動運転による地域公共交通実証事業を実施【継続】

自動運転社会実装推進事業を計99件採択・実施した。

3. 25年度以降の対策強化等

・無人自動運転移動サービスの全国展開に向けて、技術開発・実証実験等を推進【継続】

・自動運転社会実装推進事業による支援を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

・無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業(48億円の内数)

※経済産業省予算

・自動運転社会実装推進事業(209.05億円の内数)

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車を活用した交通・物流サービスの推進

施策番号: 39

新たなモビリティサービスの導入促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・グリーンスローモビリティの事業化件数が令和6年3月時点で72件(令和5年3月時点で54件)に増加する等、グリーンスローモビリティの普及が進んでいる。

※令和5年度実施「新たなモビリティサービスの実施状況に関する調査」に基づく。事業化件数は実装数と実証数の合計。

〈実績〉

・MaaSの基盤づくりの一環として、グリーンスローモビリティや、超小型モビリティ等の新たなモビリティサービスの導入に対する支援事業を実施。

2. 24年度の主要な取組

・日本版MaaS推進・支援事業として新たなモビリティサービスの導入に対する支援事業を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

・交通事業者や観光コンテンツ等の連携・協働により、グリーンスローモビリティや超小型モビリティ、自動運転等の新たな技術の導入を含めた、鉄道やバス、タクシー、デマンドバス、公共ライドシェア等の多様なモビリティサービスを「一つのサービス」として利用可能とするMaaS(Mobility as a Service)の導入を促進する。

〈25年度関連予算〉

・令和6年度補正予算「地域公共交通確保維持改善事業」のうち「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトとして:326億円の内数

4-1 次世代自動車の普及等 ○自動車の脱炭素化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進

充電施設案内サイン整備の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉
 ・道の駅に設置されているEV充電施設への案内サインを整備。
 331駅(R5.4時点)→418駅(R6.4時点)

2. 24年度の主要な取組

・道の駅に設置されているEV充電施設への案内サインの整備を推進。

3. 25年度以降の対策強化等

・道の駅に設置されているEV充電施設への案内サインの整備を推進する。

〈25年度関連予算〉

・道路事業:2,118,885百万円の内数

4-1 次世代自動車の普及等 ○自動車の脱炭素化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進

EV 充電器の道路内配置の検討

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

- 23年度の評価と実績
 - 〈評価〉
 - ・施策は着実に進捗している。
 - 〈実績〉
 - ・「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」を策定。
 - 24年度の主要な取組
 - ・充電事業者が行う道路区域内での占有による急速充電器の設置を促進。
 - 25年度以降の対策強化等
 - ・引き続き充電事業者が行う道路区域内での占有による急速充電器の設置を促進。
- 〈25年度関連予算〉
- ・道路事業: 2,118,885百万円の内数

4-1 次世代自動車の普及等 ○自動車の脱炭素化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進

走行中給電システム技術の研究開発支援

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・施策は着実に進捗している。
- 〈実績〉

- ・2件の走行中非接触給電システム技術の研究開発を支援(21年度～23年度にかけて支援)。
- ・柏市における公道での走行中給電に関する社会実験を支援。

2. 24年度の主要な取組

- ・引き続き、柏市における公道での走行中給電に関する社会実験を支援。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・EV普及に向けた給電インフラに関する技術公募を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業:2,118,885百万円の内数

4-1 次世代自動車の普及等 ○ 電動車を活用した災害時等の電力供給機能の強化

施策番号: 43

レジリエンス機能の強化に資するEV から住宅に電力を供給するシステムの普及促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・引き続き、V2H（EV から住宅に電力を供給するシステム）の設置工事に対する支援を継続する。

〈実績〉

- ・V2Hの設置工事に対する支援を実施。
- ・新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置等について要請文書の発出を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・令和3年3月住生活基本計画を踏まえ、引き続きV2Hの設置を促進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・令和3年3月住生活基本計画を踏まえ、引き続きV2Hの普及を促進する。

〈25年度関連予算〉

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業：V2Hの設置工事に対する支援等（373.40億円の内数）【継続】
- ・環境・ストック活用推進事業：省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援等（42.03億円の内数）【継続】

4-1 次世代自動車の普及等 ○電動車を活用した災害時等の電力供給機能の強化

施策番号:44

災害時における電動車の活用の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・自治体の防災訓練等と連携した電動車派遣の実証等により、自動車メーカー等と自治体との災害協定締結を推進

2. 24年度の主要な取組

- ・災害時における電動車の活用に関する課題等を抽出するため、医療機関及び自動車メーカー・ディーラー、輸送事業者等の協力を得て、災害時を想定した避難所等への電動車の派遣実証(訓練)等を実施

- ・能登半島地震において、避難所へ電動車を派遣した自動車メーカーに対して、インタビュー調査を実施

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、災害時における電動車の活用方法についての周知・啓発【継続】

- ・「災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル」について、可搬型給電器を経由した給電も対象とする改定を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・避難所等における電気自動車等を活用した電力供給支援のための調査検討(0.3億円)

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○鉄道車両の脱炭素化

施策番号:45

燃料電池鉄道車両の開発推進等

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・燃料電池鉄道車両の社会実装に向けて、関係者間での調整を実施するなど、着実に進捗している。【継続】

〈実績〉

- ・燃料電池鉄道車両の開発に関し、2022年3月より試験車両を用いた実証実験を実施中。【継続中】

2. 24年度の主要な取組

- ・燃料電池鉄道車両の開発に関し、2022年3月より試験車両を用いた実証実験を鉄道事業者が実施中。【継続】
- ・燃料電池鉄道車両の社会実装に向けて、「鉄道における技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号)の改正及びそれに基づく告示の制定を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・必要に応じ技術基準の整備を進める。

〈25年度関連予算〉

- ・鉄道脱炭素施設等実装調査(29百万円の内数)

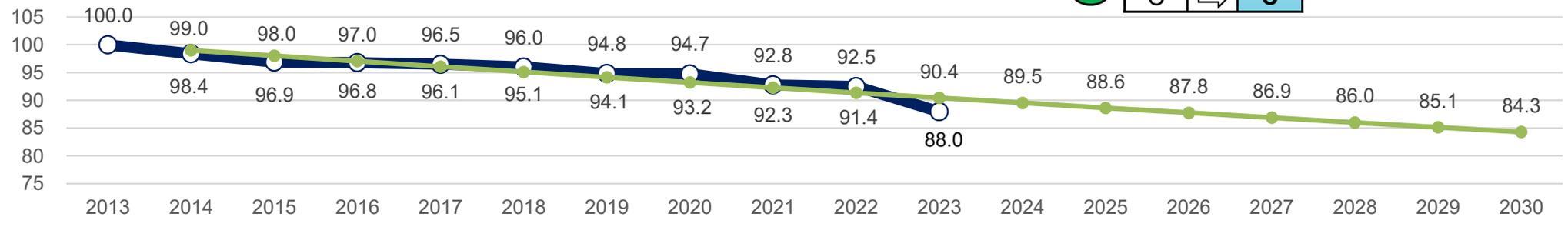
4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○鉄道車両の脱炭素化

施策番号: 46

省エネ車両の導入・普及促進

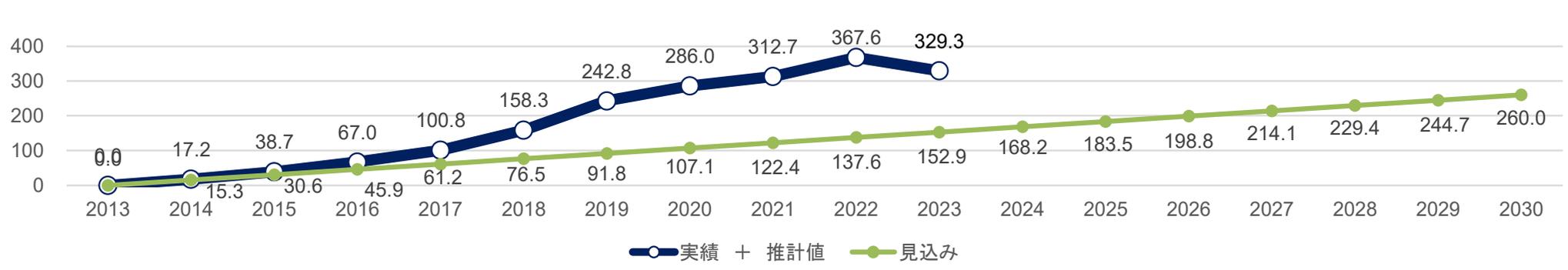
○指標

エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2013年度基準)(%)



温	前回評価	比較	今回評価
	C	⇔	C

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・エネルギー使用に係る原単位の改善率については、見込み値には達し、前年度から改善している。
 省エネ量及びCO₂排出削減量については既に2030年度目標水準を上回った。
 ※指標については、鉄道施設・鉄道車両の脱炭素化の合計値である。

〈実績〉
 ・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業(環境省・国土交通省連携事業)の実施:環境省と連携し、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ機器の導入に対する支援を実施した。
 ・鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置:鉄道事業者及び軌道経営者が取得等した新規製造車両又は改良車両で、エネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準を軽減。

2. 24年度の主要な取組

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業:新規事業を採択
 ・鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置:23年度に引き続き本特例を講じている。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、関連予算・税制により省エネ車両の導入を支援

〈25年度関連予算〉

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業(1,100百万円の内数)
 ・鉄道脱炭素施設等実装調査(29百万円の内数)

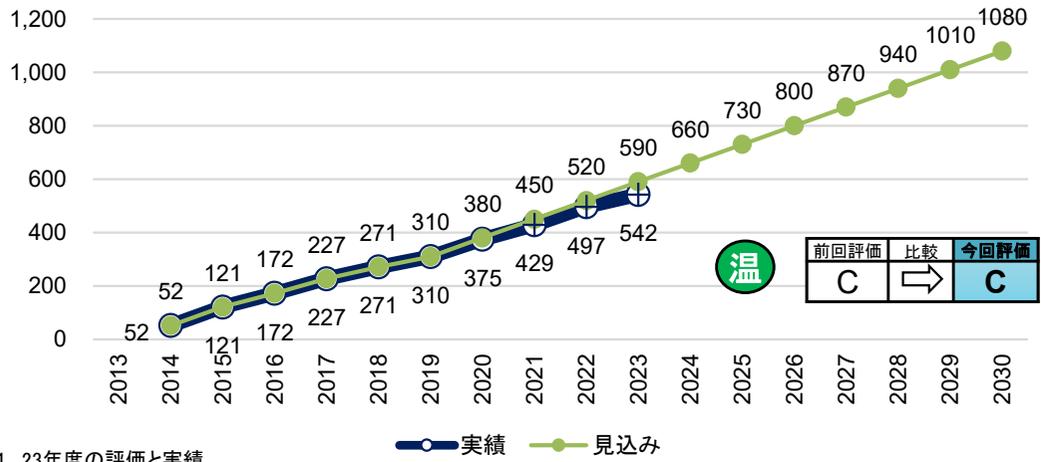
4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

施策番号: 47

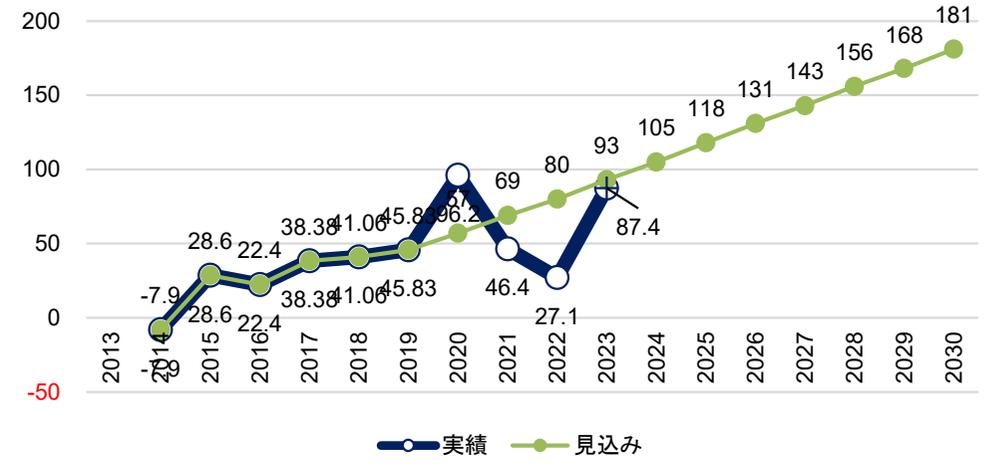
省エネ・省CO2 排出船舶の普及促進

○指標

省エネに資する船舶の普及隻数 (隻)



排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績 (評価)

- ・23年度では省エネルギー船舶の導入等が寄与し、見込み値をやや下回るが改善傾向がみられる。
- ・30年度目標の達成に向けて、省エネに関する取組、バイオ燃料に関する取組、代替燃料船の導入に向けた取組を推進していく。

(実績)

- ・船舶の特別償却: 高度環境低負荷船(特別償却率18%)1隻
- ・特定の事業用資産の買換えの課税の特例: 6隻
- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構)共有建造制度: 11件
- ・AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業): 6件を補助
- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(LNG燃料システム等導入促進事業): 1件を補助
- ・内航船省エネルギー格付制度: 53隻
- ・内航海運の低・脱炭素化に向けて、2022年度に策定したバイオ燃料取り扱いガイドラインを改訂

2. 24年度の主要な取組

- ・2040年度温室効果ガス削減目標を「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」での検討を経て、設定
- ・LNG燃料船の普及に向けた環境整備を図るべく、「LNGバンカリングガイドライン」を改訂

3. 25年度以降の対策強化等

- ・特別償却等の支援施策による低・脱炭素化に資する船舶の普及
- ・連携型省エネ船、LNG燃料船、メタノール燃料船、水素FC船、バッテリー船等の導入・実証支援
- ・内航船舶の省エネ・省CO₂ 排出性能を「見える化」する内航船省エネルギー格付制度の活用等による省エネ・省CO₂ 排出船舶の普及促進

(25年度関連予算)

- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度: 共有建造制度による脱炭素化に資する船舶の普及支援(434億円の内数(2024年度財投含む))
- ・内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業: 革新的省エネルギー技術や非化石エネルギーを使用する技術の導入実証を支援(62億円の内数)
- ・LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業: 脱炭素推進システム等の実用化による脱炭素化を推進(11.16億円の内数)

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

施策番号: 48

船舶の脱炭素化、内航近代化を見据えた技術開発・実証・導入促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

<評価>

- ・革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した船舶の技術開発・実証・導入に向けた取組が着実に進んでいる。
- ・水素・アンモニア等を燃料とするゼロエミッション船について、グリーンイノベーション基金を活用した船舶用エンジン、燃料供給システム等の開発を着実に進めている他、燃料タンク等を含めて効率的に生産する体制の確立等に取り組んでいる。

<実績>

- ・技術のトップランナーを中核とした海事産業の集約・連携強化: 補助事業
- ・次世代船舶の開発: 「アンモニア燃料船の開発」について追加技術に係る公募を行い、実施者を採択: 2件【継続】
- ・ガス燃料船の競争力強化: 新たな材料を用いた燃料タンクの国際基準化に向けた調査を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・トップランナー補助金: 支援を行った事業者が事業基盤計画を策定: 4件
- ・内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金)を通じた支援【新規】
- ・次世代船舶の開発: 国産エンジンを搭載した世界初の商用アンモニア燃料船(タグボート)が竣工し、約3か月間の実証運航の後、商業運航を開始した。【継続】
- ・蓄熱式アンモニア燃料タンク(Type-C)標準の策定
- ・GX経済移行債を活用したゼロエミッション船等の国内生産体制の整備への支援

3. 25年度以降の対策強化等

- ・内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金)を通じた支援【継続】
- ・次世代船舶の開発を促進
- ・GX経済移行債を活用したゼロエミッション船等の国内生産体制の整備への支援【継続】

<25年度関連予算>

- ・海事産業の連携による強い内航海運の実現を促進する支援事業: 内航変革促進技術開発費補助金(NX補助金) (1.6億円の内数)
- ・グリーンイノベーション基金事業: 次世代船舶の開発を促進 (基金393.4億円の内数)
- ・ゼロエミッション船等の建造促進事業: ゼロエミッション船等の国内生産体制の整備への支援 (102億円)

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

施策番号: 49

国際海事機関（IMO）を通じた省エネ・脱炭素化を一層加速させるための国際ルール作りの主導

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- 我が国は、これまでIMOにおいて国際海運分野の気候変動対策に係る主要な議論（燃費性能規制、燃料消費実績報告制度、IMO温室効果ガス削減戦略等）に積極的に貢献し、国際海運の気候変動対策の策定や省エネ技術に強みを持つ我が国海事産業の競争力強化へ着実に成果を得ている。
- 〈実績〉
- 2023年7月、IMOにおいて、我が国の提案をベースとした「2050年頃までに国際海運からのGHG排出ゼロ」を新たな目標とする2023 IMO GHG削減戦略を全会一致で採択した。
 - 中期対策の候補として日本がかねてより提案しているfeebate制度の詳細な制度設計をIMOに提案した。

2. 24年度の主要な取組

- 各国と協力して、中期対策の具体的な条約改正案をIMOに提案するなど、ルール策定の議論の着実な進展に貢献した。

3. 25年度以降の対策強化等

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国際海事機関（IMO）において、GHGを排出しないゼロエミッション船の導入・普及促進のための国際枠組の整備を牽引する。

〈25年度関連予算〉

- 海運からの温室効果ガス等環境負荷低減に関する総合対策（GHG削減に向けた国際戦略の推進）（0.2億円）

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

施策番号: 51

機材・装備品等への新技術導入



1. 23年度の評価と実績
(評価)

- ・2023年度の対策評価指標の実績値は前年度より減少した。新型コロナウイルス感染症の影響下からの航空需要の回復により、輸送量(有償トンキロ)が増加したためと考えられる。
- 他方、排出削減量が減少していることから、輸送量の増加に伴い燃料消費量が増加したことでCO2排出量も増加したと考えられ排出量原単位(輸送量当たりのCO2排出量)の増加に影響する可能性も考えられるが、当該CO2排出量の伸びが輸送量の伸びを下回ったことから、排出原単位は減少したものと考えられる。継続的なCO2排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達するものと見込んでいる。
- ・2023年度の排出削減量の実績値は前年度より減少した。新型コロナウイルス感染症の影響下からの航空需要の回復により、輸送量(有償トンキロ)とともに燃料消費量が増加したためCO2排出量も増加したものと考えられる。

(実績)

- ・2024年1月に、ANAグループ、JALグループの航空運送事業脱炭素化推進計画を認定した。

2. 24年度の主要な取組

- ・2024年11月AIRDO、2025年3月スカイマークの航空運送事業脱炭素化推進計画を認定した。
- ・航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会にて、日本企業が持つ優れた環境新技術の社会実装及び日本のプレゼンス・シェアの向上に向けて、官民が戦略的に国際標準化等に取り組んでいくべき国内連携体制の構築及び制度整備等についてまとめた「航空機の脱炭素化に向けた新技術ロードマップ」(2023年3月策定)に基づき、電動化、水素、軽量化・効率化の各分野ごとに国際標準化団体への参画・国内連携体制の構築を行うとともに、国内協議団体の2025年度末までの設立に向けて団体の機能・体制及び運営方法の検討、海外航空当局・認証機関との連携構築等を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・「航空機の脱炭素化に向けた新技術ロードマップ」に沿って、産官学で国際標準化を進めるために、国内連携体制の構築を行い国際標準化団体に参画するとともに国内協議団体の設立を行う。
- ・航空会社による脱炭素化推進計画の作成を支援、進捗をフォローアップし、航空の脱炭素化を着実に進める。

(25年度関連予算)

- ・運航分野における脱炭素化の推進(12億円の内数)

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

施策番号:52

管制の高度化による運航方式の改善

○指標

単位輸送量当たりのCO2 排出量 (kg-CO₂/トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2023年度の対策評価指標の実績値は前年度より減少した。新型コロナウイルス感染症の影響下からの航空需要の回復により、輸送量(有償トンキロ)が増加したためと考えられる。
- 他方、排出削減量が減少していることから、輸送量の増加に伴い燃料消費量が増加したことでCO2排出量も増加したと考えられ排出量原単位(輸送量当たりのCO2排出量)の増加に影響する可能性も考えられるが、当該CO2排出量の伸びが輸送量の伸びを下回ったことから、排出原単位は減少したものと考えられる。継続的なCO2排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達するものと見込んでいる。
- ・2023年度の排出削減量の実績値は前年度より減少した。新型コロナウイルス感染症の影響下からの航空需要の回復により、輸送量(有償トンキロ)とともに燃料消費量が増加したためCO2排出量も増加したものと考えられる。

〈実績〉

- ・2024年1月に、ANAグループ、JALグループの航空運送事業脱炭素化推進計画を認定した。

2. 24年度の主要な取組

- ・2024年11月AIRDO、2025年3月スカイマークの航空運送事業脱炭素化推進計画を認定した。
- ・将来の航空交通システムの長期ビジョン(CARATS)との整合性をとりつつ、運航の改善による脱炭素効果の算出手法の検討を行い、航空機の型式(大型、中型、小型)、巡航高度、出発・到着・着陸の各飛行フェーズ毎の燃料消費量を定数化した。また、燃料消費量定数を活用し、現在導入している施策の脱炭素効果の見える化に取り組むとともに、航空会社の取組事例の水平展開により脱炭素化を推進した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・官民協議会等における議論も踏まえ、将来的に導入する施策を含めた運航の改善による脱炭素効果の見える化を進め、今後、重点的に取り組むべき施策の拡大方策等について議論を行うことで、運航の改善による脱炭素化に向けた取組を着実に進める。
- ・航空会社による脱炭素化推進計画の作成を支援、進捗をフォローアップし、航空の脱炭素化を着実に進める。

〈25年度関連予算〉

- ・運航分野における脱炭素化の推進(12億円の内数)

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

施策番号:53

バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進



1. 23年度の評価と実績
(評価)

- ・2023年度の対策評価指標の実績値は前年度より減少した。新型コロナウイルス感染症の影響下からの航空需要の回復により、輸送量(有償トンキロ)が増加したためと考えられる。他方、排出削減量が減少していることから、輸送量の増加に伴い燃料消費量が増加したことでCO2排出量も増加したと考えられ排出量原単位(輸送量当たりのCO2排出量)の増加に影響する可能性も考えられるが、当該CO2排出量の伸びが輸送量の伸びを下回ったことから、排出原単位は減少したものと考えられる。継続的なCO2排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達するものと見込んでいる。
- ・2023年度の排出削減量の実績値は前年度より減少した。新型コロナウイルス感染症の影響下からの航空需要の回復により、輸送量(有償トンキロ)とともに燃料消費量が増加したためCO2排出量も増加したものと考えられる。

(実績)

- ・2024年1月に、ANAグループ、JALグループの航空運送事業脱炭素化推進計画を認定した。

2. 24年度の主要な取組

- ・2024年11月AIRDO、2025年3月スカイマークの航空運送事業脱炭素化推進計画を認定した。
- ・2022年4月に、SAFの導入を加速させるため、技術的・経済的な課題や解決策を官民で協議する場として、官民協議会を立ち上げた。2030年時点の本邦航空会社による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標を達成すべく、国際競争力のある国産SAFの製造・供給、SAFのサプライチェーンの構築、CORSIA適格燃料の登録・認証取得(ICAOにおける環境持続可能性・GHG排出量の評価等)などを実施した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・国際競争力のある国産SAFの製造・供給、SAFのサプライチェーンの構築、CORSIA適格燃料の登録・認証取得を進めるため官民協議会において議論を推進する。
- ・航空会社による脱炭素化推進計画の作成を支援、進捗をフォローアップし、航空の脱炭素化を着実に進める。

(25年度関連予算)

- ・運航分野における脱炭素化の推進(12億円の内数)

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

施策番号: 54

国際民間航空機関（ICAO）を通じた低・脱炭素化を一層加速させるためのグローバルな国際枠組の牽引

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・ICAOでは、世界で合意された唯一のCO2排出削減スキームであるCORSIA^{※1}や、国際航空において2050年までのカーボンニュートラルを目指す長期目標が採択されたところ、CORSIAの実施及び当該目標の達成に向け、SAF^{※2}利用に係る世界全体の間目標に合意するなど各国と連携して脱炭素化の取組を進めるとともに、航空環境保全委員会のステアリンググループ会合（CAEP SG）のホスト国として航空環境分野の議論の場を設けるなどICAOを通じた国際枠組みの牽引に貢献している。

※1 Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation: ICAO国際標準に基づく市場メカニズム（炭素クレジット等）を活用した国際航空分野の脱炭素化枠組であり、各国の航空会社に対して、ベースライン値と呼ばれる基準値を超えた分の排出量をオフセットすることを求めるもの。

※2 Sustainable Aviation Fuel: 持続可能な航空燃料

〈実績〉

・2023年11月に開催されたCAAF/3^{※3}において、SAF等の利用促進に関する議論を行い定量的な中間目標を含む世界的枠組み（グローバルフレームワーク）が合意された。当該会議において、2030年までに5%の炭素削減を目指すグローバルな中間目標に合意した。

・2023年10月、日本の高松において航空環境保全委員会のステアリンググループ会合（CAEP SG）を開催した。本会合においては、各国の航空当局実務者及び関連団体180名が参加し、CORSIA、航空燃料、騒音、排出物対策等、航空環境分野全般についての議論が行われた。

※3 The third Conference on Aviation and Alternative Fuels: 航空代替燃料に関する第3回会合

2. 24年度の主要な取組

・我が国からCORSIAの新規SAF原料として「規格外ココナッツ」の提案を行い、2024年ICAO理事会においてICAO文書への追加登録が承認された。

・日ASEAN交通連携の枠組みを通じて、途上国へのCORSIA適格燃料認証取得支援プロジェクトを実施することが2024年11月の日ASEAN交通大臣会合において決定された。

・2024年10月のICAO理事会において、一般財団法人日本海事協会が、世界で3番目となるCORSIA適格燃料のサステナビリティ認証のスキームオーナー（SCS）^{※4}として承認された。

・ICAO事務局長と日本の事業者間でSAFのフィジビリティスタディに係る金融支援について意見交換会を実施した。

・2024年6月、発展途上国のSAF導入を促進するための支援制度としてICAOが進めている能力構築支援（ACT-SAF）の枠組みを通じて、日本におけるSAF政策について紹介し、各国の知識向上に貢献した。

※4 Sustainability Certification Scheme: 第三者認証機関が実施するCORSIA適格燃料のサステナビリティ認証の認証スキーム

3. 25年度以降の対策強化等

・国際民間航空機関（ICAO）におけるCO2削減義務に係る枠組を含む具体的対策の議論について、引き続き積極的に参画。

・規格外ココナッツ以外のSAF原料についても、ICAOの専門家会合への提案に向け準備を進め、CORSIA適格燃料の原料多様化に貢献。

・キャパシティビルディングについて、日ASEAN交通連携の枠組みも活用しながら、我が国として途上国の状況や要望との調和を図りつつ引き続き教育支援を実施。

〈25年度関連予算〉

・運航分野における脱炭素化の推進（12億円の内数）

5. スマート交通の推進

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

施策番号:55

ETC2.0等のビッグデータを活用した渋滞対策等の取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・データに基づき渋滞課題を分析し、効果的な対策を実施。

〈実績〉

- ・全国47都道府県において、各県毎に渋滞対策協議会を開催し、関係機関と連携を図りながら主要渋滞箇所渋滞対策やモニタリングを実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・道路の機能向上を含む渋滞の緩和・解消を目的とした機動的・面的な対策を推進するための局所渋滞対策事業を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、道路の機能向上を含む渋滞の緩和・解消を目的とした機動的・面的な対策を推進するための局所渋滞対策事業を推進。【継続】
- ・道路のサービスレベル向上に向けた取組を推進。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業:2,118,885百万円の内数

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

施策番号:56

ICT・AI等を活用した交通需要調整のための料金施策を含めた面的な渋滞対策の導入検討

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・鎌倉市内において駐車場予約システムの導入の社会実験実施。
- ・大阪・関西万博において駐車場事前予約システムの導入を検討。【継続】

2. 24年度の主要な取組

- ・観光地の混雑情報マップや駐車場予約システム等の社会実験を京都市内等において実施。
- ・大阪・関西万博において駐車場事前予約システムの導入を検討。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・大阪・関西万博において駐車場事前予約システムを導入。
- ・京都市内において、駐車場予約や混雑把握・予測の社会実験を実施予定。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業:2,118,885百万円の内数
- ・(R6補正)オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする訪日外国人旅行者受入環境整備に向けた緊急対策(4.4億円の内数)

ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

施策番号:57

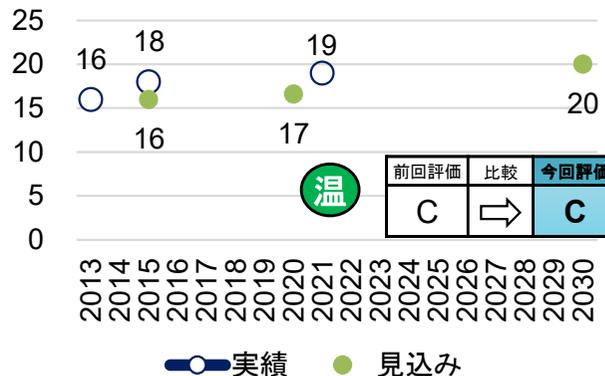
環状道路等の生産性を高める道路交通ネットワークの構築

〇指標

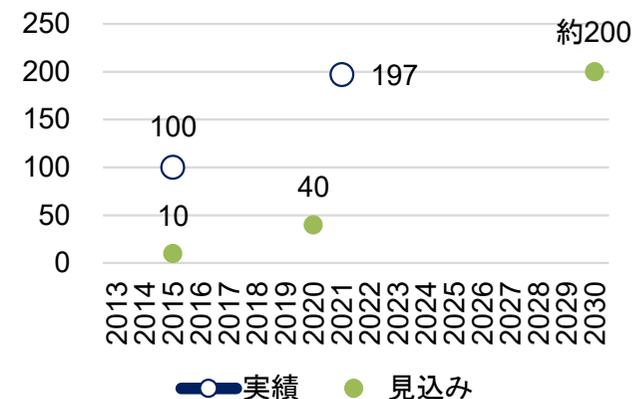
三大都市圏環状道路整備率 (%)



高速道路利用率 (%)



〇排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・三大都市圏環状道路整備率について、このまま取組を続ければ、対策評価指標等が目標年度に目標値を上回ると考えられる。

〈実績〉

・三大都市圏環状道路等の道路ネットワークの整備を推進した。

2. 24年度の主要な取組

・三大都市圏環状道路等の道路ネットワークの整備を推進。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、三大都市圏環状道路等の道路ネットワークの整備を推進する。【継続】

〈25年度関連予算〉

・道路事業:2,118,885百万円の内数

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

施策番号:58

開かずの踏切等の対策、路上工事の縮減

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・23年度の「開かずの踏切」の除却は2箇所であったが、立体交差化の対策により22箇所の踏切を除却しており、施策は着実に進捗している。
- ・23年度での路上工事時間は、平成14年度に対して、約61%の縮減が図られており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・踏切道改良促進法に基づく大臣指定:「開かずの踏切」をはじめとした、改良が必要な踏切道を408箇所指定
- ・路上工事抑制期間の実施:交通量が増加する年末や年度末、交通量が増加する行事等の期間を対象に、道路の損傷等の緊急工事等を除き路上工事を抑制。
- ・道路工事調整会議の実施:道路管理者、占用事業者で工事時期及び施工方法等の調整を行い、路上工事に伴う規制時間を削減。

2. 24年度の主要な取組

- ・踏切道改良計画事業補助制度の活用:交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援。
- ・踏切道改良促進法に基づき「開かずの踏切」をはじめとした踏切対策を支援。
- ・路上工事抑制期間、道路工事調整会議の実施により路上工事の抑制を推進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、踏切道改良促進法に基づき「開かずの踏切」をはじめとした踏切対策を支援。
- ・引き続き、路上工事抑制期間、道路工事調整会議の実施により路上工事の抑制を推進。

〈25年度関連予算〉

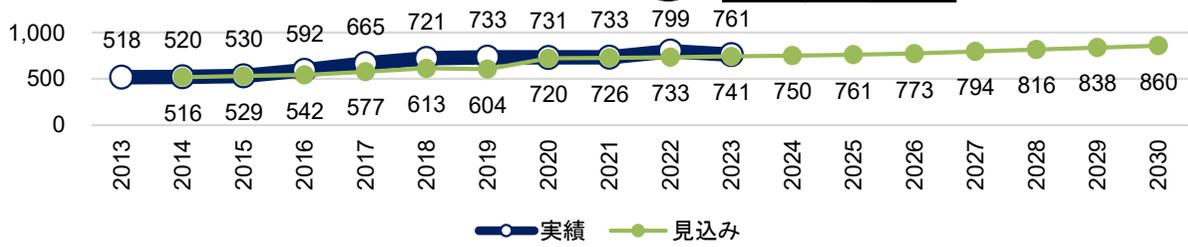
- ・道路事業:2,118,885百万円の内数

施策番号:59

エコドライブの推進等

○指標

①エコドライブ関連機器の普及台数 (千台)



前回評価	比較	今回評価
C	⇒	C

③定性評価

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績 (評価)

- ①エコドライブ関連機器の普及台数は23年度の見込みを上回る実績となっており、CO2排出削減量の推移から、エコドライブ関連機器の導入によるCO2の排出削減効果が現れてきていると考えられる。
 - ②③自家用自動車からの乗換輸送量については、前年度に引き続き、緊急事態宣言等の発出が続いており、公共交通の需要が大幅に落ち込んでいることに加え、「移動に公共交通機関を利用しない」といった基本的な感染対策が厚生労働省から示されたため、公共交通機関の利用促進が積極的に進められない特異な状況であったことから、当年度における公共交通利用促進によるCO2削減量を算出することは困難である。
 - ②③一方、23年度には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、公共交通の利用状況が回復傾向にあることや、国土交通省においては、地域公共交通の「リ・デザイン」を打ち出し、2023年に地域交通法の改正を行ったほか、関連予算メニューを大幅に拡充したところであり、公共交通の利便性向上による、自家用車からの転換ならびにCO2排出量の削減が進んでいくものと見込まれる。
- 今後とも、公共交通の利便性向上に向けた施策を充実させるとともに、利用促進に向けた意識啓発により、公共交通の利用促進を図る。

(実績(2022年度))

- ①エコドライブ普及連絡会：エコドライブを周知・普及するため、『エコドライブ10のすすめ』等を周知
- ②③エコ通勤の効果的普及に資するための施策の実施
- ②③22年度の認証登録件数は対前年度62件増の829件となった(いずれも年度末)

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



②自家用自動車からの乗換輸送量 (億人キロ)

前回評価	比較	今回評価
E	⇒	E



2. 24年度の主要な取組

- ①特段新規の取組はなし
- ②③エコ通勤に関するこれまで取組みと成果をとりまとめたポスターを作成、外部イベントにて発表、周知
- ②③エコ通勤優良事業所認証制度の概要や申請手をわかりやすくするため、企業・自治体向けへのリーフレットを刷新
- ②③23年度の認証登録件数は対前年度増の839件となった。

3. 25年度以降の対策強化等

- ①今後も引き続き、エコドライブの周知・普及により対策・施策の着実な進捗を図っていく必要がある。
- ②③引き続き優良な取組の横展開、認証事業所登録の申請手続電子化
- ②③認証制度の普及啓蒙による認証事業所増加

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



(25年度関連予算)

- ①なし
- ②【公共交通機関利用促進】
 - ・(鉄道)都市鉄道整備事業13,864百万円、都市鉄道利便増進事業1,400百万円、鉄道駅総合改善事業2,101百万円、
 - ・(バス)地域公共交通確保維持改善事業20,805百万円の内数、地域における受入環境整備促進事業1,374百万円の内数、地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業1,495百万円の内数
- ③なし

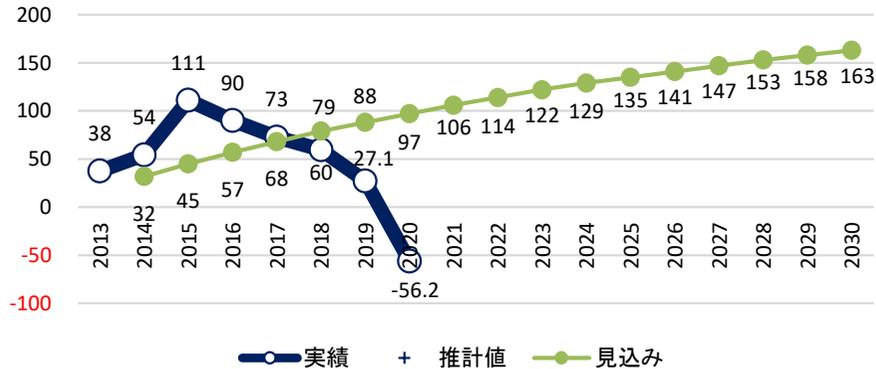
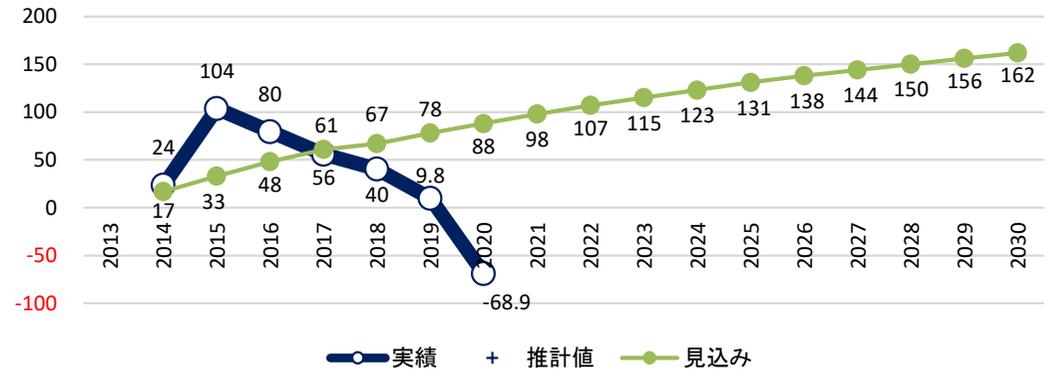
○公共交通、自転車の利用促進

地域公共交通計画と連動したCO2排出の少ない輸送手段の導入促進

○指標

自家用自動車からの乗換輸送量 (億人キロ)

前回評価	比較	今回評価
E	⇒	E

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地域公共交通計画の作成及び当該計画内容の実施により、公共交通の利用促進に加え、CO2排出量が少ない輸送手段の導入も期待されることから、計画作成件数は、自家用自動車からの乗換量及びCO2排出削減量の指標に寄与する。
- ・地域公共交通計画の作成件数は、20年度法改正による計画作成の努力義務化もあり、対前年度比で22.3%増加(2022年度末:835件⇒2023年度末:1021件)。
- ・2024年度目標(1,200件)の達成に向けては、ガイドライン等による周知に加え、計画作成に係る予算面・ノウハウ面での支援を引き続き行っていく必要がある。

〈実績〉

- ・地域交通法の一部改正(2023年10月全面施行):目的規定に自治体・交通事業者・地域の多様な関係者との「連携と協働」を追加し、国の努力義務として「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加。
- ・令和5年度より、社会資本整備総合交付金に新たな基幹事業として鉄道駅やバス停留所の施設整備等を支援する「地域公共交通再構築事業」を追加し、要件として「地域公共交通利便増進実施計画をはじめとする地域公共交通特定事業の認定」を位置づけている。
- ・計画作成の支援:「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」について、改正法の内容を盛り込んだ改訂を2023年10月に実施。また、地域公共交通調査等事業を活用した地域公共交通計画及び利便増進実施計画等の作成・推進支援を継続的に実施。
- ・地域公共交通研修の実施:地域公共交通行政に関する業務に携わる地方運輸局等職員及び計画策定等の重要な役割を担う地方自治体職員に対し、必要な知識・情報を提供する研修の実施により、計画策定を支援。

2. 24年度の主要な取組

- ・地域公共交通確保維持改善事業による、地域公共交通計画の策定に対する支援を行っている。
- ・「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関するパンフレット」を用いて、地域公共交通計画等の作成支援や経過措置期間満了後の補助金交付に際し、地域公共交通計画の作成が必須となる旨を周知。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・ガイドライン、パンフレットを用いた制度の周知や、地方公共団体職員向けの研修、以下の予算措置による計画作成支援のほか、地方運輸局や運輸支局の職員による地方公共団体の担当者への伴走支援・相談対応等を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・地域公共交通確保維持改善事業:地域公共交通の維持・活性化に対する支援等(令和6年度補正予算324億円、令和7年度政府予算案209億円)

公共交通、自転車の利用促進

公共交通の利便性向上

○指標

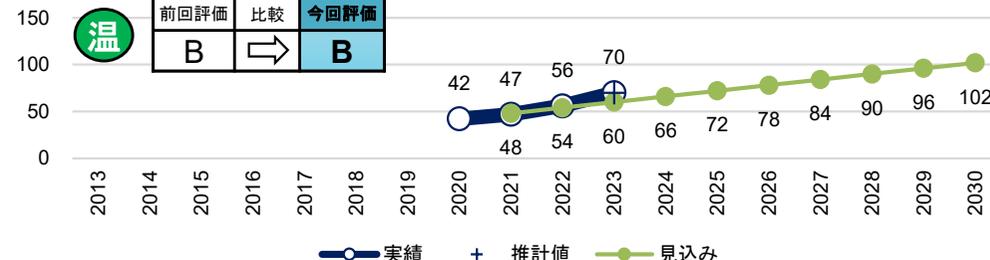
自家用自動車からの乗換輸送量 (億人キロ)

前回評価	比較	今回評価
E	⇒	E



地域公共交通利便増進実施計画の作成件数 (件)

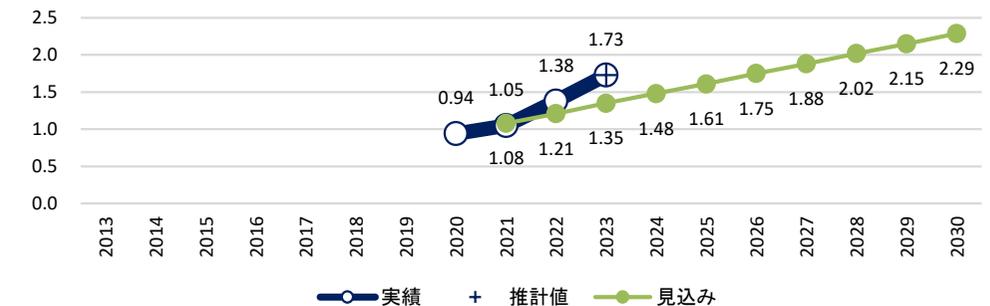
前回評価	比較	今回評価
B	⇒	B



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



〈評価〉

・地域公共交通利便増進実施計画の認定件数は対前年度比で25.0%増加(2022年度末:56件⇒2023年度末:70件)。

〈実績〉

・地域交通法の一部改正(2023年10月全面施行):目的規定に自治体・交通事業者・地域の多様な関係者との「連携と協働」を追加し、国の努力義務として「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加。

・令和5年度より、社会資本整備総合交付金に新たな基幹事業として鉄道駅やバス停留所の施設整備等を支援する「地域公共交通再構築事業」を追加し、要件として「地域公共交通利便増進実施計画をはじめとする地域公共交通特定事業の認定」を位置づけている。

・計画作成の支援:「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」について、改正法の内容を盛り込んだ改訂を2023年10月に実施。また、地域公共交通調査等事業を活用した地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画等の作成・推進支援を継続的に実施。

・地域公共交通研修の実施:地域公共交通行政に関する業務に携わる地方運輸局等職員及び計画策定等の重要な役割を担う地方自治体職員に対し、必要な知識・情報を提供する研修の実施により、計画策定を支援。

2. 24年度の主要な取組

・地域交通法:2023年10月に全面施行された地域交通法の一部改正法において、地域公共交通利便増進事業の一類型として新設された「エリア一括協定運行事業」の制度周知等を含め、自治体等が地域公共交通利便増進実施計画の策定する際の後押しを行っている。

・地域公共交通確保維持改善事業による、地域公共交通利便増進実施計画の策定に対する支援を行っている。

・自治体への伴走支援:2024年7月に設置した国土交通省「交通空白」解消本部のもと、地方運輸局・運輸支局により、お困りごとを抱えている自治体の首長に直接訪問、現場担当者への伴走支援、実際運送を担う関係交通事業者との橋渡しなどを進め、地域公共交通利便増進実施計画の策定も含め「交通空白」の解消に向けた取組を総合的に後押ししている。

3. 25年度以降の対策強化等

・地方公共団体職員向けの研修や、以下の予算措置による計画作成支援のほか、地方運輸局や運輸支局の職員による地方公共団体の担当者への伴走支援・相談対応等を実施。

〈25年度関連予算〉

・地域公共交通確保維持改善事業:地域公共交通の維持・活性化に対する支援等(令和6年度補正予算324億円、令和7年度予算209億円)

○公共交通、自転車の利用促進

施策番号:62

モーダルコネクットの強化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「バスタプロジェクト」(集約型公共交通ターミナル)を推進。
- ・23年4月に札幌駅で交通ターミナルの整備を新たに事業化した。
- ・24年3月に近鉄四日市駅において、コンセッション事業者を選定した。
- ・名護漁港で交通ターミナルの調査を新たに開始するとともに、長崎市中心部で調査の段階をステップアップした。

2. 24年度の主要な取組

- ・全国7箇所事業を展開。
 - －25年3月に呉駅においてコンセッション導入に向け実施方針を策定した。
- ・全国15箇所の調査箇所、事業化に向けた調査検討を推進した。
 - －沖縄市胡屋・中央地区、名護漁港で調査の段階をステップアップした。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・次期計画においても引き続き、「バスタプロジェクト」(集約型公共交通ターミナル)を全国で戦略的に展開する。
- ・特定車両停留施設を利用できる車両の範囲の拡大に向けた検討を実施する。
- ・特定車両停留施設における停留許可申請のオンライン化に向け、オンライン申請システムについて追加的な機能の開発および運用体制の検討を行う。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業:2,118,900百万円の内数

○公共交通、自転車の利用促進

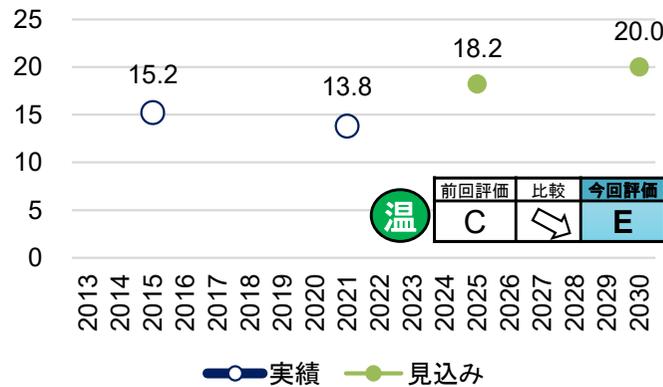
自転車の利用促進

○指標

シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 (市区町村)



通勤目的の自転車分担率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



※【CO2削減見込量(地域公共交通計画と連動した取組)】

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・対策評価指標であるシェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数は21増加。

〈実績〉

- ・サイクルポート等の設置に対して社会資本整備総合交付金等で支援。
- ・「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を地方公共団体の実務担当者向けに策定。
- ・地方公共団体や事業者を対象とした全国シェアサイクル会議を開催し、取組状況等の情報を共有。
- ・更なる自転車通勤の促進を図るため、「自転車通勤導入に関する手引き」の見直しの検討を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・サイクルポート等の設置に対して社会資本整備総合交付金等で支援。
- ・シェアサイクルの導入促進に係る特例措置を延長(シェアサイクルポートの設置に係る固定資産税の軽減)。
- ・ウェブサイト等を通じて実務担当者向けに策定した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を地方公共団体へ周知。
- ・地方公共団体や事業者を対象とした全国シェアサイクル会議を開催し、取組状況等の情報を共有。
- ・「自転車通勤導入に関する手引き」を改定、企業等へ周知。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・サイクルポート等の設置に対して社会資本整備総合交付金等で支援。
- ・ウェブサイト等を通じて実務担当者向けに策定した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を地方公共団体へ周知。
- ・地方公共団体や事業者を対象とした全国シェアサイクル会議を開催し、取組状況等の情報を共有。
- ・自転車活用推進官民連携協議会等を通じて「自転車通勤導入に関する手引き」を周知。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業:2,118,885百万円の内数、社会資本整備総合交付金487,410百万円の内数、防災・安全交付金846,955百万円の内数

6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

物流DXを通じたサプライチェーン全体の輸送効率化・省エネ化の推進

○指標

共同輸配送の取組件数増加率(%) ● 温



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績 (評価)

- ・物流の停滞が懸念される「2024年問題」への対応等を背景に、対策評価指標は204.3%の実績となっており、排出削減量についても近年順調に増加している。したがって、現在の対策は一定の効果が出ていると評価される。引き続き、物流総合効率化法に基づく共同輸配送に係る総合効率化計画の認定、モーダルシフト等推進事業補助金による総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助等の対策・施策の着実な進捗を図り、引き続き共同輸配送を推進する。

(実績)

- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業: サプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助

2. 24年度の主要な取組

- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助【継続】
- ・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業: 複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援

3. 25年度以降の対策強化等

- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助【継続】
- ・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業: 複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金における運行経費補助対象事業の拡大: 過疎地域以外におけるラストワンマイル配送効率化の取組についても対象事業に拡大
- ・地域連携モーダルシフト等促進事業費補助金: 多様な輸送モードを活用した新たなモーダルシフト等、地域の産業振興等と連携した取組の検討経費や物流拠点の整備費用等を支援

(25年度関連予算)

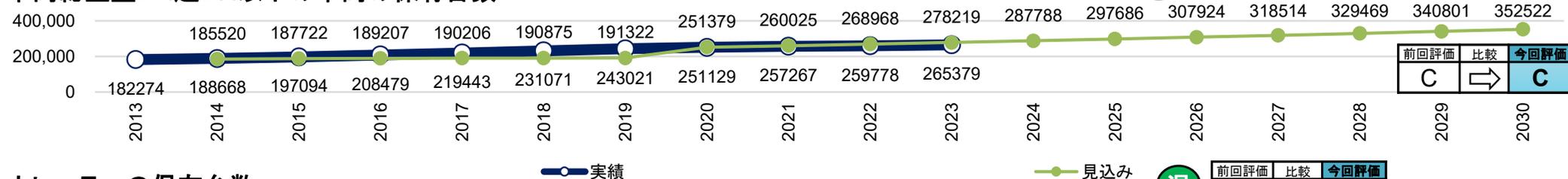
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助(40.6百万円)
- ・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業: 複数の事業者が連携し、サプライチェーン全体の効率化等を図る取組の経費の一部補助(62.0億円(の内数))

○物流の効率化等の推進

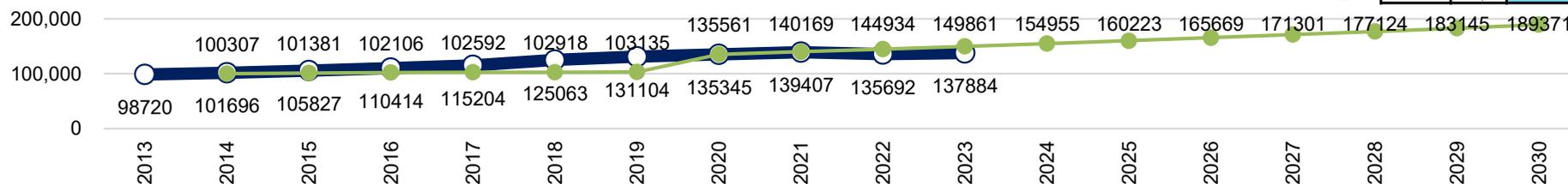
トラック輸送の効率化、共同輸配送等の推進①

○指標

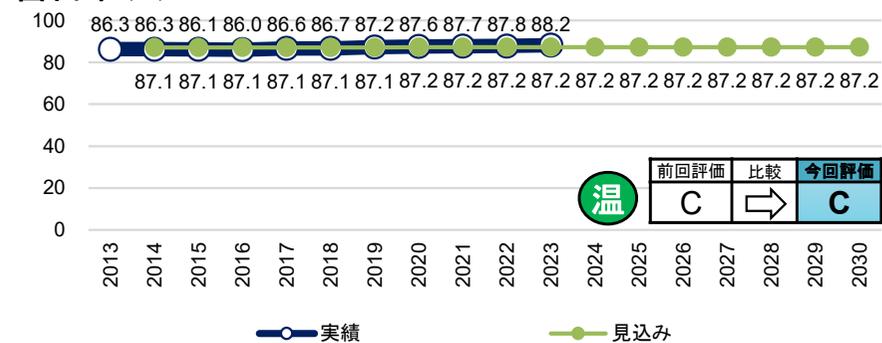
車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数(千台)



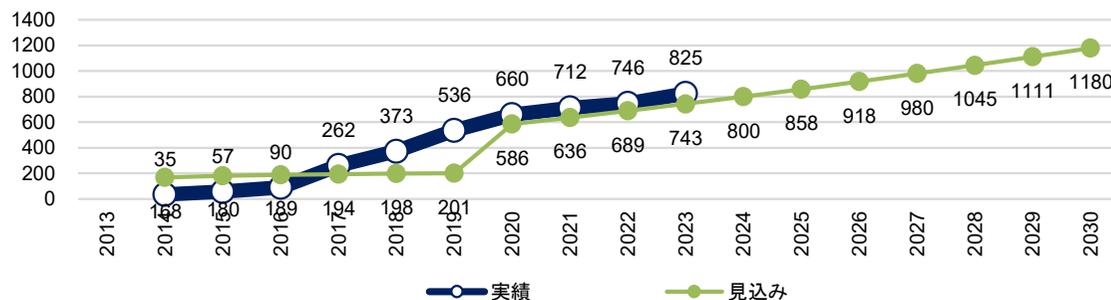
トレーラーの保有台数(千台)



営自率(%)



○排出削減量の見込と実績(万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- 「車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数」については、2022年度と比較して約2%上昇しており、2023年度見込みとの大きな乖離もなく、施策は着実に進捗している。
 - 「トレーラーの保有台数」については、2022年度と比較して約2%上昇しており、2023年度見込みとの大きな乖離もなく、施策は着実に進捗している。
 - 「営自率」については、2022年度から約0.5%増加し、2023年度の見込みとの大きな乖離もなく、施策は着実に進捗している。

- 〈実績〉
- 環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入補助事業を実施(継続)
 - 高度な車両管理システムや高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援

2. 24年度の主要な取組

- 環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入補助事業を実施(継続)
- 高度な車両管理システムや、高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援(継続)

3. 25年度以降の対策強化等

- 引き続き環境に配慮したCO2削減効果の高いトラックの導入支援を実施
 - 引き続き高度な車両管理システムや、高輸送効率車両の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援
- 〈25年度関連予算〉
- 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(33億円)
 - トラック輸送における更なる省エネルギー化推進事業(62億円の内数)

○物流の効率化等の推進

施策番号: 65

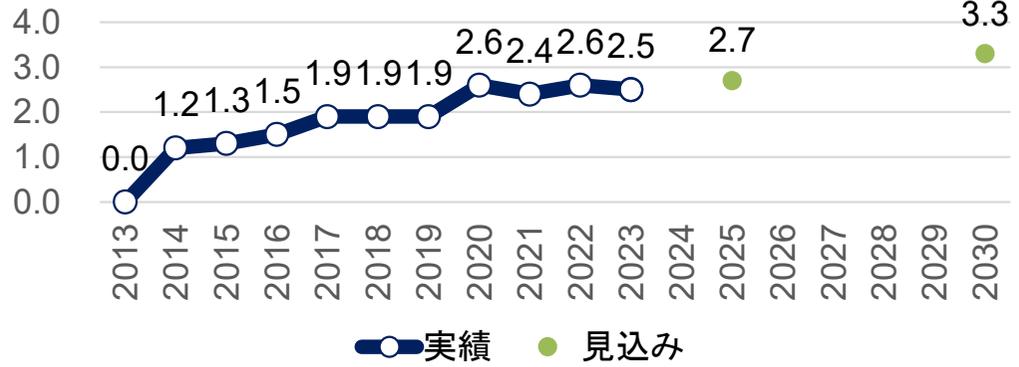
トラック輸送の効率化、共同輸配送等の推進②

○指標

共同輸配送の取組件数増加率 (%) 温



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績 (評価)

- ・物流の停滞が懸念される「2024年問題」への対応等を背景に、対策評価指標は204.3%の実績となっており、排出削減量についても近年順調に増加している。したがって、現在の対策は一定の効果が出ていると評価される。引き続き、物流総合効率化法に基づく共同輸配送に係る総合効率化計画の認定、モーダルシフト等推進事業補助金による総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助等の対策・施策の着実な進捗を図り、引き続き共同輸配送を推進する。

(実績)

- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業: サプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助
- ・官民物流標準化懇談会(パレット標準化推進分科会): 議論・情報発信を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助【継続】
- ・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業: 複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援
- ・官民物流標準化懇談会: 24年6月にパレット標準化推進分科会の最終とりまとめを公表するとともに、同年11月、モーダルシフト推進・標準化分科会にて「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」を公表

3. 25年度以降の対策強化等

- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: 共同輸配送に係る総合効率化計画の認定【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業補助金における運行経費補助対象事業の拡大: 過疎地域以外におけるラストワンマイル配送効率化の取組についても対象事業に拡大
- ・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業: 複数の事業者が連携して取り組む高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携したEVトラックへの充電タイミング等の最適化による省エネ効果の実証を支援【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業補助金における運行経費補助対象事業の拡大: 過疎地域以外におけるラストワンマイル配送効率化の取組についても対象事業に拡大
- ・官民物流標準化懇談会: 議論・情報発信【継続】

(25年度関連予算)

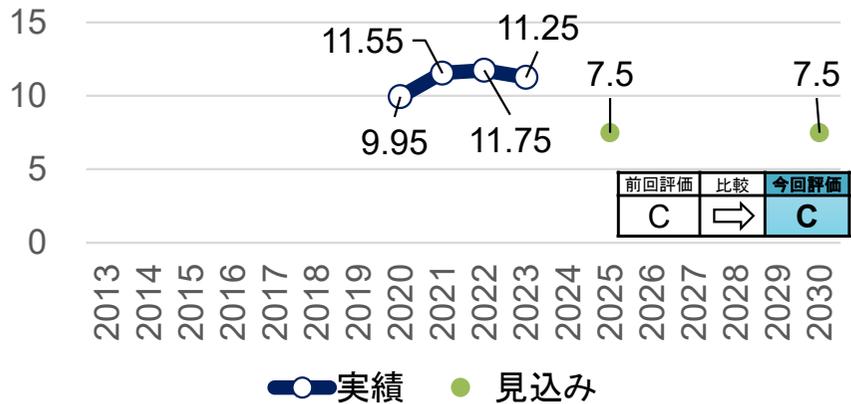
- ・モーダルシフト等推進事業補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助(40.6百万円)
- ・新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業: 複数の事業者が連携し、サプライチェーン全体の効率化等を図る取組の経費の一部補助(62.0億円(の内数))

○物流の効率化等の推進

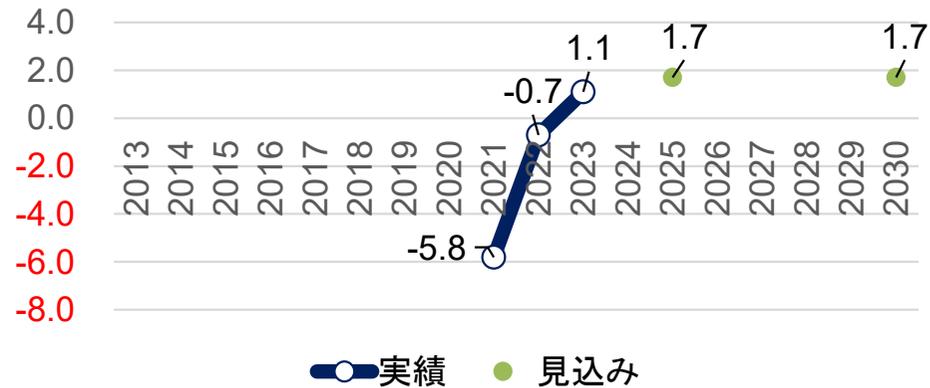
施策番号:66

宅配便再配達削減

○指標
再配達率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・宅配便の個数が増加傾向にある(49.53億個→50.06億個)ことに加え、新型コロナウイルスによる人流抑制等の緩和により再配達率が上昇したものと考えられる。
 引き続き再配達率を継続的に把握するとともに関係省庁や各事業者と連携しながら、宅配便の再配達削減に取り組んでいく。

〈実績〉
 ・「宅配事業とEC事業の生産性向上連絡会」や「置き配検討会」における検討などを踏まえ、宅配ボックスや置き配など多様な受取方法を推進。

2. 24年度の主要な取組

・再配達削減に向けた消費者の行動変容を促すため、消費者が物流負荷軽減に資するような荷物の受取方法や日時を自ら「選択」「確認」できる仕組み等の構築及び物流負荷軽減に協力的な消費者に対しインセンティブを付与する実証事業を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

・「再配達削減PR月間」の実施【継続】
 ・多様な受取方法等の普及促進実証事業:再配達を削減しトラックドライバーの負荷の低減を図るため、消費者が荷物の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時の指定等をより自発的かつ積極的に選択する仕組みを構築する実証事業を実施する。

〈25年度関連予算〉

・多様な受取方法等の普及促進実証事業:再配達を削減しトラックドライバーの負荷の低減を図るため、消費者が荷物の多様な受取方法やゆとりを持った配送日時の指定等をより自発的かつ積極的に選択する仕組みを構築する実証事業 (R6補正 150百万円)

※本事業は24年度補正予算からの繰越で25年度事業実施予定

○物流の効率化等の推進

ダブル連結トラックの普及等

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・ダブル連結トラックの導入数が増加(計16社、414件(2024年3月時点))。
- ・高速道路のSA/PAにおける駐車マスを整備(313件(2024年3月時点))。

2. 24年度の主要な取組

- ・ダブル連結トラックの導入数が増加(計19社、689件(2025年3月時点))。【継続】
- ・高速道路のSA/PAにおける駐車マスを整備(357件(2025年3月時点))。【継続】
- ・2024年9月に対象路線を拡充(約5,140km→約6,330km)。
- ・特殊車両通行確認制度への対応【新規】
- ・特殊車両通行確認制度の対象道路の拡大。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・運行状況を踏まえ、ダブル連結トラック対応の駐車スペースの整備を促進する。【継続】
- ・ダブル連結トラックの更なる導入促進策に取り組む。【継続】
- ・特殊車両通行確認制度の対象道路の拡大に取り組む。【継続】

〈25年度関連予算〉

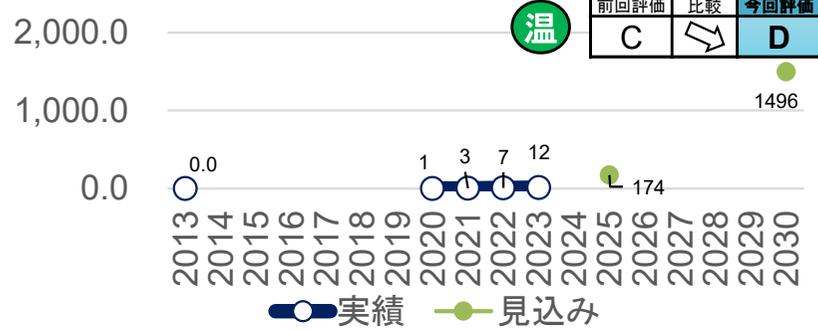
- ・道路事業:2,118,885百万円の内数

○物流の効率化等の推進

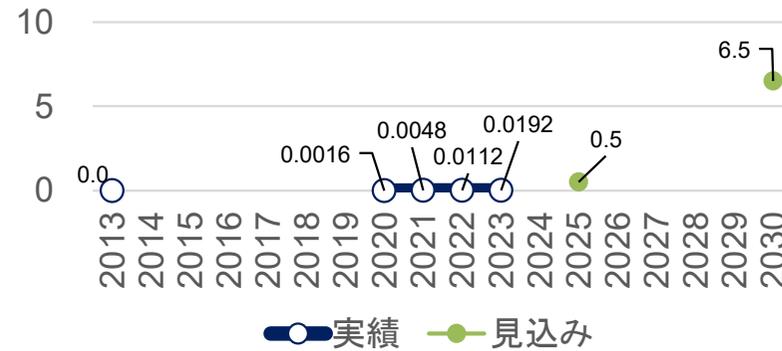
ドローン物流の実用化等の推進

○指標

地方公共団体における社会実装の件数(件)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・CO2排出削減量の推定値について、令和2年度補助事業において1件あたり16t/年と算出
- ・予測される市場規模の成長率をもとに目標水準を設定していたが、現状との乖離があり目標に達しない可能性があるため、目標の見直しについて検討する必要がある。

〈実績〉

- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(環境省連携事業)のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業機体等の購入に対する支援を実施
- ・「無人航空機等を活用したラストワンマイル配送実証に関する調査業務」において、レベル4飛行に対応したドローン物流やドローンの離発着前後の配送を担う自動配送ロボット等
新たなモビリティとの連携に関する実証事業のサポート及び実証結果の分析等を実施
- ・ドローンを活用した荷物等配送ガイドライン:事例集の時点更新及び新規事例の追加

2. 24年度の主要な取組

- ・運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業(環境省連携事業)のうち、運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業において、機体等の購入や実証事業を支援
- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定:過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送に係る総合効率化計画の認定【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・「ドローン配送拠点整備促進事業」において、地域におけるドローン物流の社会実装に向け、陸上輸送とドローン配送を組み合わせたラストワンマイル配送の取組に向けた拠点等の整備や初年度の運行経費の一部補助を実施
- ・運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業(環境省連携事業)のうち、運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業において、機体等の購入や実証事業を支援
- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定:過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送に係る総合効率化計画の認定【継続】

〈25年度関連予算〉

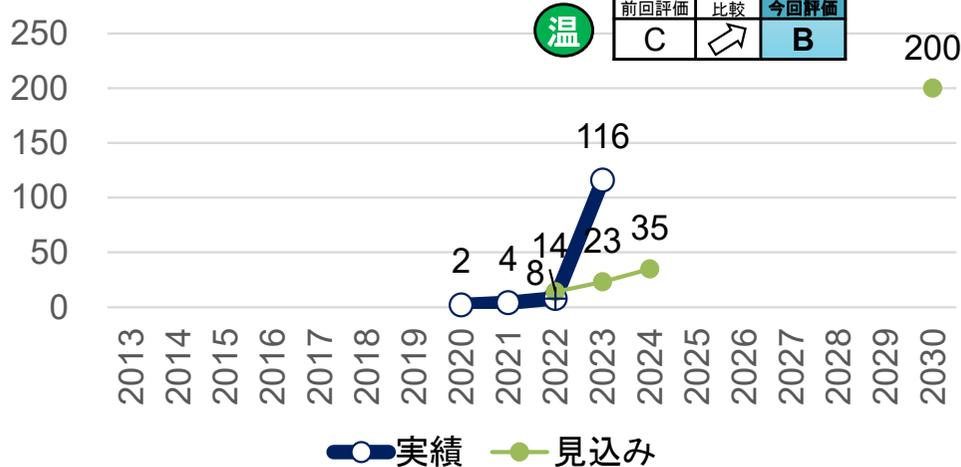
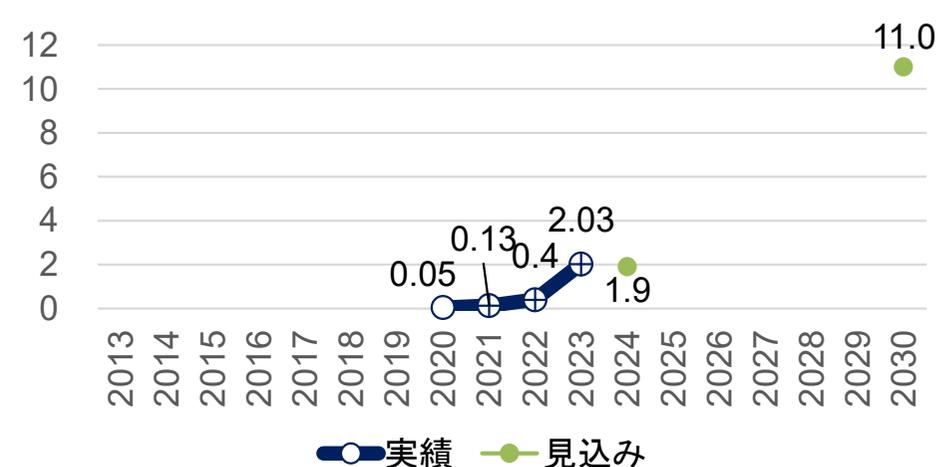
- ・ドローン配送拠点整備促進事業(100百万円)
- ・社会実装促進事業(環境省連携事業)のうち、運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業(14.15億円の内数)

○物流の効率化等の推進

物流施設の脱炭素化等の推進

○指標

脱炭素化された物流施設の数(施設)

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・脱炭素化された物流施設の数が対前年比で108施設増加。年間約 16,300t-CO₂を削減。
- ・23年度より計3事業の実績を評価対象としており、件数・排出削減量ともに順調に進捗している。
- ・30年度目標の達成に向けては、現在の取組を継続し、物流施設の脱炭素化を促進していく必要がある。

〈実績〉

- ・物流脱炭素化促進事業の実施: 物流施設を拠点とした再エネ関連施設・設備等の一体的導入に対する支援を実施
- ・(環境省連携)自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業の実施: 物流施設に対する再生可能エネルギー設備や省人化機器の導入に対する支援を実施
- ・(環境省連携)コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業の実施: 冷凍冷蔵倉庫等における脱炭素型自然冷媒機器の導入に対する支援を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・物流脱炭素化促進事業の実施【継続】
- ・(環境省連携)サステナブル倉庫モデル促進事業の実施【継続】
- ・(環境省連携)コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業の実施【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・物流施設に対する再生可能エネルギー設備や省人化機器、脱炭素型自然冷媒機器等の導入に対する支援制度の継続

〈25年度関連予算〉

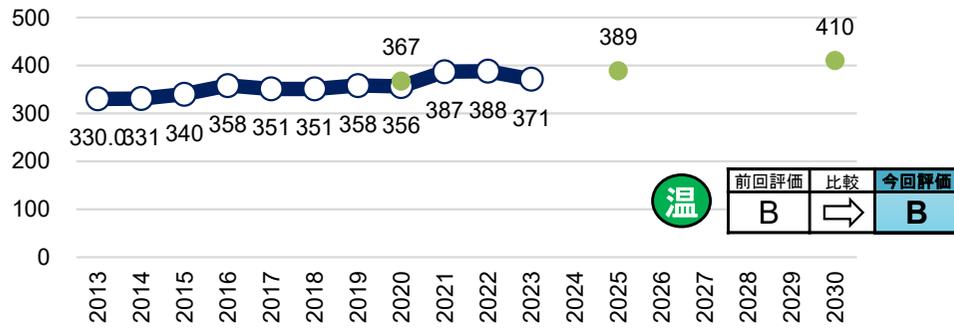
- ・物流脱炭素化促進事業: 物流施設やEVトラック等に対して一体的かつ効率的にエネルギー供給を行う取組を支援(24年度補正: 12億円)【継続】
- ・(環境省連携)サステナブル倉庫モデル促進事業: 再生可能エネルギー設備や省人化機器の導入に対する支援(24年度補正: 48億円(の内数))【継続】
- ・(環境省連携)コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業: 冷凍冷蔵倉庫等における脱炭素型自然冷媒機器の導入に対する支援(25年度当初: 70億円(の内数))【継続】

トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

モーダルシフトの推進①

○指標

海運貨物輸送量 (億トンキロ)



1. 23年度の評価と実績
(評価)

- ・23年度の内航海運による貨物輸送量は371億トンキロであり、対前年度比16億トンキロ減少し 2023年度の見込みを下回っているが、荒天等の外的要因による貨物輸送力の減少であることから、目標水準を上回ると考えられると評価した。
- ・引き続きモーダルシフトに係る総合効率化計画の認定、モーダルシフト等推進事業費補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助等により、更なる促進を図る。

(実績)

- ・エコシップマーク認定制度・海運モーダルシフト大賞: 海運へのモーダルシフトに貢献した事業者に対するエコシップマークの認定及び優良事業者表彰、優良事業者のうち最も貢献度の高かった事業者には大賞を授与
- ・船舶の特別償却(税制): 環境低負荷船について特別償却
- ・買換特例(税制): 船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合の譲渡資産譲渡益について80%の課税繰り延べ
- ・地球温暖化対策税の還付措置制度(税制): 一定の運送の用に供する石油製品について税額を還付
- ・船舶共有建造制度: モーダルシフトに資する船舶や環境低負荷に資する船舶等の建造促進
- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助

2. 24年度の主要な取組

- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助【継続】
- ・モーダルシフト加速化緊急対策事業: 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づきモーダルシフトの認定を受けた事業について大型コンテナ等の導入経費を支援

3. 25年度以降の対策強化等

- ・物流総合効率化法に基づくモーダルシフト加速化事業: 大型コンテナ等の導入経費を支援【継続】
- ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定: モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定【継続】
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助【継続】
- ・エコシップマークの認定制度、海運モーダルシフト大賞【継続】

(25年度関連予算)

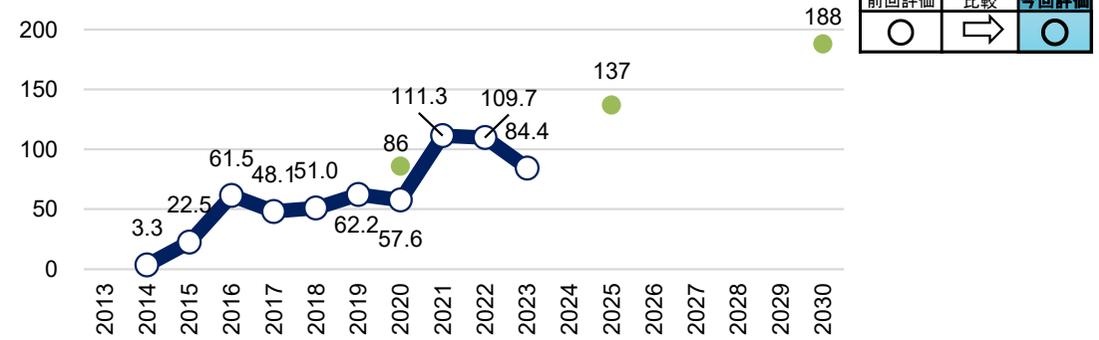
- ・モーダルシフト等推進事業費補助金: 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助(40.6百万円)

※本事業は24年度補正予算からの繰越分(110.6百万円)と併せて事業実施予定

・モーダルシフト加速化事業: 物流総合効率化法に基づくモーダルシフトの認定を受けた事業について大型コンテナ等の導入経費を支援(1,500百万円※)

※本事業は24年度補正予算からの繰越で25年度事業実施予定

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



○定性評価

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

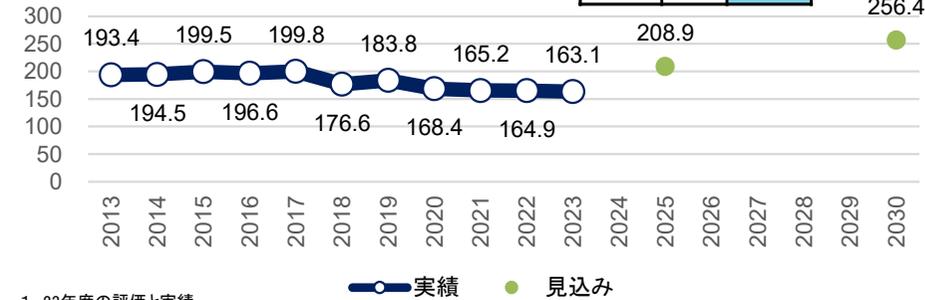
トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

モーダルシフトの推進②

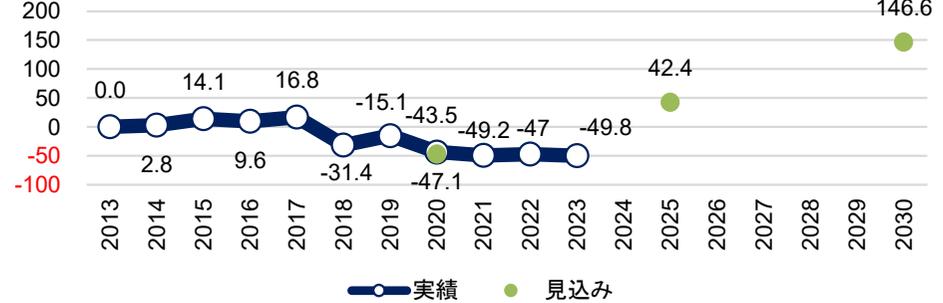
○指標 鉄道貨物輸送量 (億トンキロ)



前回評価	比較	今回評価
D	⇒	D



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績 (評価)

- 2023年度の鉄道貨物輸送量は豪雨災害等による影響で163.1億トンキロの実績となっており、2022年度と比較して1.8億トンキロ減少した。また、2022年度の排出削減量は-47万t-CO₂の実績となっている。
- 引き続き大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例等これまでの取組を着実に実施するとともに、貨物鉄道自体の改善方策や貨物鉄道と他モードとの連携のあり方、社会・荷主などへの働きかけなど幅広い視点から貨物鉄道の使い勝手を徹底的に良くし、積極的に取扱輸送量の拡大を目指す。

(実績)

- 大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- エコレールマークによる普及促進
- 災害時に代行輸送の拠点となる貨物駅の機能強化を推進
- 大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援【継続】
- 大規模災害を受けた線路の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー:鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施【継続】
- JR貨物、荷主、利用運送事業者、関係自治体、地方整備局等により、BCPの策定に向けた協議の場を立ち上げ
- 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定:モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- モーダルシフト等推進事業費補助金:物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助

2. 24年度の主要な取組

- 災害時に代行輸送の拠点となる貨物駅の機能強化及び貨物鉄道の輸送力増強を図るため貨物駅の整備を推進【継続】
- JR貨物、荷主、利用運送事業者、関係自治体、地方整備局等により、BCPの策定に向けた協議の場を立ち上げ【継続】
- 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定:モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定【継続】
- モーダルシフト等推進事業費補助金:物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- 大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例【継続】
- エコレールマークによる普及促進【継続】
- エコレールマークの表彰制度の創設
- 災害時に代行輸送の拠点となる貨物駅の機能強化及び貨物鉄道の輸送力増強を図るため貨物駅の整備を推進【継続】
- 大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援【継続】
- 大規模災害を受けた線路の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー:鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施【継続】
- JR貨物、荷主、利用運送事業者、関係自治体、地方整備局等により、BCPの策定に向けた協議の場を立ち上げ【継続】
- 鉄道の豪雨対策の促進等を通じて、災害時における旅客及び貨物ネットワークの強靱化を図る
- 物流総合効率化法に基づくモーダルシフト加速化緊急対策事業:大型コンテナ等の導入経費を支援
- 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画認定:モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定【継続】
- モーダルシフト等推進事業費補助金:物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助【継続】

(25年度関連予算)

- 幹線鉄道等活性化事業費補助(20百万円の内数)
- 鉄道施設総合安全対策事業費補助(4,529百万円の内数)
- モーダルシフト等推進事業費補助金:物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定の調査に要する経費の一部補助、認定した総合効率化計画に基づき実施する初年度運行経費並びに自動化機器等の導入経費の一部補助(40.6百万円)

(24年度補正関連予算)

- 幹線鉄道等活性化事業費補助(216百万円の内数)
- モーダルシフト加速化事業:物流総合効率化法に基づくモーダルシフトの認定を受けた事業について大型コンテナ等の導入経費を支援(1,500百万円※)
- ※本事業は24年度補正予算からの繰越で25年度事業実施予定

○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

施策番号:70

モーダルシフトの推進③

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

○グリーン物流パートナーシップ会議を活用したCO2 排出削減の取組の推進

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・荷主と物流事業者等、業種の異なる関係者間での優れた取組について、グリーン物流パートナーシップ会議会員等に対して発信し、CO2排出削減等の取組の普及・啓発を行った

〈実績〉

- ・経済産業大臣表彰1件、国土交通大臣表彰1件のほか、あわせて11件の事業に対し表彰を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・経産・国交大臣表彰含め合計10件の優良事業者表彰を行い、引き続き、荷主や物流事業者等の連携による物流の効率化や地球温暖化対策等に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の発信を実施

3. 25年度以降の対策強化等

- ・荷主や物流事業者等の連携による優良事業の表彰や普及・啓発の実施【継続】

〈25年度関連予算〉

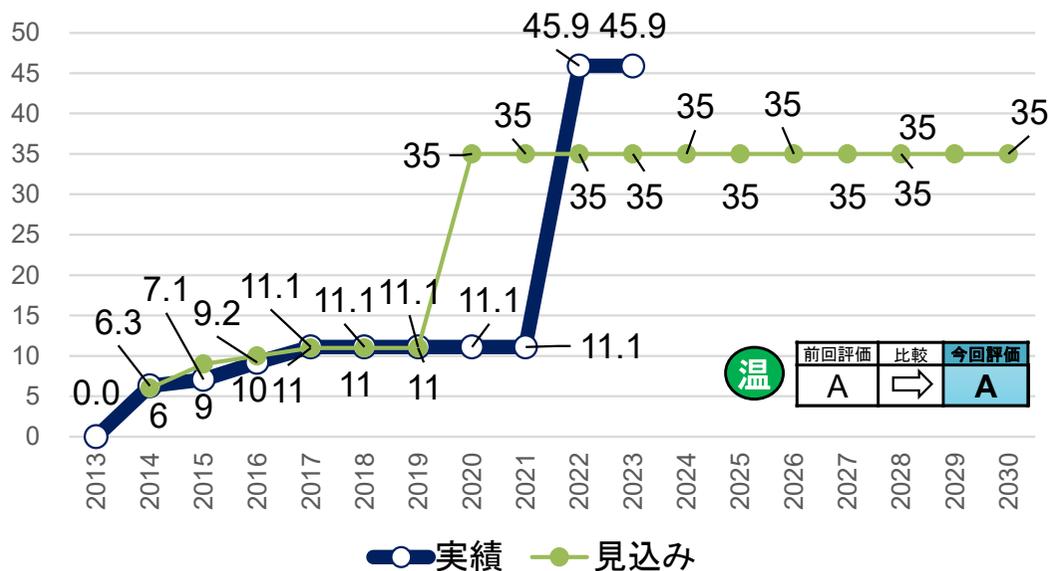
- ・なし

トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

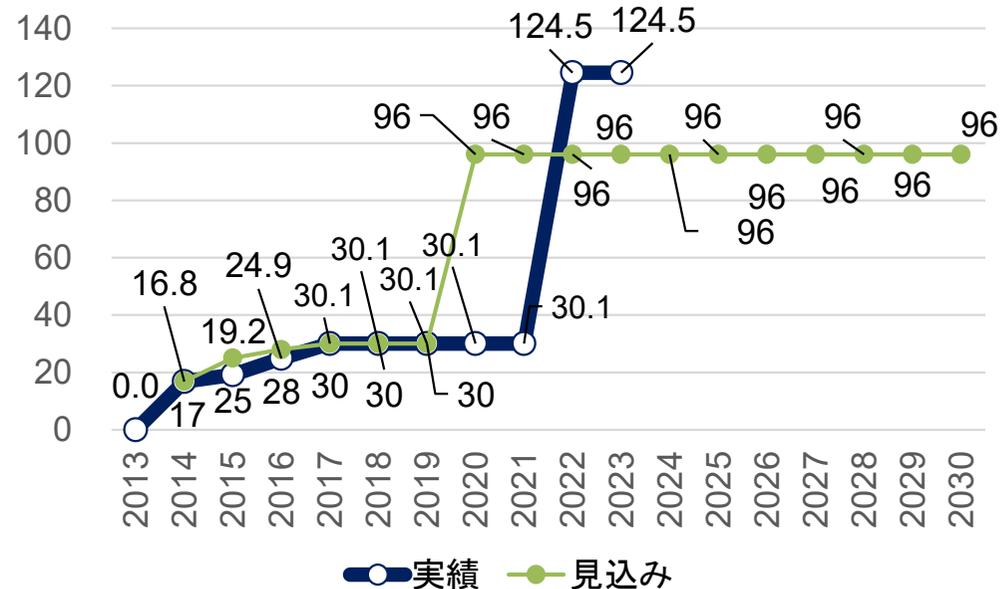
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減

○指標

貨物の陸上輸送の削減量 (億トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 23年度の評価と実績

<評価>

・国際海上コンテナターミナル等の整備により海上輸送へのモーダルシフトが進み、2030年度の指標を上回っている。

<実績>

・2023年度に港湾整備事業により供用開始した岸壁なし。

2. 24年度の主要な取組

・港湾整備事業により、国際海上コンテナターミナル等の整備を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、国際海上コンテナターミナル等の整備を進めるとともに、港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減を図る。

<25年度関連予算>

・国際海上コンテナターミナル等の整備(港湾整備事業2,456億円の内数)

前回評価	比較	今回評価
A	⇒	A

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○太陽光発電の導入促進

施策番号: 73

公的賃貸住宅、官庁施設、道路、空港、港湾、鉄道・軌道施設、公園、ダム等、下水道

指標以外の定性評価

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

○指標 下水道処理場の上部空間を利用した太陽光発電の導入 (万kwh)

前回評価	比較	今回評価
C	⇒	D



1. 23年度の評価と実績
(評価)
- ・港湾施設においては、重要港湾以上の港湾における導入実態を把握するため、コンテナターミナル等における公共上屋等への太陽光発電施設の導入実績について調査を実施。
 - ・空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化に向けて、空港脱炭素化推進計画の認定等を行うなど、施策は着実に進捗している。
 - ・官庁施設においては、着実に進捗している。
 - ・「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」に基づき、道路交通の安全や維持管理作業の支障とならない道路区域において太陽光発電設備の導入を推進。
 - ・鉄道施設においては、「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」を開催。
 - ・下水道処理施設などにおいては、(河川)太陽光発電を検討する事業者向けのパンフレットを公表するなど着実に進捗している。
 - ・(ダム)水上太陽光発電に関する事例収集や課題整理等が実施でき、進捗している。
- (下水道)下水道処理場においては、全処理場における水処理施設の上部(未利用部分)空間に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして2030年の導入目標に設定している。22年度以前と比べ、発電量が例年に比べ徐々に増加してきている。一方で、2030年の目標に対しては更なる取組の拡大が必要。
- ・公的賃貸住宅においては、22年度から取組みを進めている。
 - ・公園においては、着実に進捗している。

2. 24年度の主要な取組
- ・港湾においては、太陽光発電の導入を含む港湾脱炭素化推進計画の作成費を補助、港湾脱炭素化推進協議会における助言等によって支援。
 - ・空港施設においては、各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を推進し、計43空港にて計画を策定。
 - ・官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電の導入を推進する。【継続】
 - ・「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」に基づき、道路交通の安全や維持管理作業の支障とならない道路区域において太陽光発電設備の導入を推進。「道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0」をとりまとめ、太陽光発電施設の今後の目標を設定。
 - ・鉄道施設においては、鉄道資産を活用した脱炭素化に資する施設等の整備等に関する調査・検討への補助を実施。
 - ・下水道処理施設などにおいては、(ダム)水上太陽光発電の実証実験施設の設計を実施、発電量の設置ポテンシャルを算出。(河川)太陽光発電事業者への協力【継続】
 - (下水道)2030年における導入目標について、全処理場における水処理施設の上部(未利用部分)空間に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定し、地方公共団体実行計画への位置づけや、設備導入に対する環境部局との連携促進に向けた働きかけ等を実施。また、「案件形成等のプッシュ型支援」を通して、2030年地球温暖化対策計画の達成及び2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、地方公共団体の下水道分野におけるエネルギーの自立化を推進した。
 - ・公的賃貸住宅においては、新築の場合については太陽光発電設備を原則設置とするとともに、既存住宅についても導入を推進した。
 - ・公園においては、国営公園、都市公園への太陽光発電等の導入を推進。【継続】

- (実績)
- ・港湾施設においては、重要港湾以上(125港)を対象に調査を実施し、73の港湾で導入(コンテナターミナル等の管理棟、上屋・倉庫、旅客・クルーズターミナル、緑地等における設置例あり)を確認。
 - ・空港施設においては、2023年12月に4空港、2024年3月に1空港の空港脱炭素化推進計画を認定するとともに、25空港へ太陽光発電設備等の導入支援などを実施。
 - ・官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電設備の導入を推進。
 - ・道路施設においては、道路管理に必要な電力について、太陽光発電施設を設置
 - ・下水道処理施設などにおいては、(河川)河川管理施設建屋屋上への太陽光発電設備の導入を推進(ダム)水上太陽光発電の事例の収集・整理、貯水池面上の設置における検討課題の抽出・整理、実証実験候補地の選定を実施。
 - (下水道)2030年における導入目標について、全処理場における水処理施設の上部(未利用部分)空間に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定し、地方公共団体実行計画への位置づけや、設備導入に対する環境部局との連携促進に向けた働きかけ等を実施。また、水インフラにおける脱炭素化推進事業等の活用可能な予算制度の整備や活用促進に向けた周知を行うなど、導入に向けた支援を実施。

○太陽光発電の導入促進

施策番号: 73

公的賃貸住宅、官庁施設、道路、空港、港湾、鉄道・軌道施設、公園、ダム等、下水道

3. 25年度以降の対策強化等

- ・港湾施設においては、港湾におけるコンテナターミナル等の管理棟、上屋・倉庫、旅客・クルーズターミナル、緑地等への自家用・売電用太陽光発電の導入を検討。
- ・空港施設においては、各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を推進するとともに、空港脱炭素化に向けた太陽光発電設備等の導入支援などを実施。
- ・官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電の導入を推進する。新築の合同庁舎には引き続き標準的に導入を図る。
既存の合同庁舎には、構造上、立地上の不都合がないか等の導入可能性調査の結果を踏まえ、導入拡大について検討する。【継続】
- ・道路施設においては、道路交通の安全や維持管理作業の支障とならない道路区域において太陽光発電設備の導入を推進。
- ・下水道処理施設などにおいては、(ダム)水上太陽光発電の実証実験施設の設計を踏まえ、占用許可に当たっての技術的要件を整理する。
(河川)太陽光発電事業者への協力【継続】
(下水道)上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業による施設整備支援や、エネルギー特別会計において活用可能な予算制度の国土交通省HP上での公表、PPA等を活用した導入事例の共有など、導入に向けた支援を実施するとともに、引き続き下水道管理者に対して、地方公共団体実行計画への位置づけや、設備導入に対する環境部局との連携促進に向けた働きかけ等を実施
- ・公園においては、各種会議で周知するなど、引き続き導入を推進。【継続】
- ・鉄道施設においては、2024年度に実施した鉄道脱炭素に資する取組に係る調査の深堀りを行う。
- ・公的賃貸住宅においては、新築の場合については太陽光発電設備を原則設置するとともに、既存住宅についても導入を推進していく。

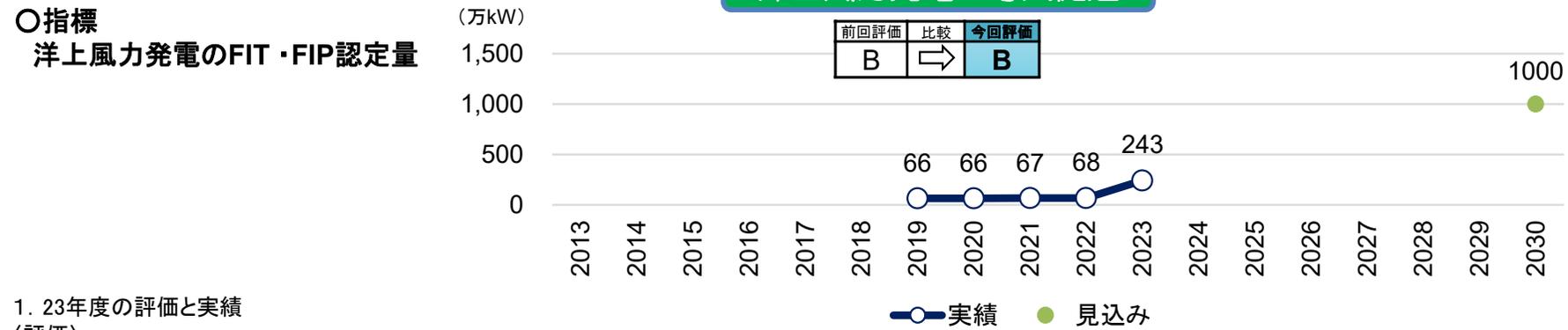
〈25年度関連予算〉

- ・港湾施設: なし
- ・空港施設: 空港脱炭素化推進事業: 計画策定支援、設備導入支援等 (約68億円(2025年度予算)【継続】)
- ・官庁施設: 官庁営繕事業: 官庁営繕費 176億円(の内数)
特定国有財産整備費 37億円(の内数)
- ・道路施設: 2,118,855百万円の内数
- ・下水道処理施設など: 治水事業等関係費(9,019億円(の内数))
(環境省)建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業(水インフラにおける脱炭素化推進事業)2025年度: 3,820百万円の内数
- ・公園: 都市公園・緑地等事業: 地方公共団体に対する支援等(社会資本整備交付金(4,874億円(の内数))、防災・安全交付金(8,470億円(の内数))
国営公園等事業: 直轄(国営公園等事業費(269億円(の内数)))
- ・鉄道施設: 鉄道整備等基礎調査委託費等(246百万円(の内数))
鉄道技術開発費補助金(鉄道脱炭素施設等実装調査)(29百万円)
- ・公的賃貸住宅: 公営住宅等整備事業(社会資本整備総合交付金等の内数)
地域居住機能再生推進事業(301.53億円(の内数))
脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業(6.13億円(の内数))
特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業(80.0億円(の内数))

○洋上風力発電の導入促進

施策番号: 74

洋上風力発電の導入促進



1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・指標である「洋上風力発電のFIT・FIP認定量」は、対前年度比で257%増加した。
 - ・30年度目標(1,000万kW)の達成に向けて、引き続き、継続的な案件形成や基地港湾の計画的な整備等を進める必要がある。

- 〈実績〉
- ・再エネ海域利用法に基づき、令和5年10月、計2区域(「青森県沖日本海(南側)」及び「山形県遊佐町沖」)を促進区域として指定するとともに、令和6年1月、新たに発電事業者の公募を開始した。また、令和5年5月と10月、計6区域(「北海道石狩市沖」、「北海道岩宇及び南後志地区沖」、「北海道島牧沖」、「北海道檜山沖」、「北海道松前沖」、「山形県酒田市沖」)を新たに「有望な区域」として整理した。
 - ・令和6年1月、北海道石狩湾新港内において、我が国2カ所目となる商業ベースでの大型洋上風力発電が運転開始された。
 - ・再エネ海域利用法に基づく公募により、令和5年12月、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」)、令和6年3月、「秋田県八峰町及び能代市沖」、計4区域で発電事業者を選定した。
 - ・令和5年4月、港湾法に基づき新潟港を基地港湾として指定し、既に地耐力強化などの必要な整備に着手した。
 - ・基地港湾として指定されている能代港、鹿島港、北九州港においては、引き続き、地耐力強化などの必要な整備を推進した。

2. 24年度の主要な取組

- ・令和5年度に事業者選定した計4区域(「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」)について、再エネ海域利用法に基づき公募占用計画の認定を行った(FIP認定量は、37.5万kW、31.5万kW、68.4万kW、42.0万kW)。
- ・令和5年度に促進区域として指定した計2区域(「青森県沖日本海(南側)」及び「山形県遊佐町沖」)について、再エネ海域利用法に基づく公募により、令和6年12月に発電事業者を選定した。また、令和6年9月、計3区域(「秋田県秋田市沖」、「和歌山県沖(東側)」及び「和歌山県沖(西側・浮体)」)を新たに「有望区域」として整理した。
- ・令和6年4月、国土交通大臣が青森港、酒田港を新たに基地港湾に指定した。また、基地港湾として指定されている能代港、鹿島港、北九州港、新潟港、青森港においては、引き続き、地耐力強化などの必要な整備を推進した。さらに、令和6年9月に、北九州港において、港湾法に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備取扱埠頭に係る賃貸借契約を締結した。
- ・令和7年2月、基地港湾の一時利用の調整を円滑に行うための港湾法等の一部を改正する法律案を、また、同年3月、排他的経済水域(EEZ)への拡大のための再エネ海域利用法の改正案を第217回国会に提出した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定、事業者公募等の手続きの推進
- ・基地港湾の計画的な整備の推進

〈25年度関連予算〉

- ・海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(新潟港、青森港、酒田港)の整備(港湾整備事業2,456億円の内数)
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用調整に必要な費用(港湾におけるカーボンニュートラル実現に必要な経費:7億円の内数)

○洋上風力発電の導入促進

施策番号: 75

浮体式洋上風力発電の低コスト化・普及促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・浮体式洋上風力発電の導入を促進するため、浮体構造や係留索の遠隔検査及びモニタリング手法等の検討を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・検討会の実施：浮体式洋上風力発電施設の設置後に実施される定期的な検査について、効率的な検査・モニタリング手法の効率化を実現するための技術的検討を実施。
- ・「浮体式産業戦略検討会」を開催し、浮体式洋上風力発電に係る産業のあり方についての検討等を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・浮体式洋上風力発電施設の浮体構造や係留索の遠隔検査及びモニタリング手法等の検討を実施。
- ・「浮体式洋上風力発電の海上施工等に関する官民フォーラム」を開催し、浮体式洋上風力発電に係る海上施工等に係る諸課題について官民での議論を実施。
- ・「洋上風力関係船舶確保のあり方に関する検討会」を開催し、洋上風力発電施設の設置・維持管理に必要な洋上風力関係船舶の需要見通しや求められる性能等の検討を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・浮体式洋上風力発電施設の安全性と経済合理性を両立させた検査・モニタリング手法の実海域での適用に向けた検討等を実施。
- ・引き続き「浮体式産業戦略検討会」を通じた、浮体式洋上風力発電に係る産業のあり方についての検討等を実施。
- ・引き続き「洋上風力関係船舶確保のあり方に関する検討会」を通じた、洋上風力発電施設の設置・維持管理に必要な洋上風力関係船舶の需要見通しや求められる性能等の検討を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・海洋開発市場の獲得に向けた海事生産性革命の前進に必要な経費(浮体式洋上風力発電施設の導入拡大・海外市場獲得に向けた環境整備)(0.3億円)

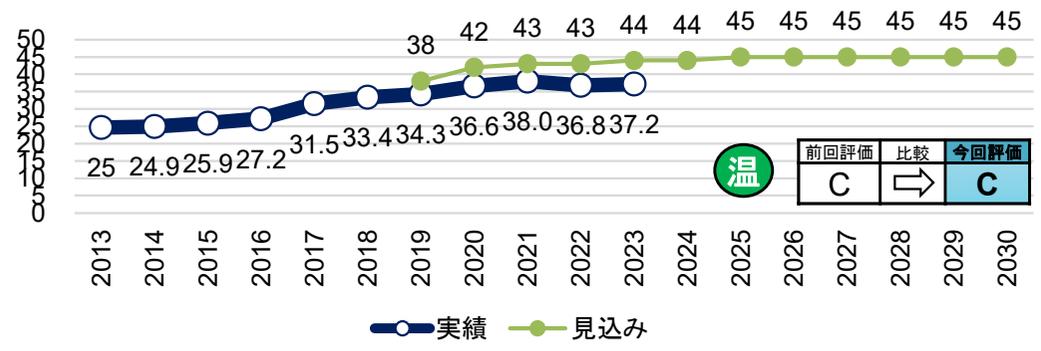
バイオマス発電の推進

施策番号: 76

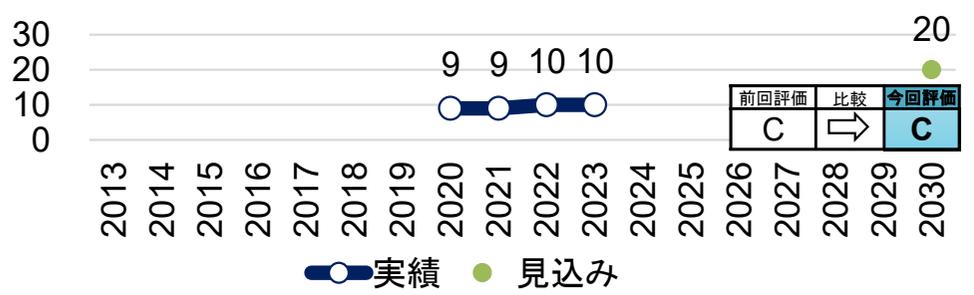
下水道バイオマス等の利用推進

○指標

下水道バイオマスリサイクル率 (%)



地域バイオマスや廃棄物処理施設等との連携事業実施数 (件)



1. 23年度の評価と実績

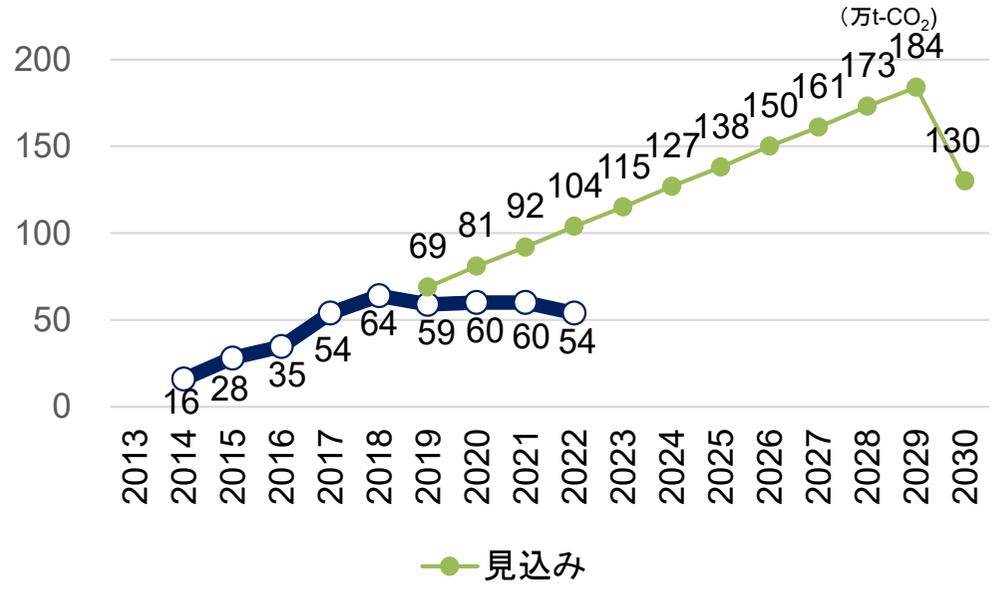
〈評価〉
 ・下水道バイオマスリサイクル率については2022年の36.8%から0.4%増加しているものの、見込みに対し進捗が進んでいないのは、案件形成等がやや遅れている状況であるため、排出削減量としても目標の104万tに対し54万tと進捗がやや遅れている状況にある。

〈実績〉
 ・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進。

2. 24年度の主要な取組

・地域バイオマスの活用を通じた下水処理場のエネルギー拠点化や下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援。

○排出削減量の見込と実績(下水道における省エネ・創エネ対策の推進)



3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、社会資本整備総合交付金事業やエネルギー拠点化コンシェルジュ事業の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業やカーボンニュートラル地域モデル処理場計画等により更なる省エネ・創エネの取組を推進。
- ・また、23年度に新しく、下水道温室効果ガス削減推進事業を創設した。これより、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減検討やそのための調査等を支援する。

〈25年度関連予算〉

- 社会資本整備総合交付金(令和7年度当初 1/2 等 487,410 百万円の内数)
- ・下水道リノベーション推進総合事業
 - ・下水道温室効果ガス削減推進事業
 - ・下水道事業費補助(令和7年度当初 1/2 等 8,564 百万円の内数)
 - ・下水道脱炭素化推進事業

○バイオマス発電の推進

施策番号:77

インフラ事業の剪定や伐採木等で発生した木質材を活用したバイオマス発電の促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・環境省との連携事業にて、河川内樹木を木質バイオマス発電の燃料材として使用・提供するに際しての、木質バイオマス発電事業者等並びに河川管理者における双方の課題を整理。

【本格的な利用に至らない発電事業者側の意見】

- ✓(FIT/FIP制度)燃料使用計画書を変更してまで(河川内樹木を)受け入れる価値があるか疑義あり。
- ✓枝と幹は分けて集積しなくても収集は可能だが、枝の受入可能量やコストを試験的に実証を行う必要がある。
- ✓可能な範囲でバイオマス発電所で利用してみたいものの、熱量、品質、費用負担の観点について疑義がある。

- ・都市公園におけるバイオマス発電等の導入状況について調査するなど施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・供給側(河川管理者)と需要側(バイオマス発電事業者・燃料供給会社)との条件面のすり合わせを目的とした「マッチング支援」を一部の地域にて実施。
- ・過年度の環境省との連携事業により作成した「河川内樹木及びダム流木のバイオマス利用の手引」を活用し、事業採算性、品質及び手続面に重点を置いて木質バイオマス発電事業者及び河川管理者等向けの講習会開催。(バイオマス発電事業者:70名、河川管理者:58名が参加)【継続】
- ・都市公園においてバイオマス発電等の導入状況について調査を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・前年度に整理された課題を踏まえ、河川内樹木が木質バイオマス発電の燃料材として利用価値が有るか否かを判断してもらうことを目的に、各地方整備局等の河川事務所にて管内に存する木質バイオマス発電事業者等に対し試行的な活用を働きかけ。
⇒河川事務所の予算の許す範囲内で、発電事業者側が要望する条件に則した規格・状態で伐採木を試用提供。
- ・栃木県、大分県において、県と国の河川事務所が連携した安定供給の仕組みの構築に向けた検討を実施。
- ・普及啓発の更なる取組として、前年度まで開催していた講習会を発展させた「河川内樹木等のバイオマス発電利用促進セミナー」を年2回実施。
- ・都市公園において発生した剪定枝や伐採木等を加工したチップの活用による木質バイオマス発電について、導入を促進するため各種会議等で周知

3. 25年度以降の対策強化等

- ・24年度に広範囲で試行的な活用が実施できたとはいえ、まだまだ燃料材としての価値が認知されているとはいえないことを踏まえ、前年度までの環境省との連携事業にて培ったノウハウを元に、各地方整備局等の河川事務所にて管内に存する「未活用の事業者」を対象に積極的な働きかけを推進
- ・安定供給の仕組みの構築に向けた検討については、25年度の取組の流れを継続することしつつ、流域治水協議会等の場を活用して、国・都道府県・市町村・発電・燃料事業者・地域住民が一体となって河川内樹木を積極的に利活用していくためのプラットフォーム造りについて検討予定。
- ・都市公園において発生した剪定枝や伐採木等を加工したチップの活用による木質バイオマス発電について、導入を促進するため各種会議等で周知【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○地中熱の利用推進

建築物等における地中熱の利用促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ①地中熱の利用推進に向け、施策を着実に推進。
- ②施策は着実に進捗。

〈実績〉

- ①地中熱を含めた省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援を実施。
- ②官庁施設における地中熱利用システムの導入を推進。

2. 24年度の主要な取組

- ①地中熱を含めた省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援を実施。
- ②官庁施設における地中熱利用システムの導入を推進。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ①引き続き地中熱を含めた省エネ・CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトの支援を実施。
- ②官庁施設における地中熱利用システムの導入を推進。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ①環境・ストック活用推進事業:省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援等(42.03億円の内数)
- ②官庁営繕事業:官庁営繕費 176億円(の内数)
特定国有財産整備費 37億円(の内数)

○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

施策番号: 79

小水力発電等の地域再エネ利用の円滑な推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・従属発電件数が、04年度～12年度平均(登録制度導入前)の10件と比較し、13年度～23年度平均(登録制導入後)は16件と増加していることから、施策は着実に進捗している。
- ・小水力発電のプロジェクト形成窓口については、13年度～23年度平均(窓口開設後)45件の相談が寄せられており、円滑な申請に寄与している。

〈実績〉

- ・登録制の活用: 従属発電の導入を促進
- ・相談窓口の運用: 河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援
- ・各種ガイドブック等の公開: 小水力発電を検討している事業者等向けに、登録制及び取得に当たってのポイントの説明、設置事例の紹介、河川管理者の相談窓口などを記載した手引きや、水利使用の登録申請方法や申請に必要な書類の作り方を説明したガイドブック、小水力発電施設の設計上遵守すべき事項と設計時のアドバイスを示したガイドブック等を国土交通省HPで公開

2. 24年度の主要な取組

- ・河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援し、再エネ利用の拡大に努めた。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援し、再エネ利用の拡大に努める。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

施策番号: 80

砂防堰堤等の既存インフラの再エネポテンシャルの発掘

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・国・都道府県の管理する砂防堰堤において、発電最大出力50kW以上を見込める再エネポテンシャルの発掘を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉
 ・国・都道府県の管理する砂防堰堤において、小水力発電の導入支援や、発電ポテンシャルの高い砂防堰堤を対象とした再エネポテンシャルの発掘を実施

2. 24年度の主要な取組

・国・都道府県の管理する砂防堰堤において、小水力発電の導入支援として、環境省と連携し発電事業者向けの「既設砂防堰堤を活用した小水力発電の手引き」を策定することで、発電ポテンシャルの高い砂防堰堤を対象とした再エネポテンシャルの発掘を支援

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、国・都道府県の管理する砂防堰堤への小水力発電の導入を支援
- ・既設砂防堰堤を活用した小水力発電の協議申請に関わる審査者向けにガイドラインを改定

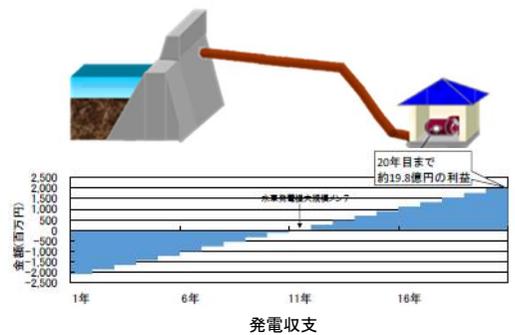
〈25年度関連予算〉

・なし

小水力導入前の砂防堰堤



発電ポテンシャルを有した砂防堰堤への小水力発電の導入



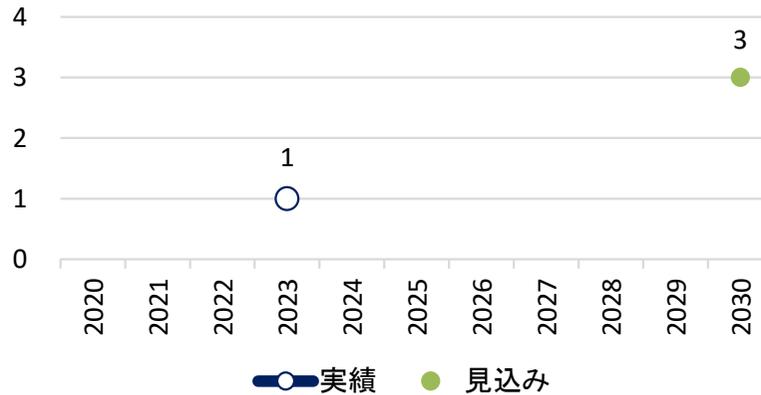
○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

施策番号: 81

ダム再生の推進

○指標
発電の増強にも資するダム再生事業数

前回評価	比較	今回評価
C	⇒	C



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・治水の観点だけでなく、発電増強の観点も十分踏まえたダム再生事業が着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2030年度の事業完了に向けて、ダムの嵩上げ等の工事を実施中。

2. 24年度の主要な取組

- ・2030年度の事業完了に向けて、ダムの嵩上げ等の工事を実施中。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・2030年度の事業完了に向けて、ダムの嵩上げ等の工事を実施していく。
- ・また、更なる事業化に向けて、実現可能性、投資効率性が確認されたものから、利水者等と調整し順次実施。

〈24年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 9,019億円の内数

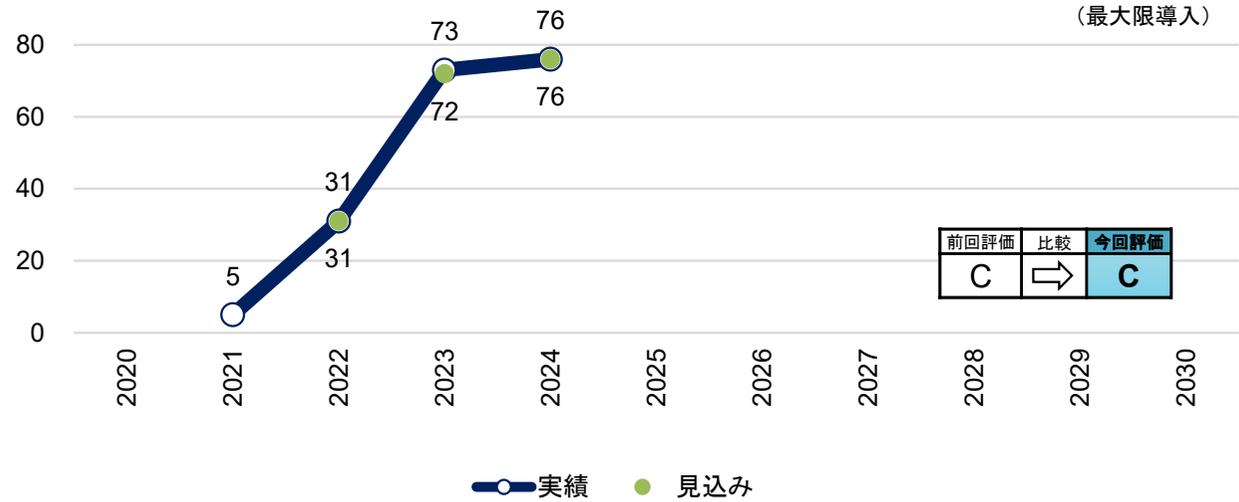
○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

施策番号: 82

ダムの運用改善

○指標
治水等多目的ダムの運用改善を行うダム数

○目標値
2024年度までに76ダム(国・水資源機構管理)で実施
※計画策定後の検討により目標値を見直し(前倒し)している



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
・24年度目標にむけて、順調に取り組みを継続した。

〈実績〉
・23年度は、治水へのリスク等を踏まえ、導入の検討が整った73ダムにおいて、試行体制を構築した。

2. 24年度の主要な取組

・国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムについて、24年度は試行体制を拡大した。

3. 25年度以降の対策強化等

・更に実行可能なダムでの導入に取り組む。

〈25年度関連予算〉

・治水事業等関係費 9,019億円の内数

○地域における再エネの活用推進

施策番号:83

所有者不明土地を活用した再エネの地産地消等に資する施設の整備を可能とする仕組みの充実等

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地域福利増進事業ガイドラインの改訂や補助制度の活用など、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・地域福利増進事業ガイドラインの改訂: 地域福利増進事業ガイドラインを23年4月・5月に改訂。その内容を土地政策推進連携協議会等を通じて周知。
- ・補助制度の活用: 所有者不明土地等対策事業費補助金を活用し、地域福利増進事業の実施に資する所有者探索等を支援。

2. 24年度の主要な取組

- ・所有者不明土地法の円滑な運用に向けた情報提供: 地域福利増進事業の実施に資する所有者探索等について支援【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・所有者不明土地法に基づく制度の円滑な運用に向けて、引き続きガイドラインの改訂や説明会での周知等を通じて運用改善を図る。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・所有者不明土地等対策事業費補助金: 地域福利増進事業の実施に資する所有者探索等を支援(R7当初予算額:62,621千円)

○地域における再エネの活用推進

施策番号:84

北海道環境イニシアティブの推進（農業水利施設における小水力発電施設の導入推進）

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・農業用用水施設の維持管理費の軽減およびカーボンニュートラルの実現に寄与する小水力発電を、国営及び道営の農業農村整備事業により整備。当麻永山用水地区、山部二期地区、緑地区で稼働。施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・勇払東部地区、芽室川西地区、篠津青山地区で小水力発電の整備を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・芽室川西地区、篠津青山地区で小水力発電の整備を実施【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・芽室川西地区、篠津青山地区、北斗用水地区で小水力発電の整備を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・北海道開発予算 農業農村整備事業(797億円の内数)

○地域における再エネの活用推進

施策番号:85

再エネ開発・運用に資する気象情報の提供

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析(JRA-3Q)を実施し、高精度の気候の再現データの提供を拡充するとともに、数値予報モデルの精緻化に向けて、物理過程の改良や水平高解像度化などの技術開発を進めるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・JRA-3Qを継続して実施することにより、解像度がより精細で、物理法則に従いつつも観測データに近いという、高精度の気候の再現データを提供した。
- ・雲の予測に重要な陸上・海上における水蒸気観測成果の活用をはじめ、多くの観測データを数値予報モデルに取り込むための技術開発を継続して実施した。
- ・気象庁スーパーコンピュータの能力を向上させるとともに、スーパーコンピュータ「富岳」も活用し、精緻な数値予報モデルの開発を実施した。
- ・再生可能エネルギーの見積りに直接役立つ風速、日射量などの数値予報プロダクトを日々継続的に提供した。

2. 24年度の主要な取組 【継続】

- ・JRA-3Qによる提供プロダクトを拡充するとともに、再解析国際会議を開催する等、利活用推進の取組を実施した。
- ・雲の予測に重要な陸上・海上における水蒸気観測成果の活用をはじめ、多くの観測データを数値予報モデルに取り込むための技術開発を継続して実施した。
- ・能力を強化した気象庁スーパーコンピュータに加え、スーパーコンピュータ「富岳」も活用し、精緻な数値予報モデルの開発を実施した。

3. 25年度以降の対策強化等 【継続】

- ・JRA-3Qの利活用推進の取組を引き続き実施する。
- ・能力を強化した気象庁スーパーコンピュータに加え、スーパーコンピュータ「富岳」も活用し、精緻な数値予報モデルの開発を実施する。

〈25年度関連予算〉

- ・再エネ開発・運用に資する気象情報の提供に係る予算(102億円(の内数))

8. 水素社会の実現、次世代エネルギーの利活用拡大

○インフラ等における水素等の利活用の推進

施策番号: 86

空港における水素利活用の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化に向けて、空港脱炭素化推進計画の認定等を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2023年12月に成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、2024年3月に県営名古屋空港の計5空港の空港脱炭素化推進計画を認定。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」(第8回)や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」のセミナーを開催。
- ・25空港へ空港脱炭素化に向けた省エネ・再エネ設備導入等の支援を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を推進し、計43空港にて計画を策定。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」(第9回)や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」のセミナーを開催。
- ・26空港へ空港脱炭素化に向けた省エネ・再エネ設備導入等の支援を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・各空港において空港脱炭素化推進計画の検討・作成等を引き続き推進。
- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」や「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」を開催。
- ・「計画策定ガイドライン」や「事業推進マニュアル」を適宜見直し。
- ・空港脱炭素化に向けた省エネ・再エネ設備導入等の支援を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・空港脱炭素化推進事業: 計画策定支援、設備導入支援等 (約68億円(2025年度予算)【継続】)

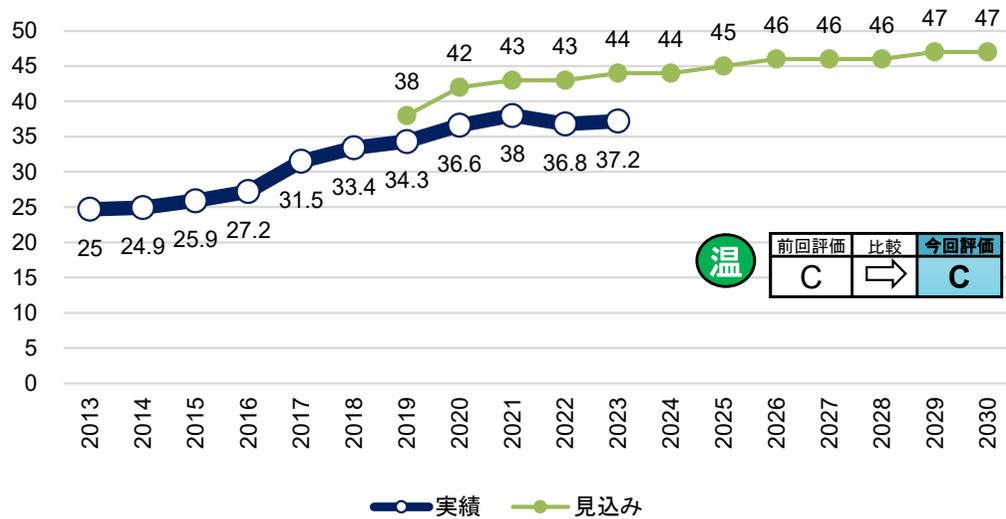
○インフラ等における水素等の利活用の推進

施策番号: 87

下水道由来水素に関する技術開発

○指標(再掲)

下水道バイオマスリサイクル率 (%)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・下水道バイオマスリサイクル率については2022年の36.8%から0.4%増加しているものの、見込みに対し進捗が進んでいないのは、案件形成等がやや遅れている状況であるため、排出削減量としても目標の104万tに対し54万tと進捗がやや遅れている状況にある。

〈実績〉

・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進。

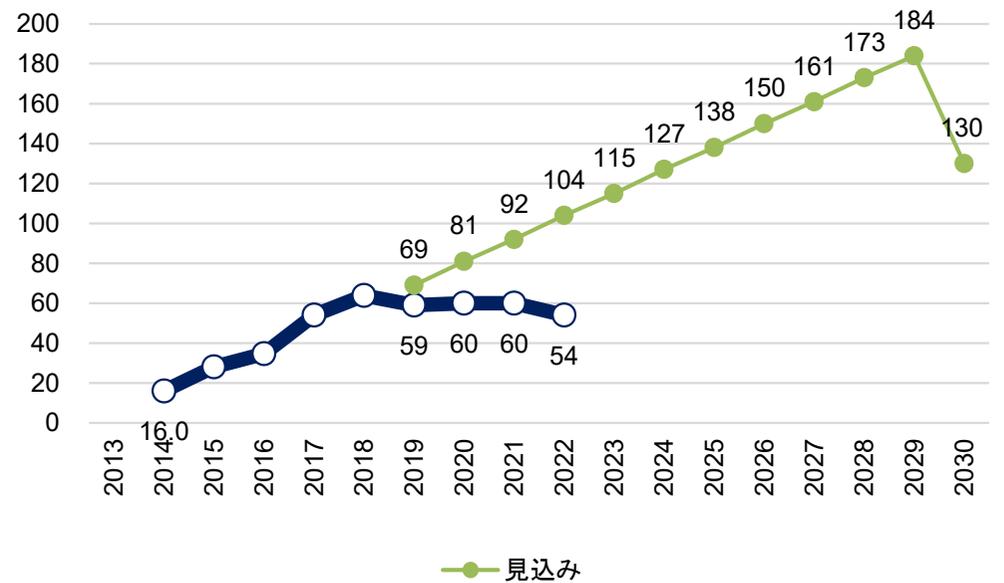
2. 24年度の主要な取組

・地域バイオマスの活用を通じた下水処理場のエネルギー拠点化や下水熱の活用促進に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、社会資本整備総合交付金事業やエネルギー拠点化コンシエ

○排出削減量の見込と実績(下水道における省エネ・創エネ対策の推進) (万t-CO₂)



ルジュ事業の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業やカーボンニュートラル地域モデル処理場計画等により更なる省エネ・創エネの取組を推進。

・また、23年度に新しく、下水道温室効果ガス削減推進事業を創設した。これより、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要な下水道事業の温室効果ガス削減検討やそのための調査等を支援する。

〈25年度関連予算〉

社会資本整備総合交付金(令和7年度当初 1/2 等 487,410 百万円の内数)

- ・下水道リノベーション推進総合事業
- ・下水道温室効果ガス削減推進事業
- ・下水道事業費補助(令和7年度当初 1/2 等 8,564 百万円の内数)
- ・下水道脱炭素化推進事業

○インフラ等における水素等の利活用の推進

施策番号: 88

北海道環境イニシアティブの推進（産学官金連携のプラットフォームによる水素を活用した地域づくり）

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・北海道の優れた資源・特性と多様な主体との連携・協働により我が国の環境政策の先駆的なモデルとなる施策を展開する北海道環境イニシアティブの一環として産学官金連携のプラットフォームにより水素による余剰電力の利用促進の普及啓発を推進した。

〈実績〉

- ・水素社会実現に向けた先進的な取組を行っている地域への視察（長野県内、山梨県内）
- ・市民を対象とした普及啓発活動

2. 24年度の主要な取組

- ・水素社会実現に向けた先進的な取組を行っている地域への視察（福島県内）【継続】
- ・市民を対象とした普及啓発活動【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・本プラットフォームは2024年7月31日付で北海道水素イノベーション推進協議会（事務局：北海道）へ統合となったが、引き続き、関係機関と連携した普及啓発等の取組を推進【継続】
 - ・水素社会実現に向けた先進的な取組を行っている地域への視察
 - ・市民を対象とした普及啓発活動

〈25年度関連予算〉

- ・北海道開発予算（5,745億円の内数）

9. 地球温暖化緩和策に資する国際貢献、国際展開

9. 地球温暖化緩和策に資する国際貢献、国際展開

気候変動に対応したインフラシステム海外展開の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・令和5年6月に開催した国土交通省国際政策推進本部において、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画(令和5年版)」を作成し、我が国の省エネ技術等を活用した脱炭素社会の実現に資するインフラシステムの海外展開を推進した。

2. 24年度の主要な取組

- ・政府全体の方針である「インフラシステム海外展開戦略」及び国土交通省において策定している「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」に基づき、インフラシステムの海外展開を推進した。令和6年度において取り組んだ主な事項は以下のとおり。
- ・鉄道分野では、令和6年6月に米国・カリフォルニア州運輸省との間で「鉄道交通の整備支援に関する覚書」を締結し、脱炭素化を含む協力関係の強化に向けた議論を深めることを確認した。
- ・港湾分野では、国土交通省とシンガポール運輸省との間で締結されたグリーン・デジタル海運回廊の協力に関する覚書に基づき、第1回年次会合を令和6年4月にシンガポールで開催し、港湾の脱炭素化等について意見交換を行った。また、令和6年11月にフィリピン・マニラで開催された日ASEAN港湾技術者会合において、ASEAN共通のカーボンニュートラルポート(CNP)の形成ガイドライン(案)を日本から提示し、意見交換を行った。
- ・海事分野では、水素・アンモニア燃料エンジン、燃料タンク及び燃料供給システム等の開発・実用化等を推進した。また、我が国の技術等を活かした低環境負荷船の普及促進に向けたASEAN地域との協力を推進した。
- ・航空分野では、令和6年度にエコエアポート研修および航空環境技術セミナーを開催し、ASEAN諸国の航空当局・空港関係者へ空港環境の改善に資する日本の取組や技術、支援制度を紹介するとともに、ASEAN空港EMS(環境マネジメントシステム)のガイドライン改善支援及び日ASEAN空港EMS官民連携プラットフォーム構築を行い、我が国の空港環境技術の海外展開を推進した。
- ・水分野においては、令和4年4月の第4回アジア・太平洋水サミットで発表した熊本水イニシアティブ及び令和5年3月の国連水会議2023において上川陽子総理特使が共同議長を務めたテーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」の議論を踏まえ、水害被害軽減(適応策)と温室効果ガスの削減(緩和策)を両立できるハイブリッド技術等について、引き続き二国間会議や国際会議等の場において紹介することで、相手国・機関等の理解促進を図った。
- ・スマートシティ分野では、交通、エネルギー、防災等といった都市課題をデジタル技術で解決するASEAN諸都市等の取組を支援するSmart JAMPの一環として、案件形成調査を4件実施したほか、スマートシティ関連技術の実証実験を支援する補助事業を2件実施した。2024年10月には、第6回日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合を東京都で開催し、GX(グリーントランスフォーメーション)をテーマにスマートシティの成功事例の共有等を通じて、ASEAN地域におけるスマートシティの実現を支援した。
- ・株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)は、令和6年度において、我が国企業の技術を活用したグリーン投資関連事業(UAE・廃棄物処理施設を通じた都市機能増進事業)に対する支援を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、「インフラシステム海外展開戦略」等に基づき、我が国の省エネ技術等を活用した脱炭素社会の実現に資するインフラシステムの海外展開を推進していく。

〈25年度関連予算〉

- ・「インフラシステム海外展開の戦略的拡大」(30億円)の内数

10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

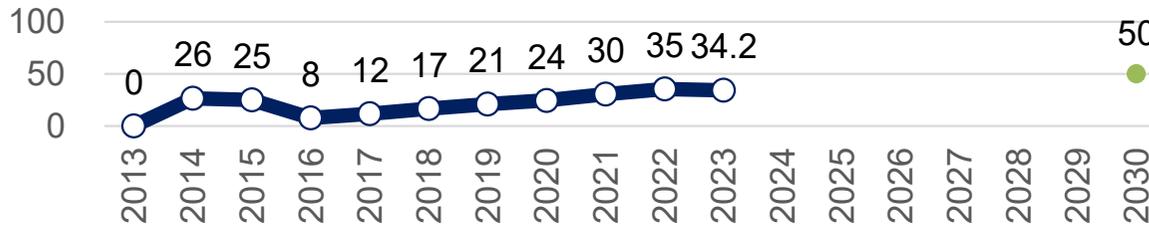
10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく国土交通省実施計画による環境対策の推進

○指標

温室効果ガス排出量削減率 (%)

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2013年度を基準として、温室効果ガス34.2%削減と施策は着実に進捗している。
- ・2030年度の目標達成に向けては、設置可能な建築物の太陽光発電設備の設置やLED照明の導入を促進していく必要がある。

〈実績〉

- ・「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画」(以下、国土交通省実施計画とする)に基づき、2013年度を基準として、国土交通省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標として取組を推進。

2. 24年度の主要な取組

- ・2022年6月に国土交通省実施計画を改定し、2013年度を基準として、国土交通省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%以上削減することを目標として取組を推進。

※地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき策定された政府実行計画(令和3年10月22日閣議決定)では、再生可能エネルギーの最大限の活用、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用その他について、政府の率先的な取組を実施することとしており、また、関係府省は自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定することとされており、これを受け、国土交通省実施計画を改定。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・改定された国土交通省実施計画に基づき、再エネの最大限の活用に向けた取組、建築物の建築、管理等に当たっての取組、財やサービスの購入・使用に当たっての取組及びその他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮の取組を推進。

〈25年度関連予算〉

なし

10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・関係府省の施設管理者に対して、各地区官庁施設保全連絡会議等の各種会議で環境省等と連携し、政府実行計画の周知を行うとともに、官庁施設のエネルギー消費の状況や省エネルギーの方法など、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。
- また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、効果的な運用改善など省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・関係府省の施設管理者に対して、各地区官庁施設保全連絡会議等の各種会議で環境省等と連携し、政府実行計画の周知を行うとともに、官庁施設のエネルギー消費の状況や省エネルギーの方法など、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。
- また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、効果的な運用改善など省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・関係府省の施設管理者等に対して、官庁施設のエネルギー消費の状況や省エネルギーの方法など、省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供等の技術的支援を行う。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・なし

10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

産業界における自主的取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2023年度においては54件が新規にグリーン経営認証を取得

2. 24年度の主要な取組

- ・交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、グリーン経営認証取得に向けた講習会を開催するなど、トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各業種の認証制度の普及・促進を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの広報を引き続き行うことに加え、クリーンエネルギーへの移行等を促す評価項目の在り方や認証取得を促進するための措置等の検討を行うとともに、認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を行い、官民協力して普及拡大を図る。

〈25年度関連予算〉

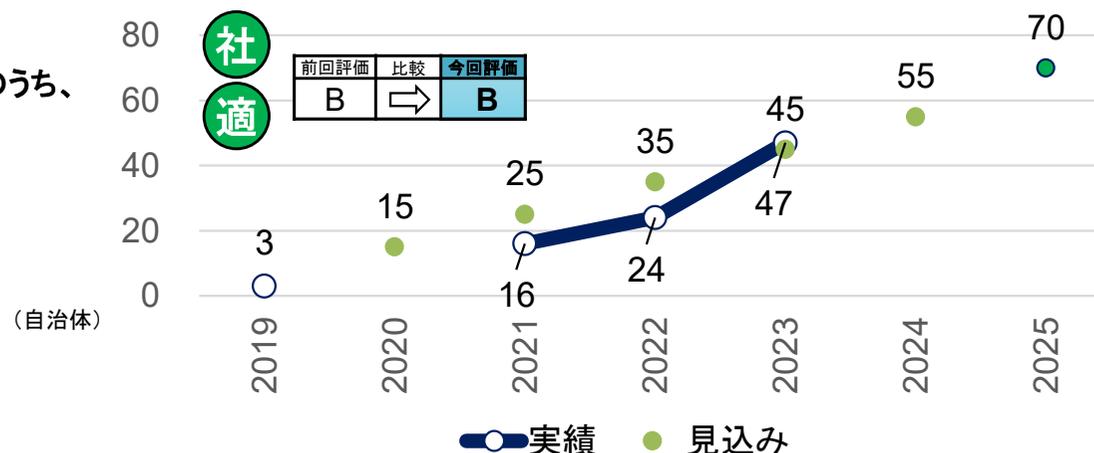
なし

I - 2 吸収減対策、カーボンリサイクル

○都市緑化等のグリーンインフラの推進

グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動拡大を通じたグリーンインフラの社会実装の推進

○指標
 グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、
 グリーンインフラの取組を事業化した自治体数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・目標の達成に向け、まずグリーンインフラ官民連携プラットフォームの自治体会員増加を目指す。さらに、先導的なモデル形成等を通じて事業化を加速する。

〈実績〉

- ・自治体等が活用可能な「グリーンインフラ事例集」「グリーンインフラ実践ガイド」等を作成するとともに、理解醸成を目的としたシンポジウムやオンラインセミナー、ビジネスマッチングの拡大を目的としたマッチングイベント等を開催。
- ・グリーンインフラに取り組もうとする4自治体に対して専門家派遣等の支援を実施し、ニーズ・シーズのマッチングを支援するとともに先導的なモデルを形成・横展開。

2. 24年度の主要な取組

- ・会員のニーズ・シーズのマッチング等により事業化を推進する「パートナーシップ構築支援」を推進。
- ・グリーンインフラに取り組もうとする4自治体に対して専門家派遣等の支援を実施し、先導的なモデルを形成・横展開。
- ・グリーンインフラに取り組むメリットについて、幅広く市場関係者の共通理解を醸成することを目的とし、「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表。
- ・グリーンインフラの社会的な普及や国内産業市場の形成等を図るため、令和7年1月に「グリーンインフラ産業展2025」を開催。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・会員へのアンケートやヒアリング等を通じて、「パートナーシップ構築支援」の仕組みを改善し、事業化に向けた取組を加速。
- ・グリーンインフラに関連する取組に活用可能な支援制度等をまとめた支援制度集の更新。
- ・今後のさらなるグリーンインフラの量的拡大・普遍化を目指し、「グリーンインフラ懇談会」において、取組の方向性等に関して幅広く議論・検討。

〈25年度関連予算〉

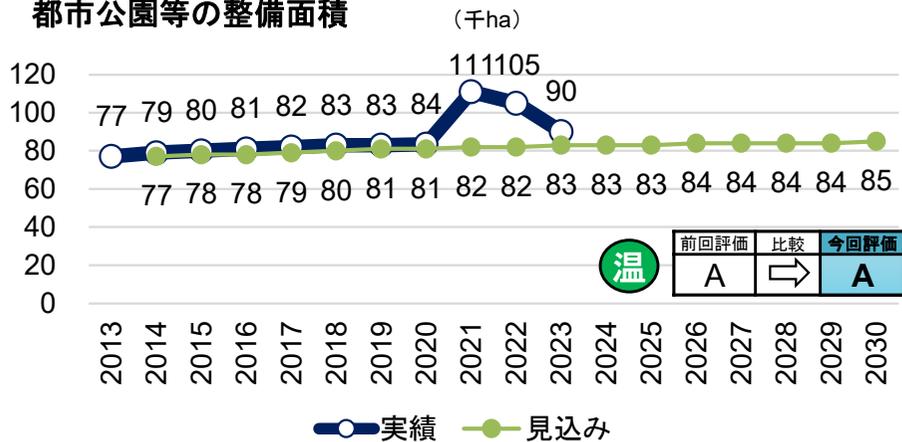
- ・「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出のための調査・検討経費(41百万円)
- ・グリーンインフラ創出促進事業(30百万円)

都市緑化等のグリーンインフラの推進

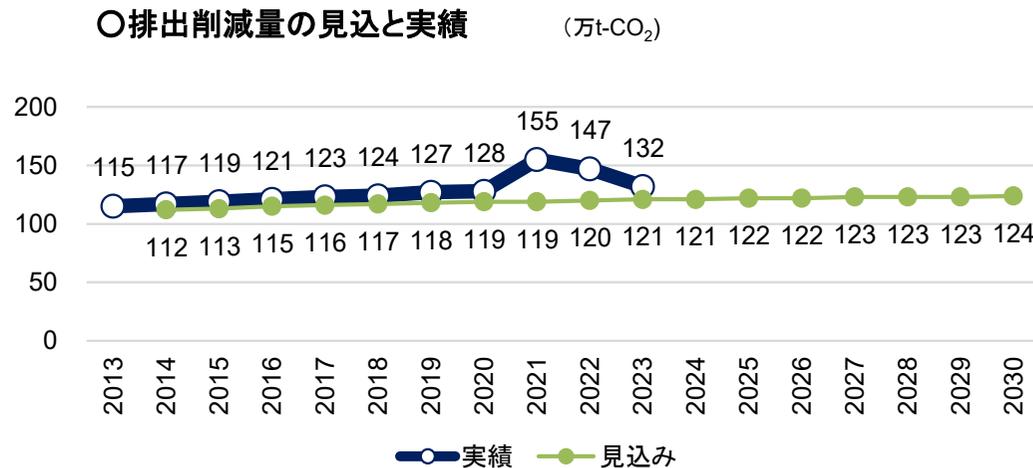
都市緑化等の推進

○指標

都市公園等の整備面積



○排出削減量の見込と実績



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・都市公園等の整備面積は目標値を上回っており、施策は着実に進捗している。
- ・都市公園等整備面積: 130,531ha(令和4年度末) → 130,870 ha(令和5年度末)
- ・1人当たり都市公園等面積: 10. 8㎡/人(令和4年度末) → 10. 9㎡/人(令和5年度末)

2. 24年度の主要な取組

- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。【継続】
- ・直轄事業において、国営公園の整備を推進するとともに、補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業: 地方公共団体に対する支援等(社会資本整備総合交付金4,874億円(の内数)、防災・安全交付金8,470億円(の内数))
- ・国営公園等事業: 直轄(国営公園等事業費269億円(の内数))
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業1.39億円(の内数)

○都市緑化等のグリーンインフラの推進

CO2 吸収源としてのブルーカーボン生態系の活用

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・港湾整備で発生する浚渫土砂等を活用したブルーインフラ(藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物)の造成等の実施及びブルーカーボン生態系に由来するカーボン・クレジット制度である「Jブルークレジット®制度」におけるクレジット認証件数が増加するなど、施策は着実に進捗していると評価。

〈実績〉

- ・ブルーカーボン生態系の活用に向け具体的な検討を進めるため、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を開催(2回)。
- ・国土交通省が設立を認可したジャパンプールエコノミー技術研究組合において、藻場の保全活動等の実施者(NPO、環境活動団体等)により創出されたCO₂吸収量を認証し、クレジット取引を可能とする「Jブルークレジット®制度」を実施し、29件のクレジット認証・発行が行われた。
- ・ブルーカーボン生態系を活用したCO₂ 吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現への貢献や生物多様性による豊かな海の実現を目指し、ブルーインフラの拡大を進めるため、「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」に取り組んでおり、新たに「全国海の再生・ブルーインフラ賞」を創設した。

2. 24年度の主要な取組

- ・ブルーカーボン生態系の活用に向けた具体的な検討を進めるため、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を開催。
- ・温室効果ガス(GHG)インベントリ(国連に提出する排出・吸収量報告)へのブルーカーボン生態系によるCO₂吸収量の反映に向けて、関係省庁連携の下、藻場によるCO₂吸収量を推定し、2024年4月のGHGインベントリ報告に計上(海藻藻場については世界初)。
- ・ブルーカーボン生態系を活用したCO₂ 吸収源の拡大によるカーボンニュートラルの実現への貢献や生物多様性による豊かな海の実現を目指し、ブルーインフラの拡大を進めるため、「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」に取り組んでおり、新たにCO₂排出量の削減やブルーカーボンの活用に関する取組の普及を目的とした「港湾カーボンニュートラル普及促進試行工事」を実施した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・ブルーカーボン生態系の活用に向けた具体的な検討を進めるため、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を開催。
- ・ブルーインフラの保全・再生・創出に向けた環境整備等の取組を推進するとともに、GHGインベントリにCO₂吸収量として計上する藻場の対象範囲を拡大するため、構造物背後や構造物近接箇所等に繁茂する藻場における海洋植物の分布面積を高精度に計測・管理するシステムを構築し試験運用する。
- ・藻場、干潟の保全等における担い手の参画を促す仕組みの検討を進める。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○炭素貯蔵に貢献する木造建築物の普及拡大

木造建築物の普及拡大

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・住宅・建築物の木造化に係るプロジェクトを2件採択・支援するほか、中高層建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクトを19件採択・支援し、大工技能者の技能向上のための研修活動等の取組を行う15の団体を支援した。
- ・建築物の防火性能に関する実験や解析を踏まえて、建築基準法施行令を改正し、基準を合理化し、より多くの中層建築物への木材利用を可能とした。

〈実績〉

- ・サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)の実施:先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物プロジェクトに対する支援を実施
- ・優良木造建築物等整備推進事業の実施:中高層建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクトに対する新たな支援を実施
- ・木造住宅・建築物の担い手の育成の取組に対する支援、中大規模木造建築物に取り組む設計者の育成に対する支援を実施
- ・建築基準法施行令を改正し、中層建築物への木材利用の促進を図るため、階数に応じて要求される耐火性能基準について、最上階から数えた階数が5以上9以下の階を90分耐火性能で設計可能とする等の合理化を実施(令和5年2月10日公布、令和5年4月1日施行)。

2. 24年度の主要な取組

- ・優良木造建築物等整備推進事業の実施:中大規模建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクト等に対する支援【継続】
- ・木造住宅・建築物の担い手の育成の取組に対する支援、中大規模木造建築物に取り組む設計者の育成に対する支援【継続】
- ・小規模なCLTパネル工法の建築物の仕様規定の整備
- ・新築の木造の非住宅建築物の耐久性に係る第三者評価の基準や枠組みを定めたガイドライン、木造建築物の経年劣化、維持管理方法、コスト等の情報を取りまとめたパンフレット等を公表

3. 25年度以降の対策強化等

- ・中大規模建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクト等に対する支援を実施【継続】
- ・地域の住宅生産事業者等で構成されるグループによる、地域産材を活用した木造応急仮設住宅の早期供給等に資するモデル性の高い取組に対する支援を実施
- ・林野庁において収集される強度試験データ等を踏まえて、CLTの基準強度に9層9プライの強度の追加を検討
- ・新築の木造の非住宅建築物の耐久性に係る第三者評価の基準や枠組みを定めたガイドライン等の普及
- ・建築物のライフサイクル全体を通じて排出されるCO2等(ライフサイクルカーボン)の算定・評価等を促進するための制度の構築等
- ・木材利用の促進を図るため、内装制限、敷地内通路等の防火規定の合理化を検討

〈25年度関連予算〉

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業:中大規模建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクト等に対する支援(373.40億円の内数)
- ・住宅・建築物防災力緊急促進事業:地域の住宅生産事業者等で構成されるグループによる、地域産材を活用した木造応急仮設住宅の早期供給等に資するモデル性の高い取組に対する支援(110億円の内数)

Ⅱ 気候危機に対する気候変動適応社会の実現に向けた 適応策の推進

1. 気候変動適応計画の推進

1. 気候変動適応計画の推進

政府の「気候変動適応計画」の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・政府の「気候変動適応計画」に基づき、国土交通分野の気候変動適応策を推進した。

〈実績〉

- ・令和3年10月に改定された「気候変動適応計画」の適切な実施のため、フォローアップを実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・熱中症対策実行計画の策定について盛り込まれた「気候変動適応計画」(令和5年5月閣議決定)に基づき、国土交通分野の気候変動適応策を推進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、令和5年5月に閣議決定された「気候変動適応計画」に基づき、国土交通分野の気候変動適応策を推進。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

2. 自然災害分野における適応策の推進

流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

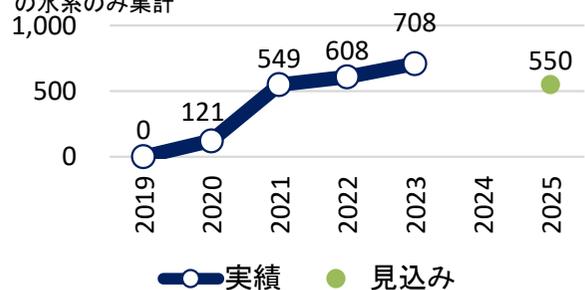
河川管理者等が主体となって行う治水事業等の充実・強化、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進

○指標

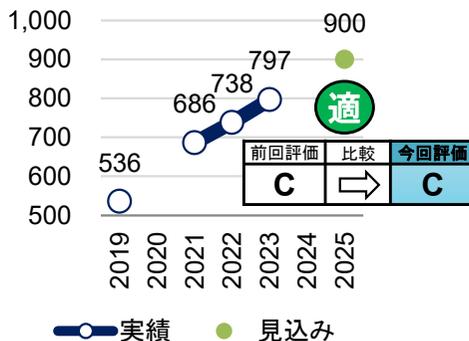
一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数

※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計

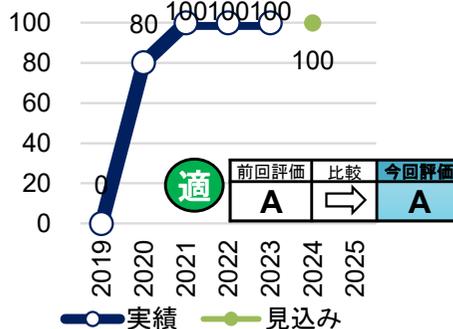
前回評価	比較	今回評価
A	⇒	A



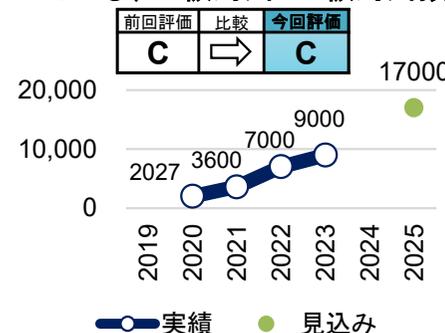
あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数



事前放流の実施体制が整った水系の割合(事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等が完了した水系の割合)



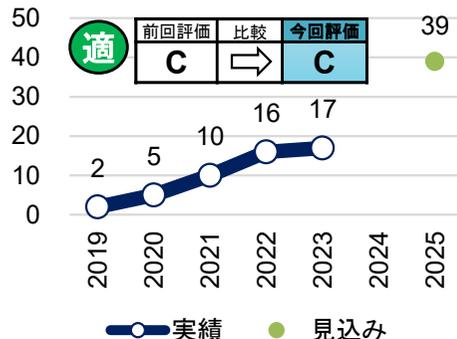
水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数



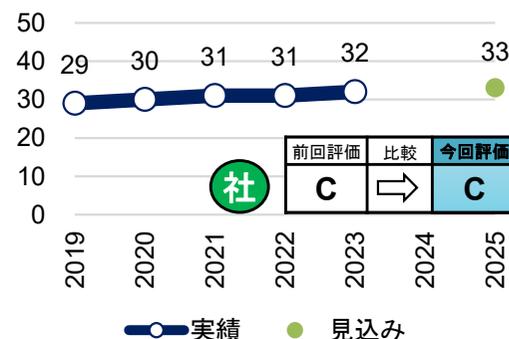
最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数



高潮浸水想定区域を指定している都道府県数



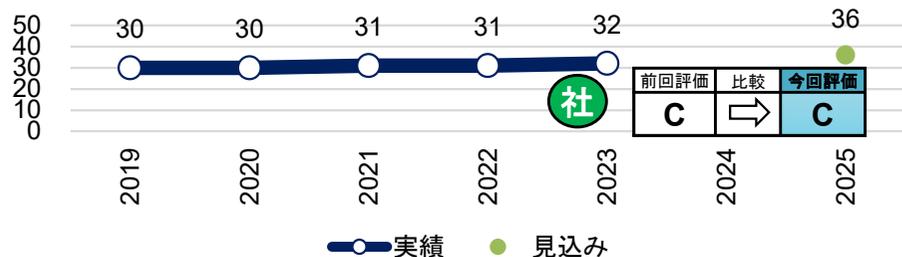
重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率



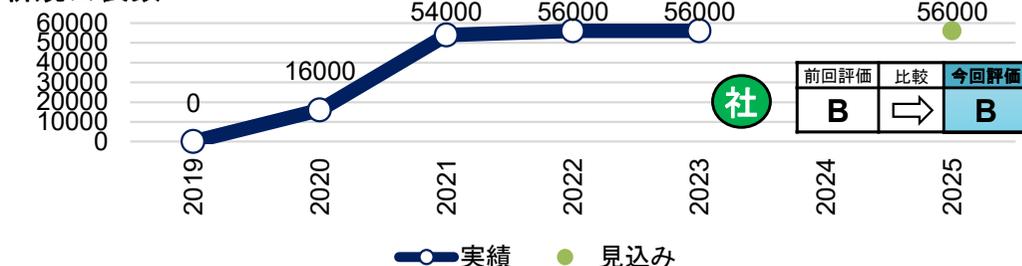
重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率



市役所、町役場及び支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率



土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数



○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

河川管理者等が主体となって行う治水事業等の充実・強化、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・流域治水プロジェクトや流域治水関連法の活用等により、流域治水の取組を推進している。
- ・治水協定の締結等により利水ダム等における事前放流の実施体制が整えられた。
- ・令和2年度から令和3年度で高潮浸水想定区域を指定している都道府県は5都府県増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・二級水系で約600の流域治水プロジェクトを策定し、流域治水の現場レベルでの実践を加速。
- ・改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川の指定を促進。4水系86河川を特定都市河川に指定。
- ・流域関係者による施策の具体化・実践のため、流域治水施策集(水害対策編)を公表。
- ・利水ダム等における事前放流の取組を実施するため、420水系で治水協定を締結(1級、2級)。
- ・最大クラスの高潮に対する浸水想定区域の指定及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進し、新たに宮崎県(日向灘沿岸)で高潮浸水想定区域図が指定されている。
- ・地域のくらしに不可欠なライフラインを保全する土砂災害対策を推進した。
- ・地域の中心集落等を結ぶ重要交通網を保全する土砂災害対策を推進した。
- ・地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進した。
- ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり等を推進した。
- ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり等を推進した。
- ・内水浸水想定区域図作成等に関する取組を推進した。

2. 24年度の主要な取組

- ・改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川の指定を促進。11水系159河川を特定都市河川に指定。
- ・引き続き、利水ダム等における事前放流の取組を実施。
- ・簡易的な解析手法とその留意点を提示した「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き」を改定・公表し、都道府県の洪水浸水想定区域の指定を推進。
- ・最大クラスの高潮に対する浸水想定区域の指定及び水位周知海岸の設定に向けた取組を促進し、新たに長崎県(有明海沿岸、西彼杵沿岸、大村湾沿岸)、三重県(熊野灘沿岸)で高潮浸水想定区域図が指定されている。
- ・地域のくらしに不可欠なライフラインを保全する土砂災害対策を推進した。
- ・地域の中心集落等を結ぶ重要交通網を保全する土砂災害対策を推進した。
- ・地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進した。
- ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり等を推進した。
- ・内水浸水想定区域図作成等に関する取組を推進した。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、関係者間で共有・実践する。
- ・引き続き、利水ダム等における事前放流の取組を推進。
- ・「水害リスク情報整備推進事業」を基幹事業として創設し、洪水浸水想定区域の指定を促進。【継続】
- ・浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した水害リスクマップ(浸水頻度図)を整備し、土地利用・住まい方の工夫等を促進。【継続】
- ・技術支援等により、各都道府県における高潮浸水想定区域の指定を一層推進していく。
- ・地域のくらしに不可欠なライフラインを保全する土砂災害対策を推進する。
- ・地域の中心集落等を結ぶ重要交通網を保全する土砂災害対策を推進する。
- ・地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進する。
- ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり等を推進する。
- ・内水浸水想定区域図作成等に関する取組を推進する。【継続】

〈25年度関連予算〉

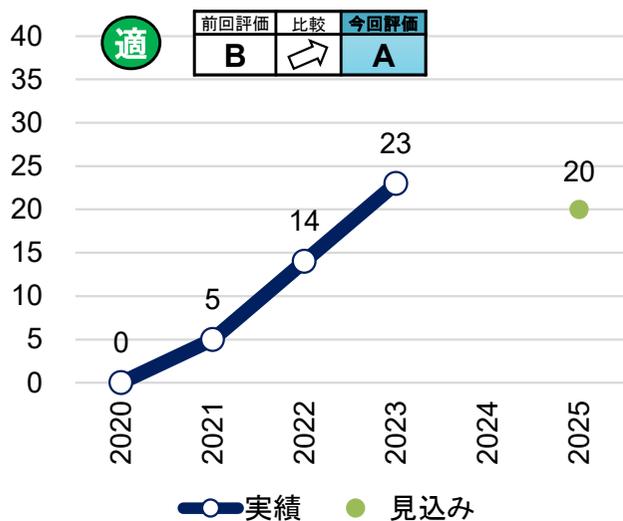
- ・水管理・国土保全局関係予算 1兆402億円の内数
- ・社会資本総合整備: 1兆3,344億円の内数

流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

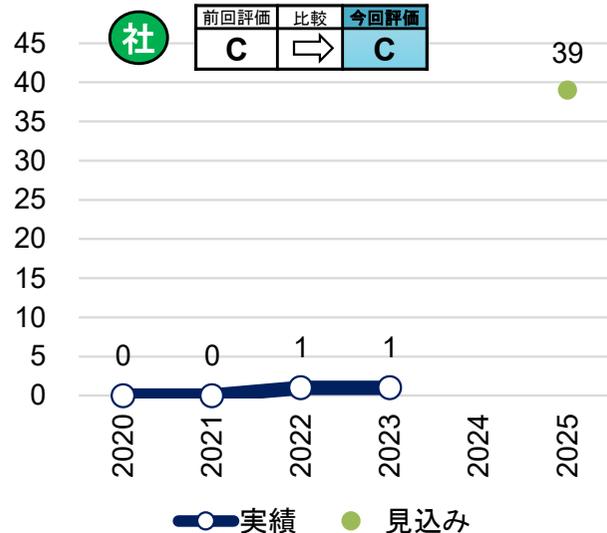
気候変動の影響を踏まえた計画や基準等の見直し

○指標

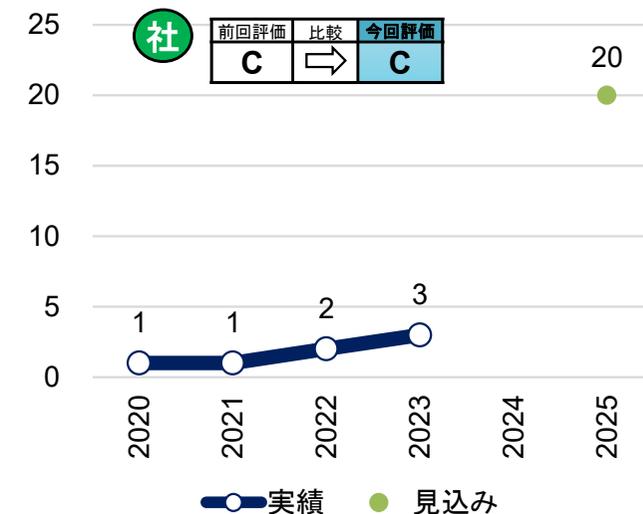
気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定数



気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数



海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・気候変動の影響を考慮した河川整備計画を9水系で策定した。
- ・国主催で海岸管理者向けの勉強会を開催、海岸管理者からの個別技術相談に対応し、必要な支援を行った。
- ・砂浜を海岸保全施設に指定済み又は指定予定の海岸において実施する海岸堤防等の整備について予算を重点化

2. 24年度の主要な取組

- ・河川整備基本方針検討小委員会で、気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針について検討を行った。
- ・海岸管理者からの個別技術相談に対応し、必要な支援を行った。
- ・砂浜の指定について各都道府県等に技術相談等を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定を引き続き推進。
- ・引き続き、各都道府県が海岸保全基本計画を変更し、気候変動の影響を考慮した防護目標を設定することを支援する。
- ・引き続き、各都道府県が砂浜を海岸保全施設に指定することを支援する。

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費：9,019億円の内数
- ・社会資本総合整備：1兆3,344億円の内数

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

○指標

防災指針を作成した市町村数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・23年度末時点で568都市が立地適正化計画を作成・公表し、そのうち291都市が防災指針を作成・公表した。

〈実績〉

- ・地方公共団体の防災・減災対策の検討に資するよう、関係省庁のまちづくりにおける防災・減災対策に係る支援施策をとりまとめ、公表を行った。
- ・WEB及び各地において説明会を開催し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて幅広く周知を行った。
- ・全国109水系の一級水系において外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの検討・作成に関するガイドラインを公表し、防災・減災のための土地利用の工夫等の促進を図った。

2. 24年度の主要な取組

- ・令和6年12月末時点で891都市が立地適正化計画を作成・公表し、そのうち347都市が防災指針を作成・公表した。
- ・WEB及び各地において説明会を開催し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて幅広く周知を行った。
- ・地方公共団体の防災・減災対策の検討に資するよう、関係省庁のまちづくりにおける防災・減災対策に係る支援施策をとりまとめ、公表を行った。
- ・全国109の一級水系の国管理河川で、内水氾濫を含めた水害リスクマップの作成を進めた。
- ・多段階浸水想定図の利用促進を図るため、国土数値情報へのデータ整備を行った。

3. 24年度以降の対策強化等

- ・居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、立地適正化計画への防災指針の記載や計画に基づく取組の実施等に必要な支援を継続して実施する。
- ・水災害ハザード情報の充実等を通じた、市町村への支援を実施する。
- ・全国109水系の国管理河川で、内水氾濫を含めた水害リスクマップの作成・公表を進めていく。
- ・水害リスクマップや多段階浸水想定図をWEBマップ上でわかりやすく表示させるツールの整備に向けて検討を進めるとともに、防災・減災のためのまちづくりや土地利用の工夫等の促進を図る。

〈25年度関連予算〉

- ・令和7年度予算: 防災・安全交付金 8,470億円の内数
- ・集約都市形成支援事業 5.19億円の内数
- ・都市構造再編集中支援事業 702億円の内数
- ・治水事業等関係費 9,019億円の内数

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化、わかりやすい情報発信等

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・浸水センサの実証実験を継続して実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・河川環境の把握のため、水温連続データを取得することを目的とした「非接触式水温機器の開発」に取り組み、現場実証を実施。
- ・堤防を粘り強い構造に強化することを目的とした「越水時における河川堤防裏法部の侵食量を評価する技術」に関する研究開発を実施。
- ・TEC-FORCEの現場活動をデジタル技術で効率化するiTECツールに、画像判読による被災規模自動計測ツールを実装するなど、更なる機能強化を実施。
- ・浸水センサ実証実験のモデル地区及び参加者をさらに拡大し、58の自治体で実証実験を継続するとともに、構築した浸水センサの検知情報をリアルタイムで収集・共有するシステムの改良を行い、実装に向けた浸水センサの特性や情報共有の有効性等の検証を実施。
- ・自動判読技術の活用検討および衛星コンステレーションの活用検討を行い、人工衛星を活用した土砂移動箇所の早期把握と警戒避難体制の強化を実施。
- ・洪水浸水想定区域図のオープンデータ化に向けた検討を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・河川砂防技術研究開発公募において、「河道設計における洪水流解析、河床変動解析を高度化する技術」に関する研究開発を実施。
- ・河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する「粘り強い河川堤防に関する技術」の開発を推進。【継続】
- ・TEC-FORCEの現場活動をデジタル技術で効率化するiTECツールに、ドローンによる点群データの取得機能と三次元データから数量算出を可能とする機能の追加など、更なる機能強化を実施。【継続】
- ・自動判読技術の活用に向けて、災害時等における実証を行い、人工衛星を活用した土砂移動箇所の早期把握と警戒避難体制の強化を実施。【継続】
- ・洪水浸水想定区域図等をオープンデータ化に向けたシステム開発を実施。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・河川砂防技術研究開発公募により、水管理及び国土保全行政における技術政策課題の解決に向けて、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を引き続き促進。【継続】
- ・河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する「粘り強い河川堤防に関する技術」の開発を推進。【継続】
- ・TEC-FORCEの現場活動をデジタル技術で効率化するiTECツールに、ドローンによる点群データの取得機能と三次元データから数量算出を可能とする機能の追加など、更なる機能強化を図る。【継続】
- ・人工衛星画像からの土砂移動箇所の抽出自動化や、ドローンを用いた自動災害調査技術の確立による土砂災害調査の高度化・省人化を推進。【継続】
- ・洪水浸水想定区域図等をオープンデータ化し、民間等の様々な主体における情報の利活用を促進。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 9,019億円の内数

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

排水機場等における遠隔監視・操作化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・排水機場等の遠隔監視・操作化の整備により、気候変動による水災害リスクの増加やインフラの老朽化を踏まえた適切な維持管理や施設操作の高度化が進められた。
- ・対象施設 排水機場、水門、樋門・樋管（無動力化の対象を除く）約3,000施設（うち排水機場は約400施設）。

〈実績〉

- ・排水機場等の遠隔監視・操作化の整備を進めるため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に着手。
- ・整備率 着手時33%（うち排水機場42%）に対し、2023年度末は36%（うち排水機場46%）

2. 24年度の主要な取組

- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による整備を継続推進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・背後地の状況などを踏まえた優先すべき施設から順次着実な整備を推進。

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 9,019億円の内数

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

観測・予測・情報提供による防災・減災対策

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・「顕著な大雨に関する気象情報」を最大30分程度前倒して発表する運用の開始等、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・令和5年(2023年)5月から、「顕著な大雨に関する気象情報」について、線状降水帯による大雨の危機感を少しでも早く伝えるため、これまで発表基準を実況で満たしたときに発表していたものを、予測技術を活用し、最大30分程度前倒して発表する運用を開始した。
- ・流域治水協議会等に参画し、流域ごとの気象特性等、より流域に着目した技術的助言を提供した。

2. 24年度の主要な取組

- ・線状降水帯による大雨の可能性が高いと予測した場合に実施する半日程度前からの呼びかけについて、府県単位に絞り込んで実施する運用を令和6年(2024年)5月から開始した。
- ・流域治水協議会等に参画し、流域ごとの気象特性等、より流域に着目した技術的助言を提供した。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・流域治水協議会等に参画し、流域ごとの気象特性等、より流域に着目した技術的助言を提供する。【継続】
- ・令和5年度から開始した「顕著な大雨に関する情報」を最大30分程度前倒して発表する運用について、さらに早く(2~3時間前程度早く)情報を提供することを目指す(令和8年より)。

〈25年度関連予算〉

- ・観測・予測・情報提供による防災・減災対策に係る予算(14億円(の内数))

○流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等

自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進

①雨水貯留浸透施設の整備等

○指標

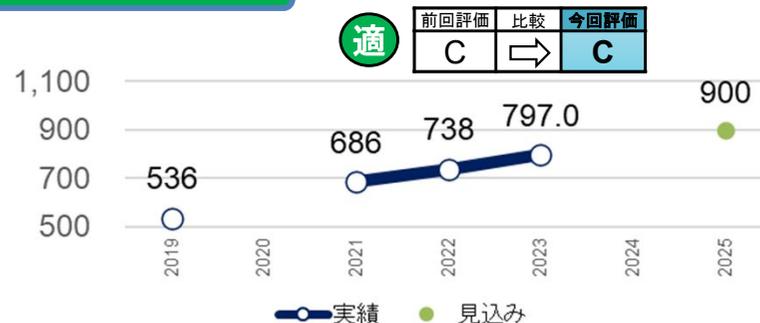
あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数

※グリーンインフラの活用による取組以外も含む

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

②都市山麓グリーンベルト整備事業の推進

③流域治水における生態系ネットワークの形成等



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・流域治水として流域対策に取り組む市町村数の増加や流域治水関連法の活用等により、流域治水の取組を推進している。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で実施し、着実に進捗している。
- ・河川における取組の優良事例を展開することにより、全国各地での生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進捗している。
- ・そのほか、河川におけるグリーンインフラの取組として、施策133, 134も含めて、着実に取組が進捗している。

〈実績〉

- ・あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数が738市町村に増加。
- ・改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川の指定を促進。4水系86河川を特定都市河川に指定。
- ・雨水貯留浸透施設の整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で一連の樹林帯の形成を図った。
- ・生態系ネットワークの重要性や先進的な事例について広く紹介し、普及・啓発を図るため、「第8回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」及び「第8回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催
- ・「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」を開催。

2. 24年度の主要な取組

- ・改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川の指定を促進。11水系159河川を特定都市河川に指定。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で一連の樹林帯の形成を図った。
- ・「第9回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」(令和7年1月)及び「第9回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」(令和7年1月)の開催
- ・「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」提言を公表。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・流域治水プロジェクトに基づく流域治水の取組に加え、流域治水関連法の活用等により、引き続き実施。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で引き続き実施。
- ・全国各地で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に推進。

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 : 9,019億円の内数
- ・社会資本総合整備 : 1兆3,344億円の内数

○流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等

公園緑地や雨庭等を組み合わせた都市・道路空間における雨水貯留浸透機能の強化

○指標

緑の基本計画の策定・改定においてグリーンインフラを位置付けた割合 (%)

前回評価	比較	今回評価
B	↗	A



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標は2023年度に87.9%まで増加しており、取組は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「グリーンインフラの社会実装に向けた緑の基本計画のあり方検討会」を実施。
- ・道路空間におけるグリーンインフラに関する検討を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・自治体が緑の基本計画を通じてグリーンインフラの実装を推進できるよう、参考となる考え方等を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」を策定した。
- ・道路空間におけるグリーンインフラに関する検討。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・自治体に対して策定したガイドラインを周知するなど、緑の基本計画の改定を行う自治体に対して、策定支援を実施予定。
- ・引き続き、道路空間におけるグリーンインフラに関する検討を実施。

〈25年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業: 地方公共団体に対する支援等(社会資本整備総合交付金4,874億円(の内数)、防災・安全交付金8,470億円(の内数))
- ・国営公園等事業: 直轄(国営公園等事業費269億円(の内数))
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業1.39億円(の内数)
- ・道路事業: 2,118,855百万円の内数

○港湾分野における気候変動適応策の推進

海面水位の上昇等による高潮・高波等の災害リスクの増大等に対応した港湾機能の強化等

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・23年度に「港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会」を2回開催し、その検討結果を「港湾における気候変動適応策の実装方針」としてとりまとめた。

〈実績〉

- ・令和2年8月に、交通政策審議会より、「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」について答申がなされ、台風に伴う高潮・高波等に対する施設の嵩上げ・補強や、新たに整備する施設に対して将来の海面水位の上昇を考慮した設計の導入等の施策の方向性等が示された。これを踏まえて、令和3年2月に、学識経験者等からなる「港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会」を設置し、港湾における気候変動適応策について8回にわたり議論を行ってきた。その検討結果を「港湾における気候変動適応策の実装方針」としてとりまとめ、「協働防護」の概念を示した。

2. 24年度の主要な取組

- ・令和6年4月に気候変動の影響を踏まえ、「港湾の施設の技術上の基準」を改正した。
- ・「令和7年度予算案」に気候変動に対する共通の目標等を定める協働防護計画作成のための港湾管理者への補助を盛り込んだ。
- ・「令和7年度税制改正の大綱」に一定の基準を満たす民有護岸の嵩上げ等に対する固定資産税の特例措置の拡充・延長を盛り込んだ。
- ・2025年2月7日に海面上昇等に対応した官民協働での備えの促進等を講ずる「港湾法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。
- ・2024年12月より協働防護計画作成ガイドラインの作成に着手した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方にに基づき、総合的な防災・減災対策を推進する。
- ・協働防護計画作成ガイドライン及び港湾立地企業向けのガイドラインの作成
- ・「協働防護」に関する制度的枠組みをはじめ、予算・税制・技術面も含めた一体的な支援の実施

〈25年度関連予算〉

- ・協働防護計画作成のための港湾管理者への補助(港湾整備事業2,456億円の内数)

○気候変動を踏まえた空港の防災・減災対策

降雨量の増加や平均海面水位の上昇に伴う空港施設への影響を踏まえた対応

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・国管理空港において、将来の気候変動予測データを用いた降雨量の増加の検討を実施するなど、着実に進捗している。

〈実績〉

- ・空港施設への影響及び防災・減災対策への反映に向け、情報収集及び検討を実施。
- ・国管理空港において、将来の気候変動予測データを用いた降雨量の増加の検討を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・引き続き、空港施設への影響及び空港の防災・減災対策への反映の検討を実施。
- ・国管理空港において、平均海面水位の上昇に伴う既設護岸への影響の検討を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、空港施設への影響及び空港の防災・減災対策への反映の検討を実施予定【継続】。
- ・国管理空港において、平均海面水位の上昇に伴う既設護岸への影響の検討を実施予定【継続】。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

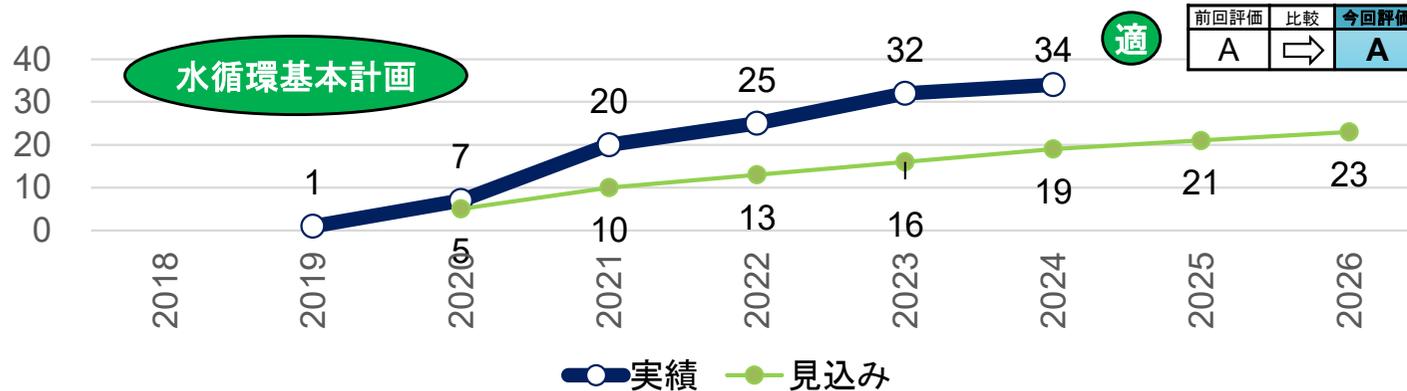
3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

無降水日数の増加等深刻化が懸念される渇水対策の推進

○指標

渇水対応タイムラインの公表数 (件)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標(渇水対応タイムラインの策定)が対前年度比で7件増加。対策評価指標が目標年度の目標水準を上回った。

〈実績〉

- ・平常時からの対応、渇水時における対応を時系列的に整理する「渇水対応タイムライン」の作成を推進: 国管理河川のうち32件を公表。
- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動による地方公共団体の支援強化
- ・地下水データベースの運用を開始
- ・雨水利用に関する自治体職員向けセミナーを開催(参加者78名)
- ・雨水利用推進関係省庁等連絡会議を開催

2. 24年度の主要な取組

- ・渇水による影響が大きい水系から順次 渇水対応タイムラインの作成を推進: 国管理河川のうち34件を公表。【継続】
- ・水循環基本計画の一部見直しによる取組の強化
- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動による地方公共団体の支援強化
- ・地下水データベースの運用を充実
- ・雨水利用に関する自治体職員向けセミナーを開催(参加者150名)【継続】
- ・雨水利用推進関係省庁等連絡会議を開催【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き全国の主要な水系で渇水対応タイムラインの作成等の施策を着実に推進。【継続】
- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動による地方公共団体の支援強化【継続】
- ・地下水データベースの更なる普及【継続】
- ・全国の自治体へ雨水・再生水利用実態調査を実施し、課題を分析した上で効果的な普及啓発を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(0.21億円の内数)
- ※上記以外に、デジタル庁一括計上分がある。
- ・水資源の有効利用等の推進に関する調査経費(0.06億円の内数)

3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

健全な水循環の意識醸成に向けた普及啓発、教育

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

水の週間中央行事「水を考えるつどい」の開催や、全国の自治体等で「水の日」・「水の週間」関連行事273件(前年度206件)を開催した。また、教育関係者向けの水循環に関する講座の開催や水循環教材を活用した展示セットの巡回展示を実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・水を考えるつどい、水資源功績者表彰、全日本中学生水の作文コンクール及び全国の自治体等で「水の日」・「水の週間」関連行事を開催し、健全な水循環に対する意識醸成、普及啓発を推進
- ・「水の日」応援大使であるポケットモンスターの「シャワーズ」を活用し、若者を中心とした幅広い世代に「水の日」の普及啓発を実施
- ・教育関係者を対象とした水循環教育のスキルアップ講座を2回開催(第1回参加者67名、第2回参加者94名)
- ・水循環教材を活用した展示セットを作成し、「水の日」・「水の週間」関連行事、ダムでの学習イベント、学校や川の資料館等で展示

2. 24年度の主要な取組

- ・シャワーズを地方公共団体が主催する水の日関連行事に派遣し、若者を中心とした幅広い世代に「水の日」の普及啓発を実施【継続】
- ・教育関係者を対象とした水循環教育のスキルアップ講座を開催(参加者239名)【継続】
- ・全国の地方公共団体等15か所で、水循環教材を活用した展示セットの巡回展示を実施

3. 25年度以降の対策強化等

- ・「水の日」応援大使「シャワーズ」の積極的活用を通じた健全な水循環に対する意識醸成、普及啓発の強化【継続】
- ・水循環に関する学習教材の発信、既存の学習教材の地方公共団体が主催する「水の日」・「水の週間」関連行事等での活用推進
- ・全国の地方公共団体等を対象に、水循環教材を活用した展示セットの巡回展示を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・なし

3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

水資源に関する調査研究の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・渇水リスク評価手法の開発とそれを基にした各水系の将来のリスク評価という想定した調査内容を進めており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・渇水リスク評価手法の開発と、各水系の将来の渇水リスク評価の実施

2. 24年度の主要な取組

- ・「気候変動による危機的な渇水への適応策の検討」調査の推進【継続】
- ・水需給バランスの示し方、気候変動による将来供給可能量の予測精度向上に関する検討を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・気候変動予測の不確実性を踏まえた継続的な検討【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・気候変動による危機的な渇水への適応策の検討経費(0.08億円)

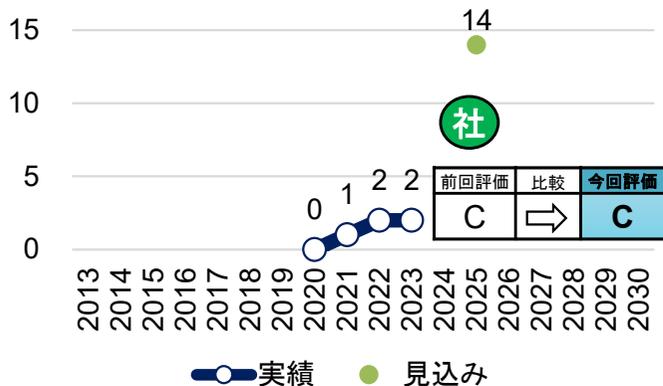
4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

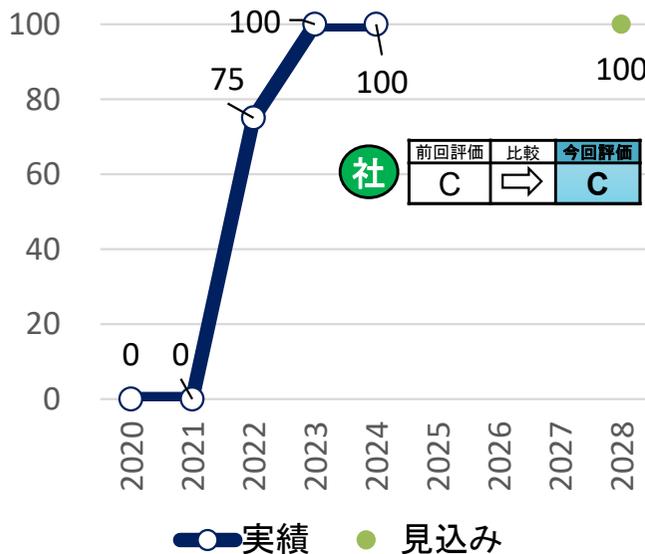
災害時の交通・物流の機能確保のための交通インフラの強化、地方運輸局等の初動体制の強化、運輸防災マネジメント等の事前対策の強化①

○指標

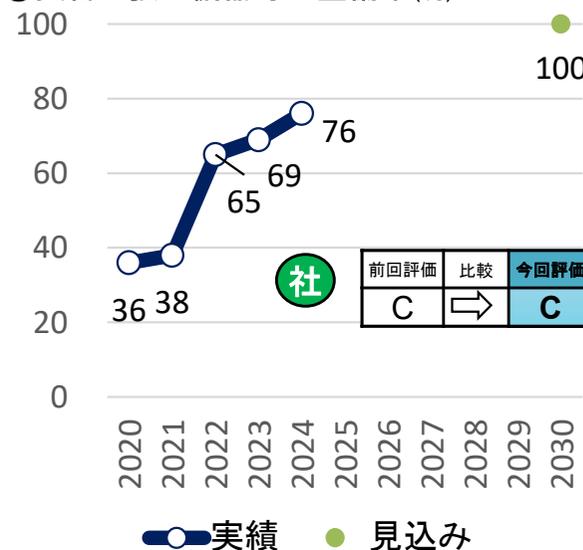
②海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合(%)



⑤電源喪失対策(太陽電池化)が必要な航路標識の整備率(%)



⑤災害に強い機器等の整備率(%)



定性評価:①、③、④

前回評価	比較	今回評価
○	→	○

1. 23年度の評価と実績 (評価)

- ①新幹線車両の浸水被害を最小化するための車両避難の迅速化に向けた取組が着実に実施されている。
- ②指標「海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合」について、前年度比で増加なし。目標に向けて、引き続き、港湾施設の嵩上げ・補強等の高潮・高波対策を推進する必要がある。
- ③訓練の実施等による地方運輸局等の防災体制の機能拡充・強化を推進する
→災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、本省・地方運輸局等における情報収集・共有等のための体制整備・運用を行っており、着実に進捗している。
- ④自然災害への対応を含めた運輸安全マネジメント評価を実施し、運輸事業者の災害対応力の向上を促進する運輸防災マネジメント推進する
→運輸安全マネジメント評価の際に運輸事業者の防災に関する取組の評価を実施しており、また、運輸事業者の防災意識の更なる向上を図るため、防災マネジメント強化キャンペーン(運輸防災マネジメント&運輸防災ワークショップ)開催による啓発強化を実施(本省・地方)しており、着実に進捗している。
- ⑤指標「電源喪失対策(太陽電池化)が必要な航路標識の整備率」について、前年度比で25%増加。
- ⑤指標「災害に強い機器等の整備率」について、対前年度比で4%増加
30年度目標の達成に向けては、近年の自然災害の激甚化、頻発化を踏まえ耐災害性の高い機器等の導入を推進する必要がある。

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

災害時の交通・物流の機能確保のための交通インフラの強化、地方運輸局等の初動体制の強化、運輸防災マネジメント等の事前対策の強化②

〈実績〉

- ①令和3年8月の大雨において、車両基地に留置していた新幹線車両を浸水被害を受けるおそれのない、他の車両基地や駅に避難させた。
- ②令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊等を踏まえ、港湾における高潮・高波対策を実施した。
- ③本省・地方運輸局等における緊急連絡機器（衛星携帯電話）の維持管理や予備電源の整備を実施した。
- ③災害対応訓練等に参加した。
- ④運輸安全マネジメント評価の際、運輸事業者の防災に関する取組について評価を実施した。
- ④運輸事業者の防災意識の更なる向上を図るため、防災マネジメント強化キャンペーン（運輸防災マネジメント&運輸防災ワークショップ）開催による啓発強化を実施（本省・地方）した。
- ⑤災害に強い機器等の整備を実施した。
- ⑤電源喪失対策（太陽電池化）が必要な航路標識の整備を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ①新幹線車両の浸水被害を最小化するための車両避難の迅速化に向けた取組を実施した。
- ②令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊等を踏まえ、港湾における高潮・高波対策を実施した。
- ③災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備やプッシュ型で支援できる人材の育成、マニュアルの作成等、防災体制・機能の充実強化を図った。
- ④運輸安全マネジメント評価の際、運輸事業者の防災に関する取組について評価を実施した。
- ④運輸事業者の防災意識図るため、運輸防災セミナー&運輸防災ワークショップ開催による啓発強化を実施（地方）した。
- ④運輸事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーにおいて、運輸防災マネジメントを運輸安全マネジメントの一環として周知し、自然災害対応力の向上、防災体制の構築及び実践を促した。
- ⑤災害に強い機器等を9箇所に整備した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ①引き続き、車両避難の迅速化に向けた取組を実施する。
- ②引き続き、港湾施設の嵩上げ・補強等の高潮・高波対策を推進する。
- ③災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備やプッシュ型で支援できる人材の育成、マニュアルの更新等、防災体制・機能の充実強化を図る。
- ④運輸防災セミナーを更に拡充させ、より具体的な自然災害対応の取組のポイントを運輸事業者にも周知・啓発することで、運輸事業者の対応能力の強化を図る。
- ⑤引き続き、災害に強い機器等の整備を推進する。【継続】
- ⑤電源喪失対策（太陽電池化）が必要な航路標識の整備を完了した。

〈25年度関連予算〉

- ①なし
- ②港湾における高潮・高波対策（港湾整備事業2,456億円の内数）
- ③災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化（令和7年度予算額 28百万円）
- ④運輸安全マネジメント評価等による運輸事業者の安全管理対策の推進（令和7年度予算額 28百万円）
- ⑤船舶交通安全基盤整備事業：航路標識の電源喪失対策及び災害に強い機器等の整備に必要な経費（252億円の内数）

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

災害時における人流・物流コントロール

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ①2023年台風第13号や前線による大雨等の事例において計画運休やその情報提供等が適切に実施されるなど、各事業者において着実に計画運休が実施されている。
- ②各空港が策定した空港BCP※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応や各種訓練等が実施された。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結した。加えて、滞留者抑制策の検討を実施するなど、施策は着実に進捗している。
- ③各海上交通センターにおいて、実運用下における検証を実施しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①台風接近等の際に計画運休に係る判断を適切に行えるよう、鉄道事業者等と気象情報の活用等についてのワークショップを開催した(2022年6月)。
- ①2023年台風第13号や前線による大雨等の事例において、「鉄道の計画運休の実施についての取りまとめ」(2019年10月)に沿って各地で計画運休が実施され、大きな混乱は生じることなく安全を確保することができた。
- ②各空港が策定した空港BCP※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、各種訓練等を実施した。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結した。加えて、滞留者の発生の懸念がある主要な空港において滞留者抑制策の検討を実施した。【継続】
- ③開発したシステムを各海上交通センターに設置、実運用下における検証を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ①防災気象情報にかかる最新の取組や鉄道事業者における防災関係の取組等について、鉄道事業者向けワークショップを開催した(2024年6月)。【継続】
- ②各空港が策定した空港BCP※の実効性を強化するため、全国の95空港において各種訓練等を実施した。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結した。
- ③各海上交通センターにおいて、実運用下における検証を進め、走錨データの蓄積を実施した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ①引き続き、鉄道事業者向けワークショップ等により、鉄道事業者における防災情報等の利活用を促進し、適時の計画運休開始・運転再開を支援する。【継続】
- ②引き続き、各空港が策定した空港BCP※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、各種訓練等を実施する。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結する。【継続】
- ③引き続き、各海上交通センターにおいて実運用下における検証を行い、実用化を目指す。

〈25年度関連予算〉

- ①なし
- ②なし
- ③船舶交通安全基盤整備事業: 情報技術を活用した海上交通基盤の充実強化に係る経費(252億円の内数)

※空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係者の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画(A2(Advanced/Airport)-BCP)

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

道路における適応策

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・災害時には早急に被害状況を把握し、道路啓開や応急復旧等により人命救助や緊急物資輸送を支援するとともに、道路システムのDXを通じてICT技術を活用した迅速な情報収集・提供を実施した。
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策、河川隣接構造物の流失防止対策、道路法面・盛土対策、無電柱化、高架区間等の緊急避難場所としての活用、ITを活用した道路管理体制の強化などを実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・災害時には早急に被害状況を把握し、道路啓開や応急復旧等により人命救助や緊急物資輸送を支援するとともに、道路システムのDXを通じてICT技術を活用した迅速な情報収集・提供を推進。
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策、河川隣接構造物の流失防止対策、道路法面・盛土対策、無電柱化、高架区間等の緊急避難場所としての活用、ITを活用した道路管理体制の強化などを推進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・災害時には早急に被害状況を把握し、道路啓開や応急復旧等により人命救助や緊急物資輸送を支援するとともに、道路システムのDXを通じてICT技術を活用した迅速な情報収集・提供を推進する。
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策、道路橋梁等の耐震機能強化、無電柱化、河川隣接構造物の流失防止対策、道路法面・盛土対策、道路の雪寒対策等、道路における防災拠点機能強化、ITを活用した道路管理体制の強化などを推進する。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業: 2,118,885百万円の内数

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

人工排熱の低減、地表面被覆の改善等ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・「ヒートアイランド対策大綱」(平成25年5月)を踏まえ、人工排熱の低減、民間建築物の敷地や公共施設等の緑化等による地表面被覆の改善等を推進するとともに、風の道を活用した都市づくり、屋上緑化・道路緑化等の取組を推進する等、各種取組は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・ヒートアイランド対策大綱に基づく、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組を実施。
- ・政府において、令和4年4月に「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」の改定を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・ヒートアイランド対策大綱に基づく、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組を推進。
- ・政府において、令和5年5月に「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策実行計画」を策定した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、「ヒートアイランド対策大綱」や「熱中症対策行動計画」(令和4年4月改定)等に基づき、ヒートアイランド対策及び熱中症対策を推進。【継続】
- ・猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成のため、暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して、まちなかでのクールスポットの創出に係る先進的な取組等を重点的に支援。

〈25年度以降関連予算〉

- ・脱炭素・クールダウン都市開発推進事業 0.3億円(の内数)
- ・都市空間情報デジタル基盤構築調査 11.36億円(の内数)
- ・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 11.73億円(の内数)
- ・スマートシティ実装化支援事業 2.42億円(の内数)
- ・官民連携まちなか再生推進事業 1.7億円(の内数)
- ・まちなかウォークアブル推進事業、都市再生整備計画事業、都市公園・緑地等事業(社会資本整備総合交付金4,874億円(の内数)、防災・安全交付金8,470億円(の内数))
- ・都市構造再編集集中支援事業 702億円(の内数)
- ・民間都市開発推進資金 20億円(の内数)
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 1.39億円(の内数)

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

風の道を活用した都市づくり、屋上緑化等の推進

○指標

屋上緑化施工面積 (ha)



温	前回評価	比較	今回評価
	B	→	B

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・指標が対前年度比で15.7ha増加。目標年度(2030年度)に向けて、取組は進捗している。

〈実績〉

・都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域 制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地や農地の保全など地域全体の地表面被覆の改善。

2. 24年度の主要な取組

・「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。【継続】

〈25年度関連予算〉

・なし

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

道路緑化及び沿道環境対策等の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・総合的な温度上昇対策の一つとして、道路空間において緑陰形成に資する道路緑化等を実施。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・総合的な温度上昇対策の一つとして、道路空間において緑陰形成に資する道路緑化等を実施。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、総合的な温度上昇対策の一つとして、道路空間において緑陰形成に資する道路緑化等を実施する。
- ・引き続き、沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施する。

〈25年度関連予算〉

- ・道路事業: 2,118,855百万円の内数

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

打ち水の実施等による国民意識の向上

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・全国で33件(前年度19件)の打ち水が実施されており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「水の週間打ち水大作戦2023」は、雨天により中止
- ・全国で33件の打ち水を実施

2. 24年度の主要な取組

- ・全国で26件の打ち水を実施【継続】

※「水の週間打ち水大作戦2024」を実施

3. 25年度以降の対策強化等

- ・打ち水を始めとした「水の日」・「水の週間」関連行事の実施を地方公共団体等に呼びかけ、水循環の重要性への関心を高め、水資源の有効利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

熱中症警戒アラートによる熱中症予防行動の促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・「熱中症警戒アラート」の運用を継続したほか、熱中症予防行動を促す普及啓発の取り組みを進めるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・気象庁と環境省は共同して、令和5年(2023年)4月26日から10月25日まで、「熱中症警戒アラート」を運用した。
- ・気象庁ホームページを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促した。

2. 24年度の主要な取組

- ・気象庁と環境省は共同で、令和6年(2024年)4月24日から10月23日まで、「熱中症警戒アラート」を運用した。【継続】
- ・気象庁ホームページを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促した。【継続】
- ・梅雨明け直後の熱中症予防対策について、報道機関を通して注意喚起を実施した。【継続】
- ・熱中症特別警戒情報が環境省より発表された際の国民への周知のために、気象に関する今後の見通しに関する解説情報を準備した。
- ・気象庁X(旧ツイッター)において、都市部ではヒートアイランド現象の影響により周囲よりも高温となることや、熱中症への警戒を呼び掛けた(令和6年7月22日)。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き「熱中症警戒アラート」を運用し、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、国民に暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。【継続】
- ・引き続き、梅雨明け後の対策に向けた熱中症予防に関する普及啓発を行う。【継続】
- ・気候変動適応法の改正(令和5年度)により新たに創設された熱中症特別警戒情報が環境省より発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・熱中症警戒アラートによる熱中症予防行動の促進に係る予算(15億円(の内数))

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

監視と実態把握等ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・都市部のヒートアイランド現象についての観測・監視情報の提供や呼びかけ等を実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・気象庁ホームページ、年報「気候変動監視レポート2023」を通じて、都市部のヒートアイランド現象などの観測・監視情報を提供した。
- ・気象庁ツイッターにおいて、都市部の気温は地球温暖化に加えてヒートアイランド現象のため全国平均を上回る割合で上昇していることや、熱中症への警戒を呼び掛けた。

2. 24年度の主要な取組

- ・気象庁ホームページを通じて、都市部のヒートアイランド現象などの観測・監視情報を提供した。【継続】
- ・気象庁X(旧ツイッター)において、都市部ではヒートアイランド現象の影響により周囲よりも高温となることや、熱中症への警戒を呼び掛けた(令和6年7月22日)。【継続】
- ・都市部のヒートアイランド現象の影響や主な成因を掲載した、「日本の気候変動2025」を公表した(令和7年3月26日)。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続きヒートアイランド現象の観測・監視及び要因分析を実施し、各都市における詳細な情報や長期的な変化傾向等の調査研究を推進する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・監視と実態把握等ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進に係る予算(0.3億円(の内数))

○観光事業の気候変動への対応促進

風水害発生時の外国人を含む旅行者への防災情報の提供推進、風評被害防止のための適切な情報発信等による
観光事業分野における気候変動対応力の強化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・日本政府観光局によるコールセンターの運営や、緊急地震速報や大雨・洪水等の気象警報、熱中症情報等を多言語で提供する観光庁監修のアプリ「Safety tips」について機能改修により、災害発生情報のプッシュ通知の拡大を実施しており、施策は着実に進捗している。
- ・自然災害や感染症が発生した際の被災者等の受入先を確保するため、平時における事前準備として、宿泊関係団体とも連携しつつ、各地の宿泊関係団体と自治体との協定締結等が促進されている。

〈実績〉

- ・日本政府観光局において、24時間365日多言語対応が可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターを運営した。
- ・「Safety tips」について、緊急地震速報におけるPLUM法による予測結果にも対応し、プッシュ通知可能な災害情報を拡大した。
- ・自然災害や感染症が発生した際の被災者等の受入先を確保するため、平時における事前準備として、宿泊関係団体とも連携しつつ、各地の宿泊関係団体と自治体との協定締結等を促進した。

2. 24年度の主要な取組

- ・日本政府観光局において、24時間365日多言語対応が可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターを運営した。
- ・「Safety tips」について、訪日外国人旅行者向け入国手続オンラインサービス「Visit Japan Web」の上位階層に同アプリのリンク等の表示、駐日外国公館に対しての周知を行った。また、日本政府観光局が海外で実施する海外旅行フェア等においても「Safety tips」周知を行った。
- ・地方公共団体から避難者受入の連携体制構築の依頼があった場合など、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、災害時において、宿泊関係団体との情報共有に努めた。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・日本政府観光局において、24時間365日多言語対応が可能な訪日外国人旅行者向けコールセンターを運営する。【継続】
- ・「Safety tips」の普及促進のため、観光庁において関係者と連携した取組を行う。【継続】
- ・地方公共団体から避難者受入の連携体制構築の依頼があった場合など、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、災害時において、宿泊関係団体との情報共有に努める。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・令和7年度当初予算「ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化」: 1, 866百万円の内数

○北極海航路の利活用推進

北極海航路の利活用に向けた環境整備

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・現下の国際情勢を踏まえつつ、北極海航路の利用動向等に関する調査を行った。

〈実績〉

- ・北極海航路の利用動向等に関する調査を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・現下の国際情勢を踏まえつつ、引き続き北極海航路の利用動向に関する調査を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き北極海航路に関する情報収集を行うとともに、変化する国際情勢等も踏まえつつ、北極海航路の課題等を調査する。

〈25年度関連予算〉

- ・北極海航路の利用動向に関する調査検討業務(10百万円の内数)

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

地球温暖化観測・監視機能の充実・強化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

①ひまわり8号・9号による観測について、以下のとおり施策は着実に進捗している。

- ・ 台風の進路予測や注意報・警報、日々の天気予報など気象庁が発表する各種情報の基礎データとして利用され、自然災害の防止・軽減に寄与している。
- ・ 海面の温度、海水の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の監視に寄与している。

①ひまわり8号・9号の後継機の最新技術の調査等を実施し、後継機の整備に向けた検討を進め、整備に着手したことから、施策は着実に進捗している。

②国際VLBI事業と連携し、S/X帯観測の測地VLBI観測を29回(前年度122回)及び広帯域観測(VGOS)の定常観測を201回(前年度118回)実施し、VLBI測量を着実に実施している。

②電子基準点(1,318点)及び験潮場(25か所※)において、保守管理や機器更新を実施し、安定したデータ取得及び提供を実施している。

※輪島験潮場が令和6年能登半島地震による斜面崩壊により亡失したため、それ以降は24か所の験潮場でデータ取得及び提供を実施している。

〈実績〉

①ひまわり9号の観測運用及びひまわり8号の軌道上待機運用を継続的に実施し、2機による切れ目のない安定観測体制を維持した。【継続】

①線状降水帯や台風等の予測精度を抜本的に向上させるため、赤外サウンダ等最新技術を導入したひまわり10号について、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進めた。【継続】

②S/X帯観測: 測地VLBI観測を実施

②広帯域観測(VGOS): 定常観測を実施

②全国に設置した電子基準点の運用

②全国に設置した験潮場の運用

2. 24年度の主要な取組

①ひまわり9号の観測運用及びひまわり8号の軌道上待機運用を継続的に実施し、2機による切れ目のない安定観測体制を維持した。【継続】

①線状降水帯や台風等の予測精度を抜本的に向上させるため、赤外サウンダ等最新技術を導入したひまわり10号について、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進めた。【継続】

②国際VLBI事業の年間計画に基づき、観測・相関処理・解析を実施【継続】

②広帯域観測仕様の受信装置を搭載して、VGOS観測を実施【継続】

②電子基準点において、電子基準点網の停電対策等を実施【継続】

②験潮場において、保守管理を実施【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

①台風・集中豪雨の監視・予測、航空機・船舶の安全航行、地球環境や火山監視等、国民の安全・安心の確保を目的として、気象衛星・地球観測衛星による切れ目のない観測体制を維持していく。

【継続】

①静止気象衛星ひまわりについては、2機による切れ目のない安定観測体制を維持していく。ひまわり10号については、線状降水帯や台風等の予測精度を抜本的に向上させる大気の3次元観測機能等最新技術を導入し、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進める。【継続】

②位置情報インフラの核となる石岡測地観測局の環境整備

②電子基準点網の耐災害性強化【継続】

〈25年度関連予算〉

①地球温暖化観測・監視機能の充実・強化に係る予算(31億円)

②基本測地測量: VLBI測量、電子基準点測量等(7.6億円(の内数))

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・国、地方公共団体、事業者等における気候変動対策に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視・予測情報の提供を着実に実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・大気海洋環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2023」として公表した。
- ・我が国における気候変動対策の効果的な推進に資することを目的に、日本の気候変動に関する観測成果や将来予測を対応させて取りまとめた「日本の気候変動2020 —大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—(令和2年12月公表)」の後継となる「日本の気候変動2025」の作成に向けて、気候変動に関する懇談会評価検討部会を開催するなど議論を進めた。
- ・気候変動の影響評価研究者や地方公共団体、民間企業等の様々なセクターが気候変動対策において、目的に応じて適切なデータを入手し分析できるよう、「気候予測データセット2022」及びその解説書(令和4年12月公表)の提供や周知を継続した。

2. 24年度の主要な取組

- ・極端な大雨や高温の発生頻度や強度の将来予測を作成する等、各主体による具体的な対策に役立つ情報を充実させ、またこうした最新の知見及び成果を反映した「日本の気候変動2025」を令和7年3月26日に公表した。【継続】
- ・大気海洋環境の観測・監視を実施し、これらの結果を取りまとめた「気候変動監視レポート」をウェブサイト化して、最新の情報を取得・確認できるように公開した。【継続】
- ・「日本の気候変動2020」及び、この報告書を基にしたリーフレット、「気候予測データセット2022」等を、地方公共団体等における気候変動対策や影響評価の基盤情報として活用いただけるよう、情報の提供や周知を継続した。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・「日本の気候変動2025」、この報告書を基にしたリーフレット、「気候予測データセット2022」等を、地方公共団体等における気候変動緩和・適応策や影響評価の基盤情報として活用いただけるよう、周知広報に取り組む。【継続】
- ・引き続き大気海洋環境の観測・監視を実施し、気候変動に関する長期的な監視・予測情報等を提供する。【継続】
- ・産業界とも連携し、様々な分野での予測データ利活用の促進に向けたニーズ調査を実施し、また近い将来(数十年先まで)の予測情報の提供に向けて十年規模の自然変動に由来する不確実性等を考慮した気候予測の技術開発等を進める。

〈25年度関連予算〉

- ・気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供に係る予算(102億円(の内数))

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

気候変動・防災に関する知識の普及啓発

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

以下に掲げたとおり講演会等を実施し、施策は着実に進捗している。

- ・気候講演会を1回開催した。
- ・防災気象講演会等を21回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を214回行った。

〈実績〉

・講演会や出前講座等を通じて、国民に対する気象災害や気候変動に関する正確な知識の普及啓発を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・防災気象講演会等を33回開催した。【継続】
- ・地球環境に関わる出前講座を245回行った。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き気候変動・防災に関する知識の普及啓発を推進していく。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・気候変動・防災に関する知識の普及啓発に係る予算(23億円(の内数))

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

国土調査の実施と調査成果の提供

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・土地分類基本調査の実施面積は1,330平方キロメートル(2020年からの合計5,600平方キロメートル)であり、第7次国土調査事業十箇年計画(2020年から10年間)の調査目標面積である20,000平方キロメートルに向けて、調査を進めている。
- ・国民の土地の安全性に対する関心が高まっていることから、整備の加速化が重要となっている。

〈実績〉

- ・土地分類基本調査の実施: 札幌・津・熊本地区において、土地分類基本調査を実施。
- ・水基本調査の実施: 東日本地域で新規に掘削された深井戸を調査。
- ・成果の利活用促進・普及啓発を目的として、仙台・水戸・熊本地区において成果説明会を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・土地分類基本調査の実施: 札幌・甲府・久留米・佐賀地区において、土地分類基本調査を実施。【継続】
- ・水基本調査の実施: 西日本地域で新規に掘削された深井戸を調査。【継続】
- ・成果の利活用促進・普及啓発を目的として、札幌・甲府・久留米・佐賀地区において成果説明会を実施。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・土地分類基本調査が未実施となっている地域において、災害リスクの高い地域を優先に調査を実施。【継続】
- ・調査成果を多くの人に活用してもらえよう、成果の利活用促進、普及啓発。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・国土調査事業(0.47億円)

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

積雪寒冷地における気候変動影響の調査

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・気候変動に応じた調査・分析を行い、吹雪視程予測技術の開発では、広域的な吹雪視程予測システムを構築し、吹雪視程の悪化が予想される場合にはSNSを利用した情報提供を行うなど、より広く活用されるよう普及に努め施策は着実に進捗している。

〈実績〉

・冬期道路交通の安全性を向上するため、広域的な吹雪視程予測システムを構築して北海道で情報提供を行うとともに、インターネットサイト以外にもSNSを利用した情報提供を実施した。
 ・全国のダムを対象に流入量パターンに基づく地域区分を行い、将来的な渇水発生リスク評価に資する基礎情報を得た。また流域の多地点水温観測により、観測史上最も暑かった2023年夏の札幌における河川水温実態を把握するなど、気温上昇に対する影響評価のための貴重なデータを取得した。
 ・厳冬期の大雨等による雪崩災害に対する道路管理に資するため、過去の雪崩発生箇所における現地調査及び数値地形図の解析により、溪流上流部での土砂の移動に伴う堆積分布を把握した。また、積雪内水分移動の計算手法の比較検証を行い、斜面積雪の安定性評価に活用可能な手法を把握した。
 ・氷板や凍土が土工構造物の安定性に影響を与えるか定量的に不明確であるため、土工構造物損傷に関わる事例の収集・分析を行うとともに、切土のり面の凍上対策に関する実物大実験を実施した。

2. 24年度の主要な取組

・冬期道路交通の安全性を向上するため、広域的な吹雪視程予測システムを構築して北海道で情報提供を行うとともに、インターネットサイト以外にもSNSを利用した情報提供を実施した。気象予測で暴風雪・大雪災害が想定される場合に、デジタルアーカイブ185件のデータセットから過去の類似事例を抽出し、過去の災害対応や想定される留意事項等を提示するシステムを開発し試運用を開始した。
 ・全国のダム流入量の長期変化傾向を調べ、融雪の早期化に伴う流入タイミングの早期化が既に生じていることを明らかにした。また、河川水温の将来変化の予測のために、過去数十年の水温指標(平衡水温)を気象観測データから算出し、水温指標が上昇傾向にあることおよびその要因を特定した。
 ・厳冬期の大雨等による雪崩災害に対する道路管理に資するため、過去に雪崩が発生した斜面における雨水や融雪水の地盤浸透過程を解明するため、モデル地で現地調査や観測を実施し、気象条件に応じた融雪水等の地盤への浸透過程を把握した。
 ・切土のり面の凍上対策に関する実物大実験を継続して行うとともに、切土のり面の凍上被害の軽減に資するべく、新たに凍上対策工の選定フロー(案)を整理した。

3. 25年度以降の対策強化等

・積雪寒冷地域の河川流況・水温の将来予測を実施し、水環境および自然生態系に及ぼす影響リスク評価および監視に関する技術や適応策を開発。
 ・雪崩発生の傾向を取り入れた道路の事前通行規制に関わる冬期道路管理判断支援に関する技術を開発。
 ・切土のり面の凍上対策に関するマニュアル等を策定、公表するとともに、実物大実験や現地調査を通じて融雪期の土工構造物(盛土・切土のり面)損傷に対する合理的な対策技術を検討する。

〈25年度関連予算〉

・国立研究開発法人土木研究所運営費交付金(89億円の内数)

6. 気候変動適応策に関する技術力を活かした国際貢献

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

気候変動に対応したインフラシステム海外展開の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・令和5年6月に開催した国土交通省国際政策推進本部において、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画(令和5年版)」を作成し、我が国の技術等を活用した気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開を推進した。

2. 24年度の主要な取組

- ・政府全体の方針である「インフラシステム海外展開戦略」及び国土交通省において策定している「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」に基づき、インフラシステムの海外展開を推進した。令和6年度において取り組んだ主な事項は以下のとおり。
- ・水分野においては、令和4年4月の第4回アジア・太平洋水サミットで発表した熊本水イニシアティブ及び令和5年3月の国連水会議2023において上川陽子総理特使が共同議長を務めたテーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」の議論を踏まえ、水害被害軽減(適応策)と温室効果ガスの削減(緩和策)を両立できるハイブリッド技術等について、引き続き二国間会議や国際会議等の場において紹介することで、相手国・機関等の理解促進を図った。
- ・スマートシティ分野では、交通、エネルギー、防災等といった都市課題をデジタル技術で解決するASEAN諸都市等の取組を支援するSmart JAMPの一環として、案件形成調査を4件実施したほか、スマートシティ関連技術の実証実験を支援する補助事業を2件実施した。2024年10月には、第6回日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合を東京都で開催し、GX(グリーントランスフォーメーション)をテーマにスマートシティの成功事例の共有等を通じて、ASEAN地域におけるスマートシティの実現を支援した。
- ・固体素子気象レーダー等の海外展開支援のため、世界気象機関(WMO)等と連携したワークショップの開催、各国への技術支援、官民での情報共有等を行った。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、「インフラシステム海外展開戦略」等に基づき、我が国の技術等を活用した気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開を推進していく。

〈25年度関連予算〉

- ・「インフラシステム海外展開の戦略的拡大」(30億円)の内数

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

気候変動に適応する水災害対策等の国際的普及及び海外展開の推進①

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している

〈実績〉

〈国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導〉

- ・令和5年6月にスペイン・マドリッドで開催された第21回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に古川政務官が出席。
- ・令和5年11月にフィリピン・マニラで開催された第22回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)にこやり政務官が出席。
- ・令和5年10月に「カイロ水週間」における国連水会議2023フォローアップを目的とした閣僚級セッションにおいて、上川外務大臣のビデオ・メッセージを上映するとともに、中野官房審議官がパネリストとして出席。

〈気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催〉

- ・令和5年10月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- ・令和6年3月に、日本国国土交通省とインドネシア公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

〈二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換〉

- ・令和5年11月に開催した日南アフリカ二国間会議において、2018年に署名した水資源、水災害、汚水処理を含む水資源管理分野における協力覚書に基づき、今後の協力関係についての議論を実施。
- ・令和5年11月に開催した日フィリピン防災セミナーにおいて、両国の水防災分野の取組等について意見交換を実施。
- ・令和5年12月に開催した日印水資源に関する二国間対話において、2019年に署名した協力覚書に基づき、今後、協力の可能性があるとして両国から提案された分野について、意見交換を実施。

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

気候変動に適応する水災害対策等の国際的普及及び海外展開の推進②

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

2. 24年度の主要な取組

<国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導>

- ・令和6年5月にインドネシア・バリで開催された第23回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に国土交通大臣政務官が出席。
- ・令和6年12月にスイス・ジュネーブで開催された第24回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に国土交通大臣政務官がオンラインで出席。
- ・令和6年6月にタジキスタン・ドゥシャンベで開催された第3回ドゥシャンベ水会議において、上川外務大臣がビデオ参加。

<気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催>

- ・令和6年11月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- ・令和7年2月に開催した日フィリピン防災セミナーにおいて、両国の水防災分野の取組等について意見交換を実施。
- ・令和7年2月に、日本国国土交通省とインドネシア公共事業省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

<二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換>

- ・令和6年7月に、日本国国土交通省と米国陸軍工兵隊との協力実施取極に基づき、河道計画や河川の環境保全などについて意見交換を実施。
- ・令和7年2月に、韓国環境部との間で「第41回日韓河川及び水資源開発技術協力会議」を開催し、気候変動を踏まえた洪水対策などについて意見交換を実施。
- ・令和7年1月に、日本とシンガポールとの「気候科学・気候適応に関する協力覚書」に基づき、洪水リスク削減に向けた取り組みなどについて意見交換を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

・令和5年3月に開催された国連水会議2023の成果を踏まえ、国際機関や主要国と連携した水防災分野(水文学的リスク)の国際標準形成に向けた取組を推進する。

- ・熊本水イニシアティブを踏まえ、アジア太平洋地域を対象とした、日本の衛星観測・予測、氾濫解析等の技術を活用した、水害リスク評価の実装(水害リスクマップ作成等)のための取組を促進する。

<25年度関連予算>

- ・防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費 0.42億円
- ・海外における水災害リスク評価実施普及のための経費 0.69億円

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

官民連携による水資源分野の海外展開の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・下水再生水利用等における国際標準化を推進するとともに、国際会議に積極的に参画し、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①下水再生水利用等における国際標準化の推進
 ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、再生水処理技術ガイドライン(ISO 20468) Part10 信頼性評価や、再利用膜グレード分類(ISO20466)の発行に向けた原案の作成等を行った。
- ②世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画
 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。
 - ・第10回世界水フォーラム準備会合(令和5年10月)

2. 24年度の主要な取組

- ①下水再生水利用等における国際標準化の推進
 ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、再生水処理技術ガイドライン(ISO 20468) Part9 電解塩素や、再利用膜グレード分類(ISO20466)が新たに発行され、再生水処理技術に関する規格が充実した。
- ②世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画
 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。
 - ・第10回世界水フォーラム(令和6年5月)
 - ・第4回日中韓水担当大臣会合(令和6年5月)
 - ・カイロ水週間(令和6年10月)

3. 25年度以降の対策強化等

- ・再生水処理技術ガイドライン(ISO 20468) Part10 信頼性評価や、Part11 ナノ吸着剤(韓国)、災害時等の雑排水の高水質再利用(ISO/TR 25262)の発行に向けて専門委員会(TC282)にて、継続して議論する。
- ・第11回世界水フォーラム(令和9年3月)や国連水会議2026、2028に向けた会合などにおいて、我が国の先進的な取組を発信する等、世界の水問題やSDGs達成に向けた議論に貢献する。

〈25年度関連予算〉

- ・上下水道分野の水ビジネス国際展開経費 1.147億円の内数
- ・世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費 0.31億円の内数

○環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

環境共生型都市開発、下水道分野の海外展開の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ①「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、日本型都市開発の推進のため、ベトナム、バングラデシュ、カンボジアにおける3件の調査等を着実に進めてきたことは、日本企業の参画促進につながる取り組みができたことと評価
- ①我が国企業の海外展開促進を図るため独立行政法人都市再生機構（UR）による調査やセミナー等の取組を支援。URとタイ、インドネシア等の関係機関との関係構築や協力覚書を交換するなど着実に成果が出ていると評価
- ②アジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）の第3回総会や第16回日越政府間会議等を開催し、アジアにおける汚水管理を一層促進させるための議論を行うなど、下水道分野における海外展開を着実に推進したと評価。

〈実績〉

- ①香川県高松市において、G7都市大臣会合を開催。「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに、都市におけるネットゼロ、レジリエンスな都市の実現に取り組む必要があること等について、G7としての共通の方向性を確認し、日本の取組みについても紹介。
- ①「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市の魅力発信に係る調査等を実施
- ①URの、タイ、インドネシア等におけるTODの計画検討等の業務を支援。タイ、インドネシア等の関係機関との関係構築や協力覚書を交換した。
- ②アジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）の第3回総会を開催。現行活動計画のもと参加国がこれまで実施してきた活動を振り返るとともに、汚水管理に関する共通課題の共有や 解決に向けて、SDGsの目標達成に貢献するための次期活動計画をとりまとめを実施。
- ②第16回日越政府間会議を開催。前回政府間会議以降の技術協力の活動成果を確認すると共に、両国の今後の重点協力活動について認識を共有。また、日越外交関係樹立50周年記念セミナー～下水道分野における成果と今後の課題～を開催。両国のこれまでの下水道分野における協力の成果や水環境改善に向けた取組や課題について共有。

2. 24年度の主要な取組

- ①「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市の魅力発信に係る調査等を実施
- ①URのタイ、インドネシア等におけるTODの計画検討等の業務等を支援。タイにおいて、国交省・UR主催のTODフォーラムを開催。今後こうした国での日本企業の参画促進が期待。
- ②アジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）の第5回運営委員会を開催。活動計画に基づき、第4回総会に向けて各国が抱える共通課題について意見交換を実施。
- ②第17回日越政府間会議等を開催。今後の重点協力活動について認識を共有するとともに、気候変動の影響を踏まえた都市洪水対策について意見交換を実施。
- ②第6回日カンボジア政府間会議等を開催。カンボジアにおける下水道事業の推進をテーマに意見交換を実施し、下水道整備に貢献する本邦技術等の紹介を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ①「インフラシステム海外展開戦略2030」等に基づき、日本型都市開発の海外展開を推進するため、G7等のマルチの枠組みや国際機関との連携も活用しながら、引き続き我が国の強みの発信、案件発掘活動、基本構想・計画策定支援等を実施。
- ②引き続き、「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を促進する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ①都市開発海外展開支援事業：国内における都市開発の実績等の強みを持つ民間事業者等を通じて、案件の発掘や組成のための調査を実施（0.7億円の内数）
- ①都市開発の海外展開に向けた調査：都市分野における海外展開を推進するための、我が国の強みの発信、案件発掘活動、基本構想・計画策定支援などに対する支援等（1.07億円の内数）
- ①スマートサービス等を活用した都市開発の海外展開に向けた調査：気候変動の影響等による自然災害リスクへの対応、エネルギーの消費削減等の都市課題に対応するための、海外におけるデータ・デジタル技術を活用した都市開発手法の検討調査（0.28億円）
- ②上下水道分野の水ビジネス国際展開経費 1.147億円の内数

Ⅲ 自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等

○グリーンインフラの推進

グリーンファイナンスを通じた地域価値の向上

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・グリーンインフラ官民連携プラットフォーム技術部会・金融部会が連携し、「先導的グリーンインフラモデル形成支援事業」を通じて、三重県いなべ市におけるソーシャル・インパクト・ボンドのスキーム形成に向けた知見の提供を行った。

〈実績〉

- ・築20年以上の老朽ストックを活用してグリーン・オープンスペース等の整備を行う民間都市開発事業に対し金融支援を行う制度を創設。
【老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業】
- ・「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を公表し、サステナブルファイナンスやふるさと納税等資金調達手法の種類・事例、J-クレジットやネイチャークレジットの動向を整理。
- ・三重県いなべ市に対するグリーンインフラモデル形成支援事業を通じ、グリーンインフラに係る資金調達の在り方について整理。

2. 24年度の主要な取組

- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、ファンドに対して新たに2案件のLP出資が決定(百五銀行・十六銀行)。
- ・前年度までの検討のケーススタディとして、三重県いなべ市における資金調達手法に対し、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム金融部会による検討チームから実行支援。
- ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、ファイナンスチームを結成し、「グリーンインフラの市場における経済価値に関する研究会」の今後の課題として整理された、グリーンインフラファイナンスの促進に向けた環境整備、ネイチャークレジット市場の形成に向けた環境整備について、議論を開始。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、制度拡充を行った「脱炭素に資するリノベーション事業等」に該当する支援案件の発掘強化。
- ・引き続き、グリーンインフラに係る資金調達手法の事例収集・モデル化、クレジットの動向調査等を実施。

〈25年度関連予算〉

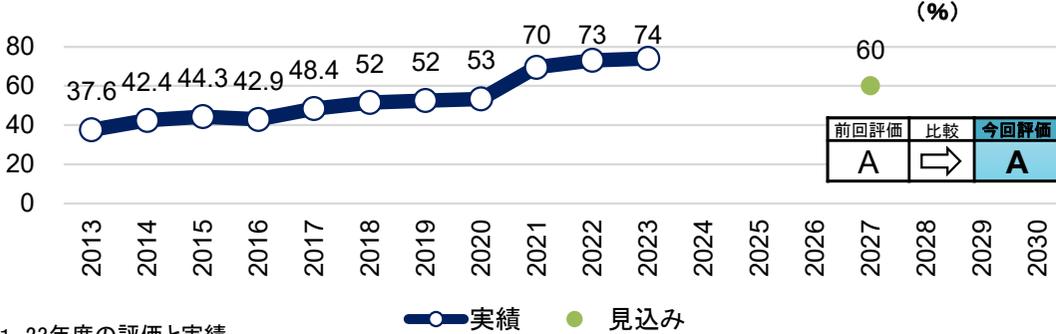
- ・まちづくりファンド支援事業：脱炭素に資するリノベーション事業等に対する支援(1億円(の内数))
- ・グリーンインフラの取組推進による魅力ある地域の創出のための調査・検討(41百万円(の内数))

○グリーンインフラの推進

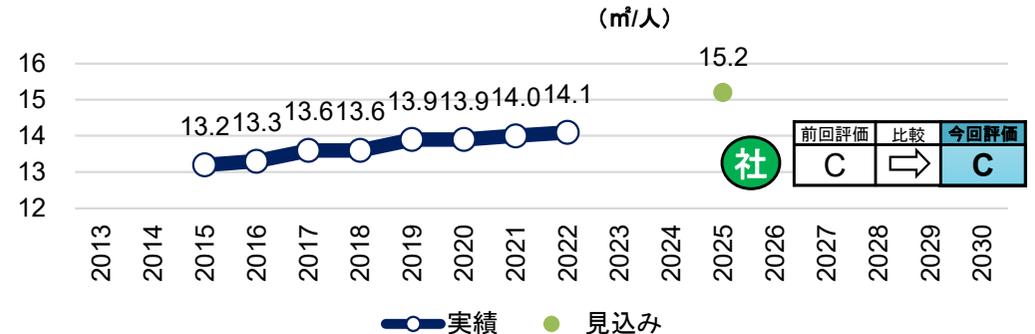
都市の緑地の保全・創出、屋上・壁面緑化を含む都市緑化、まちなかウォークアブル推進プログラム等による都市の緑化の活用等

○指標

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合



都市域における水と緑の公的空間確保量



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている割合の23年度の実績は約74%となった。指標は対前年度比で増加しており、取組は進捗している。
- ・22年度の都市域における水と緑の公的空間確保量は14.1m²/人(22年度)となった。指標は対前年度比で増加しており、取組は進捗している。
- ・グリーンインフラの総合評価手法(素案)を作成し、自治体のデータを用いて手法を検証、実装に向けた課題を整理。

〈実績〉

- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進した。
- ・直轄事業において、国営公園の整備を推進した。
- ・評価手法の検証: 自治体提供データと仮想プロジェクトの設定による機能評価及び総合評価を試行、評価手法の課題を抽出。
- ・2027年国際園芸博覧会について、国際条約に基づく博覧会として開催するために必要となる博覧会国際事務局(BIE)の認定を受けた。
- ・都市緑地の質・量両面での確保に向け、都市緑地法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。

2. 24年度の主要な取組

- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。【継続】
- ・直轄事業において、国営公園の整備を推進するとともに、補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【継続】
- ・2027年国際園芸博覧会の開催に向け、法に基づき指定した博覧会協会に対し、博覧会におけるグリーンインフラ実装等への支援を行った。
- ・グリーンインフラの総合評価手法(案)とグリーンインフラの持続的な機能発揮のための維持管理手法(案)を作成。
- ・改正都市緑地法に基づき、緑の基本方針を策定するとともに、地方公共団体による緑地の保全を支援する都市緑化支援機構を指定。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き「緑の基本方針」や「都市の生物多様性指標(簡易版)」、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等、これまで作成したものを活用し、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。【継続】
- ・今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。【継続】
- ・引き続き、2027年国際園芸博覧会の開催に向け、法に基づき指定した博覧会協会に対し、博覧会におけるグリーンインフラ実装等への支援を行う。【継続】
- ・グリーンインフラの総合評価とグリーンインフラの持続的な機能発揮のための維持管理に関する技術資料を作成。

〈25年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業: 地方公共団体に対する支援等(社会資本整備総合交付金4,874億円(の内数)、防災・安全交付金8,470億円(の内数))
- ・国営公園等事業: 直轄(国営公園等事業費269億円(の内数))
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業1.39億円(の内数)
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業(2027国際園芸博覧会) 2.74億円
- ・2027年国際園芸博覧会政府出展調査 15.17億円
- ・2027年国際園芸博覧会関係経費: 1.45億円
- ・緑地保全・優良緑地確保支援事業資金2.5億円(の内数)

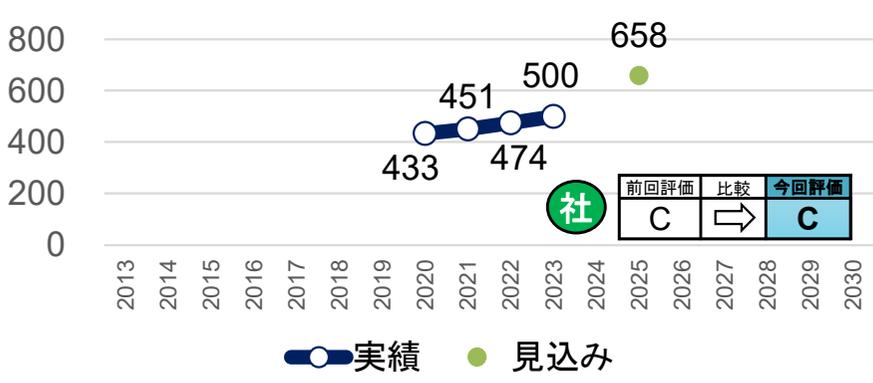
○グリーンインフラの推進

施策番号: 133

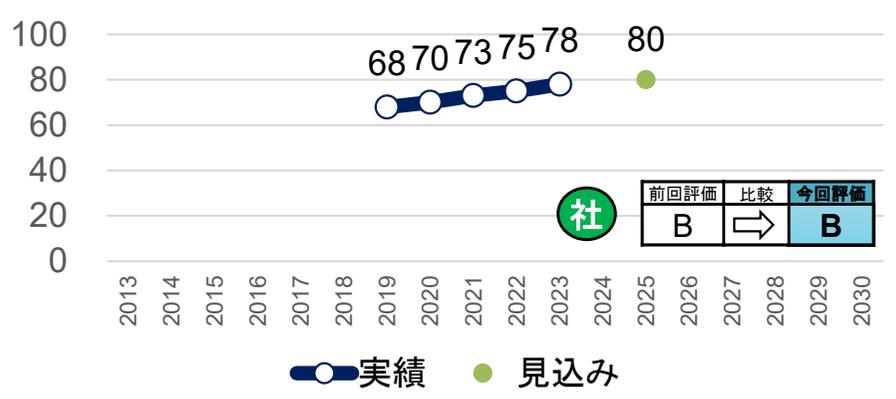
かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出

○指標

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数



特に重要な水系における湿地の再生割合(%)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・令和5年度末までに、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった活動・取組を500市区町村で実施しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉
 ・ミズベリングやかわまちづくり等の水辺とまちが一体となった魅力ある街づくりのための活動・取組を推進した。
 ・「松戸市地区かわまちづくり」および「大垣市かわまちづくり」を、他の模範となる先進的な取組としてかわまち大賞に選定した。

2. 24年度の主要な取組

・水辺とまちが一体となった魅力ある街づくりのための活動・取組を推進した。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、市区町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携のもと、水辺とまちが一体となった活動・取組を推進する。

〈25年度関連予算〉

・治水事業等関係費 9,019億円の内数

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・令和5年度末には、特に重要な水系における湿地の再生割合は78%に増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉
 ・河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため「多自然川づくり」を推進した。

2. 24年度の主要な取組

・生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するため湿地環境の整備を推進した。
 ・「多自然川づくり」を推進するため、全国多自然川づくりに関する情報発信：国、都道府県等の職員を対象に「多自然川づくり」の取組事例の紹介等を実施し、今後の川づくりに寄与することを目的とした情報共有を図った。

3. 25年度以降の対策強化等

・引き続き、生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するため湿地環境の整備を推進するなど、環境と防災の両立を図る。

〈25年度関連予算〉

・治水事業等関係費 9,019億円の内数

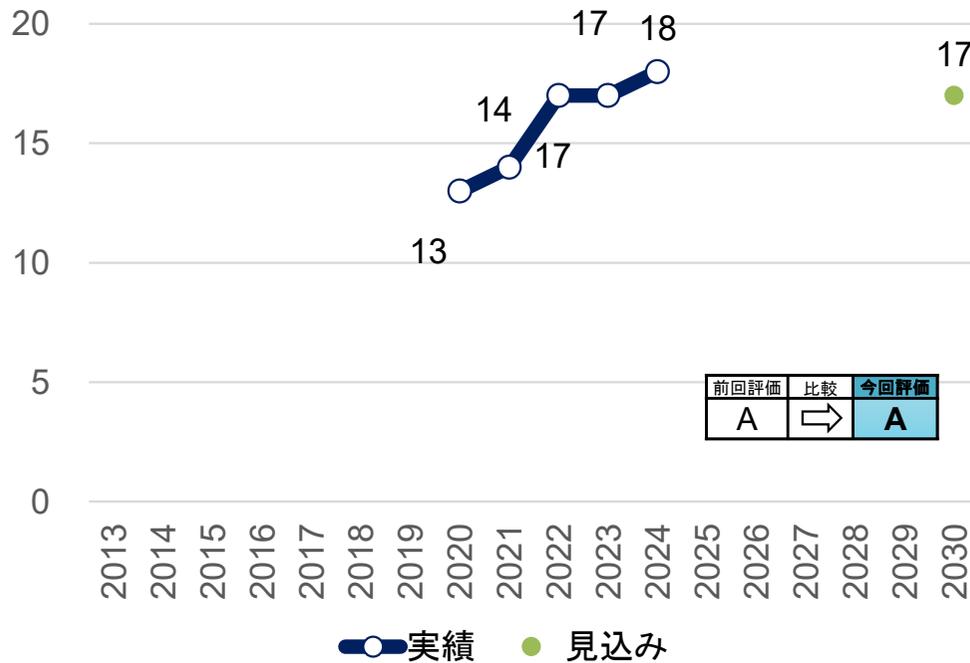
○グリーンインフラの推進

広域的な生態系ネットワークの形成①

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

○指標

取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数



前回評価	比較	今回評価
A	⇒	A

〈実績〉

- ①「第8回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」の開催：自治体間で優良事例を共有
- ①「第8回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」の開催：多様な主体が連携し、地域経済と結びついた取組の重要性を発信
- ①「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」を開催。
- ②モデル事業により市町村管理構想4件、地域管理構想5件の検討・策定を支援
- ②自治体担当者・地域関係者向けの講習会を実施
- ③ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前の環境調査等を実施し、事業が環境に及ぼす影響等について検討を行った。各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じている。
- ④湖底地形調査：浜名湖・猪鼻湖(約50km²)を実施。
- ④湖沼データ提供及び「湖沼図 基図」等の作成・刊行：これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、中海を対象に実施。
- ⑤調査の実施：のり面緑化に関する調査を実施
- ⑥河川における外来種対策の必要性について「河川における外来植物対策の手引き」(H25)や「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案)」(R3)等を活用し普及啓発を実施
- ⑥調査の実施：のり面緑化に関する調査を実施
- ⑥日本国籍船舶に搭載可能な有害水バラスト処理設備2型式の型式変更承認の実施。

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ①河川における取組の優良事例を展開することにより、13ネットワークにおいて取組方針や目標を定めるなど全国各地での生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進捗している。
- ②2021年6月に策定された「国土の管理構想」に基づき、市町村管理構想・地域管理構想のモデル事業を実施しており着実に進捗している。
- ③ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前調査結果等を踏まえた適切な環境保全措置等を講じるなど、施策は着実に進捗している。
- ④整備済の湖沼調査の成果について、地理院地図での閲覧、ホームページからのデータダウンロード、湖沼図の刊行等、多様な方法で広く国民に提供し、環境保全、治水・利水、産業開発等の計画等の基礎的資料として活用されており、施策は着実に進捗している。
- ⑤のり面緑化における課題の整理等を行い、着実に進捗している。
- ⑥河川における外来種対策の必要性についての普及啓発を実施するなど、施策は着実に進捗している。
- ⑥のり面緑化における課題の整理等を行い、着実に進捗している
- ⑥有害水バラスト処理設備に係る変更承認を行うなど、施策が着実に進捗している。

広域的な生態系ネットワークの形成②

2. 24年度の主要な取組

- ①「第9回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」の開催(令和5年11月、対面・オンラインのハイブリッド開催):自治体間で優良事例を共有
- ①水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議:全国32市町の長がメンバーとなっている(令和5年11月現在)。今後も取組を全国に展開。
(※)長沼町、大崎市、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、北本市、川島町、野田市、我孫子市、東庄町、いすみ市、佐渡市、越前市、大垣市、羽島市、一宮市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、嘉麻市、出水市
- ①「第9回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」の開催(令和5年11月、対面・オンラインのハイブリッド開催):生態系ネットワーク形成の枠組を通じた地域活性化をさらに促進
- ①「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」提言を公表。
- ②モデル事業及び職員による伴走支援により市町村管理構想4件、地域管理構想2件の検討・策定を支援
- ②標準的な管理構想の事例に加え、関連計画等と連携した事例の形成を支援
- ②管理構想人材育成研修の実施
- ③引き続き、ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討を行い、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。
- ④湖底地形調査:浜名湖・猪鼻湖、佐鳴湖を実施。【継続】
- ④湖沼データ提供及び「湖沼図 基図」等の作成・刊行:これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、屈斜路湖・猪苗代湖を対象に実施。【継続】
- ⑤のり面緑化により成立する植生の調査
- ⑥「河川における外来植物対策の手引き」及び「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案)」を周知することなどにより河川における外来種対策を推進。
- ⑥のり面緑化により成立する植生の調査
- ⑥強化した規制の適切な執行:有害水バラスト処理設備の性能試験の義務付けに伴い、同試験の適切な執行を確保。
- ⑥有害水バラスト処理設備の承認:有害水バラスト処理設備の型式指定を進めた。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ①次期計画においても、各地域で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に進めるとともに、各地域の取組が促進されるよう先進地域の取組の展開等を行う。
- ②半島地域等における実証調査の実施
- ②管理構想人材育成研修の実施【継続】
- ③引き続き、ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討を行い、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。
- ④引き続き、湖沼の湖底地形調査を実施するとともに、湖沼データ及び「湖沼図 基図」等の提供・作成を実施。【継続】
- ⑤のり面緑化における植生管理方法に関する検討
- ⑥「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案)令和7年度増補版」を作成。作成したハンドブックの周知等により、引き続き河川における外来種対策を推進する。
- ⑥のり面緑化における植生管理方法に関する検討
- ⑥強化した規制の適切な執行:有害水バラスト処理設備の性能試験の義務付けに伴い、同試験の適切な執行を確保。
- ⑥有害水バラスト処理設備の承認:有害水バラスト処理設備の型式指定を進める。【継続】

〈25年度関連予算〉

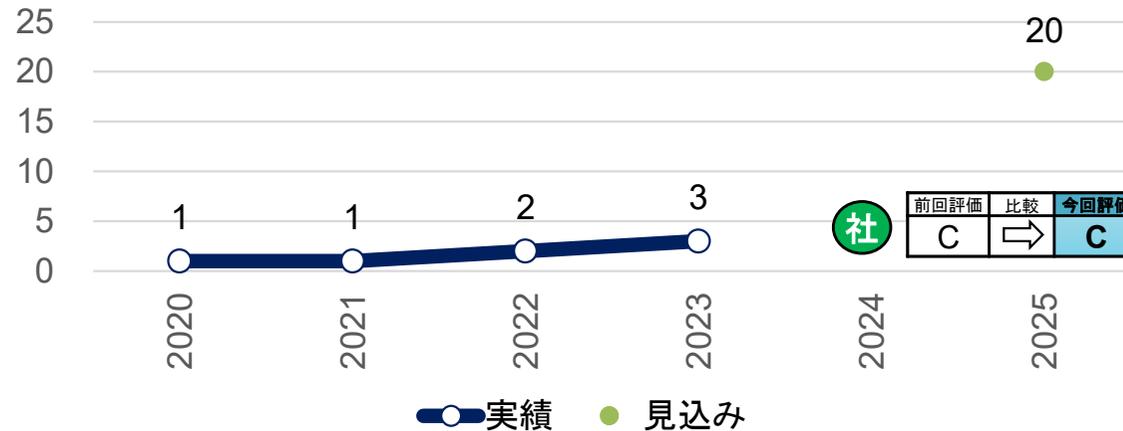
- ①治水事業等関係費 8,941億円の内数
- ②市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策(18,893千円)
- ③治水事業等関係費 8,941億円の内数
- ④電子国土基本図整備・高度化経費(12億円(の内数))
- ⑤なし
- ⑥治水事業等関係費 9,019億円の内数

○グリーンインフラの推進

砂浜の保全・回復

○指標

海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・砂浜を所管する都道府県等と技術的な相談を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

・様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。新潟港海岸(新潟県)、宮崎海岸(宮崎県)等で事業を実施した。

2. 24年度の主要な取組

・上記の海岸等において継続して当該事業を実施している。

3. 25年度以降の対策強化等

・25年度以降も引き続き、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。また、海岸の侵食対策として、モニタリングの充実や予測の信頼性向上を図るとともに、30年から50年先を見据えた「予測を重視した順応的な砂浜管理」を推進する。

〈24年度関連予算〉

・海岸事業:322億円の内数

○大気環境保全の推進

空港周辺環境の改善等

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・23年度の申請・実施件数は4件あり、23年度末おける達成率は94.6%※(前年度比+0.01%)となっている。徐々にではあるが実績値は着実に伸びていると評価できる。

※H27.5.1 国交省告示第623号による那覇空港の騒音対策区域一部拡大により、対象家屋が約1,200件増加したため、14年度末の達成率(95.2%)より減少している。

〈実績〉

・航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき、防音工事が実施された。

・関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

2. 24年度の主要な取組

・航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施されている。

24年度末における達成率は現在集計中
24年度の申請・実施件数は現在集計中

・関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

3. 25年度以降の対策強化等

・目標達成に向け関係市町村等との連携を強化し、空港毎に未実施家屋の把握に努めるとともに、対象家屋からの補助申請を促す取組を進めることとする。

〈25年度関連予算〉

・空港周辺環境対策事業費:2,469百万円

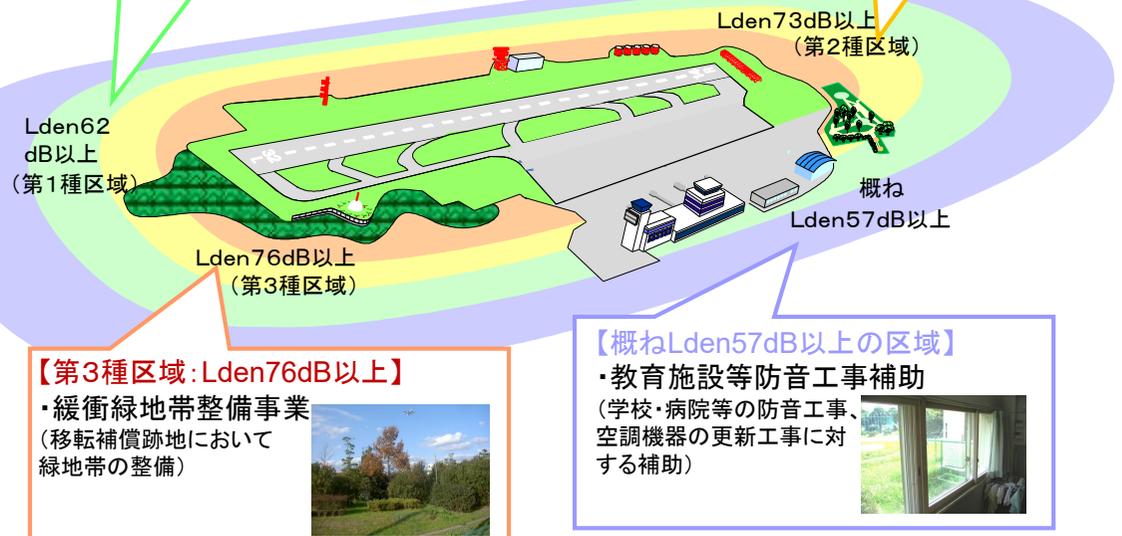
【第1種区域:Lden62dB以上】

・住宅防音工事補助
(住宅の防音工事、空調機器の更新工事に対する補助)



【第2種区域:Lden73dB以上】

・移転補償事業
(土地の買入れや建物の移転補償)



【第3種区域:Lden76dB以上】

・緩衝緑地帯整備事業
(移転補償跡地において緑地帯の整備)



【概ねLden57dB以上の区域】

・教育施設等防音工事補助
(学校・病院等の防音工事、空調機器の更新工事に対する補助)



※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度

○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

海辺の環境教育の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海岸協力団体の指定数は年々増加しており、地域に根ざした民間による活動は着実に進捗している。
- ・全国で良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然体験・環境教育プログラムが開催されており、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発が推進されている。

〈実績〉

- ・海岸管理者が海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として新たに1団体を指定した。
- ・良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国で延べ29箇所で開催。

2. 24年度の主要な取組

- ・良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国で開催。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、海岸管理者が海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定し、技術的支援を行うことにより、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動(清掃、植樹、環境教育等)を促進する。
- ・引き続き、良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を開催し、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発を実施する。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進**河川における環境教育の推進**

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績**〈評価〉**

・令和5年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所数は306箇所、水辺の楽校の登録箇所数は288箇所。さらに、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で新しい学習指導要領が全面実施されたことを受け、新しい指導要領を踏まえた河川環境教育が複数の小学校で実施されるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「子どもの水辺」再発見プロジェクトや「水辺の楽校」プロジェクトを推進。
- ・教科書出版社への説明会や教材となる資料の提供を実施。
- ・子ども向けの親しみやすい教材動画の作成・発信などにより水難事故防止啓発の取組を推進。

2. 24年度の主要な取組

- ・新しい学習指導要領が令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で新しい学習指導要領が全面実施されたことを受け、学校教育における河川環境教育の推進に向けた更なる支援や情報発信等を推進。
- ・水難事故防止啓発の強化のため、子ども向けの教材作成等を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・地域と連携し河川を活かした学習・自然体験活動や、学校教育関係者と連携した学校教育への教材提供等を一層推進する。

〈25年度関連予算〉

- ・総合水系環境整備事業：都市水環境整備249億円の内数

「子供の水辺」での活動

(小瀬川(広島県))



(桐生川(群馬県))

○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

都市公園等における環境教育の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備の推進を行っており、環境教育等が推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備の推進を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・今後も引き続き利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業：地方公共団体に対する支援等（社会資本整備総合交付金4,874億円（の内数）、防災・安全交付金8,470億円（の内数））
- ・国営公園等事業：直轄（国営公園等事業費269億円（の内数））

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発

持続可能な観光の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地域資源を観光資源として活用し、同時に、経済・社会・環境の持続可能性や価値を高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装するなど、施策は着実に進捗している。
- ・持続可能な観光地域づくりを推進するため、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を活用しながら、地域における持続可能な観光地マネジメントの導入を支援しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・サステナブルツーリズムに取り組む地域関係者に向けた事例集を作成し、24年3月に公表した。
- ・観光利用を地域資源の保全につなげるための好循環の仕組みづくりのモデル実証を行った(27件)。
- ・好循環の仕組みづくりと連動した施設改修・整備及び設備導入・物品購入を補助した(12件)。
- ・全国10地域に対し、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」に基づく地域の分析や地域の課題解決に資する実証事業等を通じた優良モデルの構築を行った。
- ・地域における日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)に基づく取組を促進するため、本ガイドラインの指標を理解する研修動画を作成。

2. 24年度の主要な取組

- ・サステナブルツーリズムに取り組む地域関係者に向けた事例集を作成し、25年3月に公表した。【継続】
- ・観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図るモデル実証を行った(11件)。【継続】
- ・サステナブルな観光コンテンツの造成に必要な施設改修・整備及び設備導入・物品購入を補助した(5件)。【継続】
- ・「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」を活用し、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる地域づくりを推進する地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)等の優良モデルの構築を通して好事例を創出した。【継続】
- ・持続可能な観光推進に向けた地域における受入環境整備及び観光計画の策定を支援した。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・持続可能な観光への関心が高まる中で、我が国が世界の観光旅行者から選ばれるよう、地域における「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」の実践を

通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、モデルケースの創出を図る。【継続】

- ・地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。
- ・地域資源の保全・活用等に資する取組を支援する。【継続】
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・令和7年度当初予算「持続可能な観光推進モデル事業」: 50百万円
- ・令和7年度当初予算「地域における受入環境整備促進事業」: 620百万円の内数

○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

多様な主体の連携協働の促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」(令和2年3月設立)において普及啓発を推進。

〈実績〉

- ・グリーンインフラに関する優れた取組事例を表彰する「第4回グリーンインフラ大賞」の実施。
- ・グリーンインフラに関する事例集・技術集・金融資料集の作成・公表。
- ・SNS等を活用したグリーンインフラに関する情報発信の実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・「第5回グリーンインフラ大賞」の実施。
- ・グリーンインフラに関する事例集・技術集等の更新。
- ・グリーンインフラに関するニーズ・シーズのマッチングを支援。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員等と連携した情報発信。
- ・グリーンインフラに関するニーズ・シーズのマッチングを支援を推進。
- ・次期生物多様性国家戦略等に基づき、生物多様性に関する普及啓発を引き続き推進。

〈25年度関連予算〉

- ・グリーンインフラの推進による魅力ある地域創出のための調査検討(43百万円(の内数))



○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・企業等が所有する土地における緑の保全・創出活動を公正に評価する「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の取組を普及・推進を行った。SEGESには、①事業者が所有する緑地の優良な保全、創出活動を認定する、既存緑地版SEGES「そだてる緑」、②開発、建築に伴う優良な緑地環境計画を認定する、都市開発版SEGES「つくる緑」、③快適で安全な都市緑地を提供する取組を認定する、「都市のオアシス」認定の3つのシリーズがあり、令和5年度は既存緑地版SEGES「そだてる緑」について4か所、「つくる緑」について3か所、「都市のオアシス」1か所が認定された。着実に認定件数を増やしていることから、対策は着実に進捗していると評価できる。

〈実績〉

・開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及を行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・既存緑地版SEGES「つくる緑」について1か所、「都市のオアシス」について3か所を認定。【継続】
- ・都市緑地法の一部を改正し、民間事業者等による緑地確保の取組について国が評価・認定する優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)を創設。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・事業内容の情報発信・普及啓発等。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・緑地保全・優良緑地確保支援事業資金: 2.5億円(の内数)
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業: 1.39億円(の内数)

2. 健全な水循環の確保

流域の総合的かつ一体的な管理

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和5年度に流域水循環計画を計11計画(令和5年9月:2計画、令和6年3月:9計画)公表するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「水循環アドバイザー制度」募集(6地方公共団体に対しアドバイザーを派遣)
- ・「流域マネジメントの手引き」改定(令和6年1月)
- ・「流域水循環計画」の公表

【普及啓発】

- ・「令和4年度水循環施策」(水循環白書)を閣議決定(令和5年6月)
- ・「水を考えるつどい」開催(令和5年8月)
- ・「水循環シンポジウム2023」開催(令和6年2月)

2. 24年度の主要な取組

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「水循環アドバイザー制度」募集(14地方公共団体に対しアドバイザー派遣)【継続】
- ・「流域水循環計画」の公表(令和7年3月:10計画、合計84計画)【継続】

【普及啓発】

- ・「令和5年度水循環施策」(水循環白書)を閣議決定(令和6年6月)【継続】
- ・「水を考えるつどい」開催(令和6年8月)【継続】
- ・「水循環企業連携フェア」開催(令和7年1月)【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・水循環アドバイザーの派遣【継続】
- ・「流域水循環計画」の公表【継続】
- ・シンポジウム等開催【継続】
- ・「流域マネジメントの手引き」改定

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

流域関係者連携による河川等の水質改善の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・直轄区間においては12,565人の参加を得て386地点で水生生物調査を実施し、約74%の地点で「きれいな水」と判定されるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

・水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。また、直轄区間においては一般参加者を含めた水生生物調査を実施。

2. 24年度の主要な取組

・水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。

3. 25年度以降の対策強化等

・25年度以降も引き続き、地域の関係者と連携して、水環境改善のための取組を推進する。

〈25年度関連予算〉

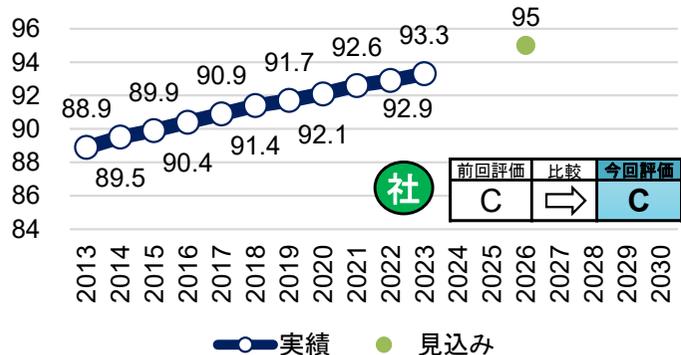
・総合水系環境整備事業: 都市水環境整備249億円の内数

流域関係者連携等による水循環改善等の推進

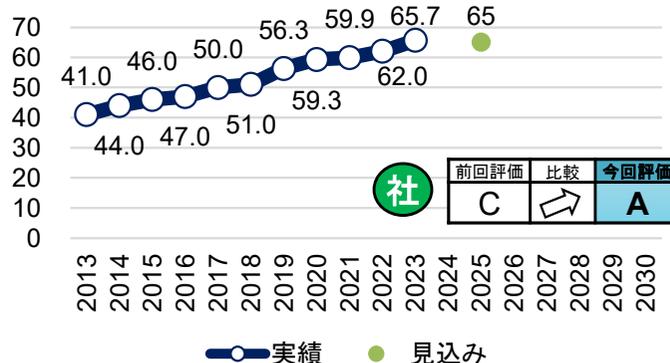
下水道整備による水環境改善

○指標

汚水処理人口普及率



良好な水環境創出のための高度処理実施率



合流式下水道改善率



1. 23年度の評価と実績

<評価>

- ・汚水処理人口普及率は、93.3%(22年度92.9%)となり、着実に上昇していると評価できる。引き続き、下水道、集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと汚水処理施設整備を推進しており、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率は、65.7%(22年度62.0%)となり、目標年度を前に目標水準を上回ることができた。引き続き、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインにより普及を進めており、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・下水道法施行令に基づき23年度までに、合流式下水道について必要な改善対策を終えることとなっており、合流式下水道改善率としては100%(22年度93.0%)となり、23年度内に目標を達成した。

<実績>

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消に向けて、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設と連携しつつ、下水道の整備を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

2. 24年度の主要な取組

- ・引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備を支援している。【継続】
- ・汚水処理施設整備に係る10年概成のアクションプランの点検・見直しについて、進捗管理、技術的助言を行った。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。【継続】
- ・汚水処理施設整備に係る10年概成のアクションプランの点検・見直しについて、進捗管理、技術的助言を行う。【継続】

<25年度関連予算>

- ・社会資本総合整備: 4,874億円の内数

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・取水による減水区間の清流回復距離は令和4年度(累計)で約6,100 kmとなっており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。
(※対策初年度は昭和63年)

2. 24年度の主要な取組

- ・発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き発電ガイドラインを活用することにより、減水区間の清流回復を促進する。

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 9,019億円の内数

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

ダム貯水池における水質保全対策

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・ダム貯水池において、選択取水設備や曝気循環設備の運用等による水質保全対策を行うなど、施策は着実に進捗している。
- 〈実績〉
- ・ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等に対処するための水質保全対策を実施した。

2. 24年度の主要な取組

- ・ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等に対処するための水質保全対策を実施した。

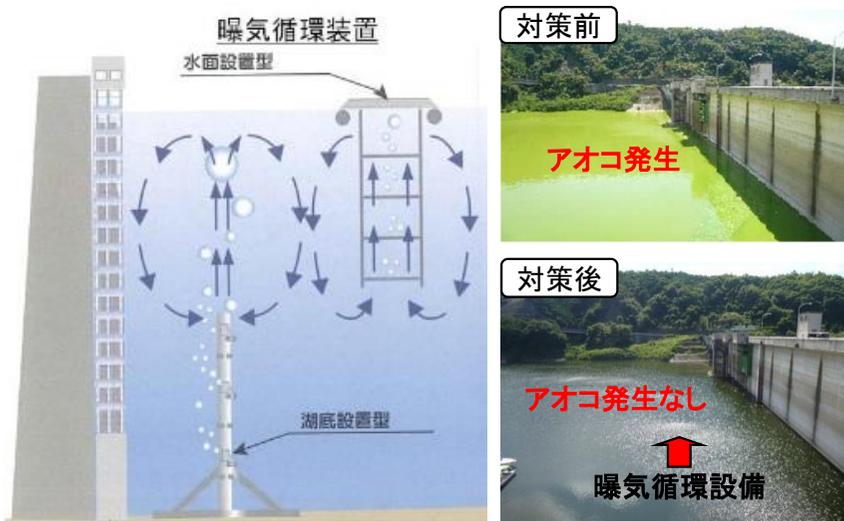
3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 9,019 億円の内数

【参考】水質保全対策の事例(曝気循環設備の運用)



総合的な土砂管理の取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉
 ・ダム堆砂土砂の下流還元や河道管理等と連携した海岸侵食対策の実施など、施策は着実に進捗している。

〈実績〉
 ・ダム堆砂土砂の下流還元、土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進
 ・河道掘削土砂を活用して養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進

2. 24年度の主要な取組

- ・土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を推進
- ・問題の発生している流砂系において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を推進

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している流砂系において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

〈25年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 9,019億円の内数

○水の効率的な利用と有効活用

多様な水源の確保

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動を開始し、地方公共団体の取組を支援するなど施策は着実に進捗している。
- ・雨水利用施設数は、4,198施設と22年度と比べて93件増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動による地方公共団体の支援強化
- ・地下水データベースの運用を開始
- ・雨水利用に関する自治体職員向けセミナーを開催(参加者81名)
- ・雨水利用推進関係省庁等連絡会議を開催

2. 24年度の主要な取組

- ・水循環基本計画の一部見直しによる取組の強化
- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動による地方公共団体の支援強化
- ・地下水データベースの運用を充実
- ・雨水利用に関する自治体職員向けセミナーを開催し普及啓発活動を実施【継続】
- ・雨水利用推進関係省庁等連絡会議を開催し、雨水利用の施策の推進を図る【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの活動による地方公共団体の支援強化【継続】
- ・地下水データベースの更なる普及【継続】
- ・全国の自治体へ雨水・再生水利用実態調査を実施し、課題を分析した上で効果的な普及啓発を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(0.21億円の内数)

※上記以外に、デジタル庁一括計上分がある。

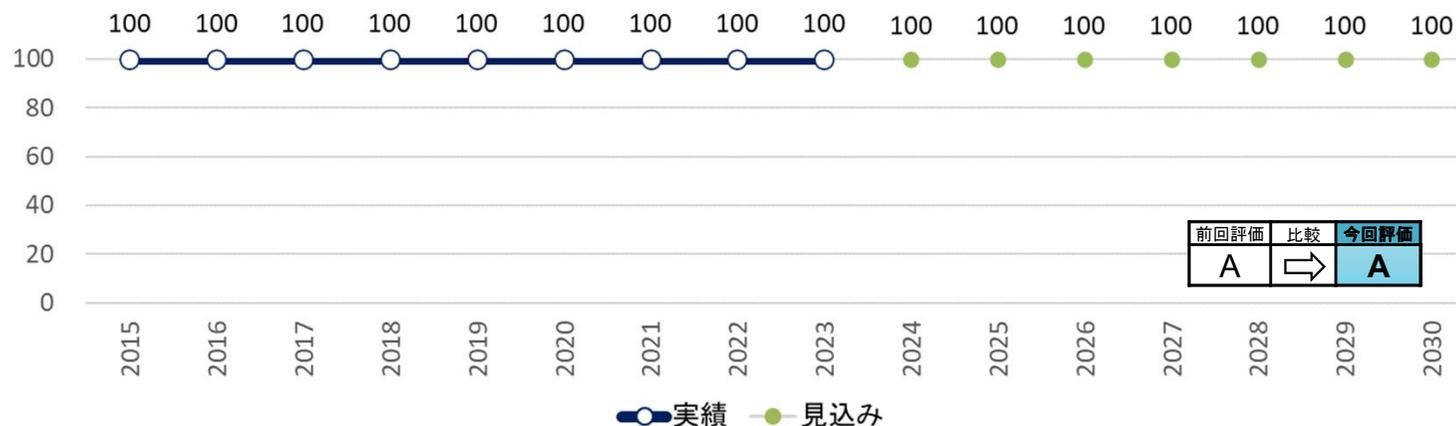
- ・水資源の有効利用等の推進に関する調査経費(0.06億円の内数)

○水の効率的な利用と有効活用

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等

○指標

国等の新築建築物における雨水利用施設設置率(%)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和5年度における目標の対象となる建築物は5棟、そのうち、雨水利用施設を設置した建築物は5棟。したがって、目標の達成状況は100%であり、施策は着実に進展している。

〈実績〉

- ・雨水利用施設の設置に関する目標の閣議決定(平成27年3月以降)以降に事業着手(設計業務の契約締結等)した建築物が目標の対象。
- ・「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進。

2. 24年度の主要な取組

- ・官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。【継続】
- ・令和6年度における目標の達成状況については、令和7年度に公表予定【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進するために、官庁施設を新たに建設する際、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、雨水の利用のための施設の設置を進める。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・官庁営繕事業: 官庁営繕費 176億円(の内数)
 特定国有財産整備費 37億円(の内数)

3. 海の保全・再生

○海域環境の保全・再生・創出

良好な海域環境の保全・再生・創出

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した深掘跡の埋め戻し等を衣浦港や阪南港等において実施しており、良好な海域環境の保全・再生・創出が推進されている。

〈実績〉

- ・水質改善や生物多様性等の海域環境の再生に資することを目的に、港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘跡の埋め戻し等を実施。

2. 24年度の主要な取組

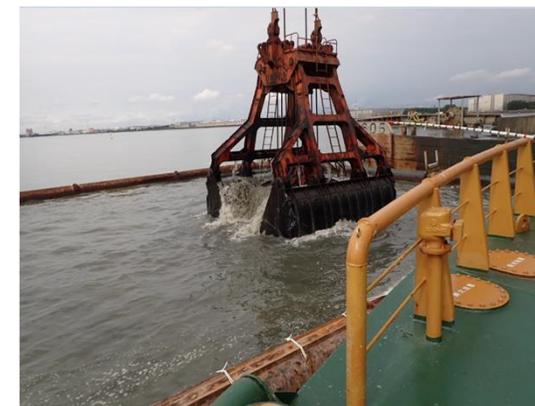
- ・港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した深掘跡の埋め戻し等を衣浦港や阪南港等において実施。

3. 25年度以降の対策強化等

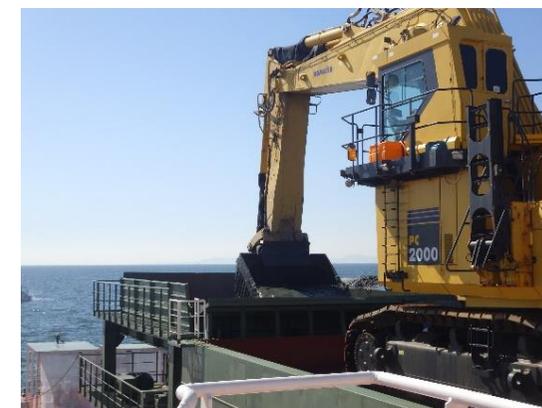
- ・引き続き、港湾整備によって発生する浚渫土砂等を有効活用し、干潟等の保全・再生、深掘跡の埋め戻し等の実施により、良好な海域環境の保全・再生・創出を図る。

〈25年度関連予算〉

- ・港湾整備事業2,456億円の内数



深掘跡埋め戻し(衣浦港)



深掘跡埋め戻し(阪南港)

○海域環境の保全・再生・創出

油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・閉鎖性海域では河川からのごみの流入や、船舶事故等による油の流出が発生した場合に、これらが海域に滞留するため、継続的に回収を実施する必要がある。そのため、登録施策の実施により、海域環境の保全を図るとともに船舶の安全かつ円滑な航行を確保している。

〈実績〉

- ・大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団体と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進。
- ・防除体制の脆弱な期間において、外洋の航行を可能とすることで支援を速やかに実施可能とするよう、耐波性能等を強化した海洋環境整備船の検討を行った。
- ・23年度では東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等において約7.2千m³の漂流ごみを回収。
- ・海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ、油の回収等を実施。
- ・油流出事故や緊急確保航路及び開発保全航路の埋塞等に対応するための防災訓練等を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団体と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進。
- ・24年度では東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等において約6.2千m³の漂流ごみを回収。
- ・海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ、油の回収等を実施。
- ・油流出事故や埋塞等に対応するための防災訓練等を実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団体と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進。
- ・海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ、油の回収等を実施予定。
- ・油流出事故や埋塞等に対応するための防災訓練等を実施予定。

〈25年度関連予算〉

- ・港湾整備事業2,456億円の内数

○海域環境の保全・再生・創出

全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁・自治体等の連携のもと、総合的な施策が実施されており、閉鎖性海域における環境改善のための施策が推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、陸域からの汚濁負荷削減対策等を実施。
- ・2023年夏季に、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・広く一般に東京湾再生に関心を持って頂き、東京湾再生の活動に参加していただくきっかけづくりの一環として、2023年10月に東京湾大感謝祭2023が横浜市で開催。
- ・海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関や民間企業等が参加した「海の再生全国会議」を2024年2月に大阪府で開催。

2. 24年度の主要な取組

- ・2024年夏季に、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・2024年6月、大阪湾再生行動計画(第三期)を策定。
- ・2024年9月、東京湾大感謝祭2024を横浜市で開催。
- ・2025年2月、第19回海の再生全国会議を愛知県で開催。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・各湾の再生行動計画に基づき、閉鎖性海域における環境改善のための総合的な施策を推進していく。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○海域環境の保全・再生・創出

海域環境の保全等に関する国際協力の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

①北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力

- ・日本海及び黄海等における大規模油等流出事故の発生に備え、「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の枠組みにおいて、船舶からの海洋汚染防止策について、近隣諸国との国際的な協力・連携体制を確保している。

②東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献

- ・東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ」に参画することにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境の維持・改善に貢献している。

〈実績〉

①北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力

- ・23年度はウクライナ情勢を踏まえ政府間会合は行われていない

②東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献

- ・第15回東アジア海域パートナーシップ会議(2023年7月)への出席

2. 24年度の主要な取組

①北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力

- ・政府間会合は行われなかったが、第24回NOWPAP BRAVO訓練(2024年5月、通信訓練)を実施

②東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献

- ・第16回東アジア海域パートナーシップ会議(2024年7月、フィリピン)への出席
- ・東アジア海洋会議2024(閣僚級:2024年11月)への出席

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

〈25年度関連予算〉

- ・国連環境計画等拠出金 41,250千円

○海岸環境の保全

海域浄化対策事業の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海岸管理者が海域浄化対策を実施する交付金制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・該当する事案がなかったため、実績なし。

2. 24年度の主要な取組

- ・該当する事案がなかったため、実績なし。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・25年度以降も引き続き、必要に応じて当該事業制度を活用し、海域浄化対策を推進していく。

〈25年度関連予算〉

- ・社会資本総合整備事業:13,344億円の内数

○海岸環境の保全

豊かで美しい海岸の環境の保全と回復

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- 指宿港海岸(鹿児島県)、宮崎海岸(宮崎県)等で侵食対策のための事業を実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- 様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。

2. 24年度の主要な取組

- 上記の海岸等において継続して当該事業を実施している。

3. 25年度以降の対策強化等

- 25年度以降も引き続き、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。

〈25年度関連予算〉

- 海岸事業:322億円の内数

○海岸環境の保全

漂流・漂着ごみ対策

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海岸管理者が漂着流木等処理する補助制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・10県において当該事業を実施し、合計約3.0万m³の流木等処理している。

2. 24年度の主要な取組

- ・海岸管理者が漂着流木等処理する補助制度を活用しており、8県において当該事業を実施し、合計約1.9万m³の流木等処理している。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、当該事業制度を活用し、海岸漂着物の円滑な処理を推進していく。

〈25年度関連予算〉

- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業: 災害により海岸に異常に堆積した漂着流木及び漂着ゴミ等を緊急的に除去する事業に対する支援。(当初予算未計上)



令和6年台風10号

(例: 平山海岸における流木等漂着状況)



令和6年11月1日からの大雨

(例: 日吉津海岸における流木等漂着状況)



令和6年台風10号

(例: 宇佐海岸における流木等漂着状況)

バラスト水管理の適正化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・海洋汚染等防止法に基づく船舶検査3,094件を適切に実施し、船舶からの海洋汚染防止に向けて着実に取り組んでいる。
- 〈実績〉
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を3,094件行った。

2. 24年度の主要な取組

- ・有害水バラスト処理設備の性能試験の義務付けに伴い、同試験の適切な執行を確保。【継続】
- ・有害水バラスト処理設備の型式指定を進める。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・次期計画期間中においても、引き続き適切な船舶検査を着実に実施する。【継続】

〈25年度関連予算〉

- ・海洋汚染等防止法に基づく船舶検査:当該船舶検査の執行(506百万円の内数)

○船舶等の適正な管理による海洋環境保全

船舶検査等執行体制の充実

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・地方運輸局等において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査等を確実にかつ適切に執行するための体制を整え、船舶からの海洋汚染防止に向けて着実に取り組んでいる。

〈実績〉

・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を3,119件行った。

2. 24年度の主要な取組

・申請により検査を執行するため、検査の実績見込みを算出することは困難であるが、引き続き海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき環境基準に適しているか適切に検査を執行していく。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

・次期計画期間中においても、引き続き適切な船舶検査を着実に実施する。【継続】

〈25年度関連予算〉

・海洋汚染等防止法に基づく船舶検査: 当該船舶検査の執行(506百万円の内数)

○船舶等の適正な管理による海洋環境保全

サブスタンダード船対策の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- 我が国に寄港する外国船舶に対し、国際条約に基づき適切にPSCを実施し、国際基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)の排除に向けて、着実に取り組んでいる。

〈実績〉

- 2023年度は、3966隻の外国船舶に対するPSCを実施した。

2. 24年度の主要な取組

- 4,140隻の外国船舶に対するPSCを実施した。引き続き、MARPOL条約等に関する欠陥を是正させるため、適切にPSCを実施していく。

3. 25年度以降の対策強化等

- 次期計画期間中においても、引き続きサブスタンダード船排除のため、外国船舶に対するPSCを着実に実施する。

〈25年度関連予算〉

- ポートステートコントロールの実施に必要な経費(74百万円)

PSC = Port State Control

入港した外国籍船舶に対して、寄港国当局が船舶の構造・設備、海洋汚染防止設備、船員の資格要件等が国際条約に適合しているか確認するための検査



IV 循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進

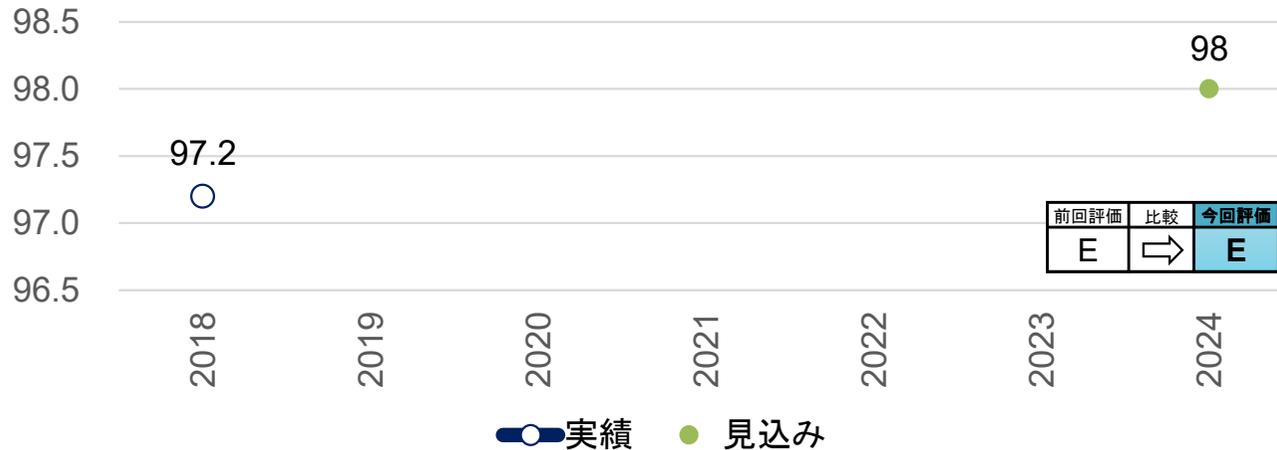
1. 質を重視する建設リサイクルの推進

建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

プラスチックの分別・リサイクルの促進等の建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

○指標

建設廃棄物全体の再資源化・縮減率



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和6年度建設副産物実態調査をとりまとめ中のため、評価できない。

〈実績〉

- ・平成30年度建設副産物実態調査結果を踏まえ、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～に基づき施策を推進。
- ・建設工事における廃プラスチックの現場分別を進めるため、分別マニュアル作成。

2. 24年度の主要な取組

- ・廃プラスチックの分別・リサイクルを促進するため、廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施し、各地方建設副産物対策連絡協議会等において周知。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・廃プラスチックの分別・リサイクルを促進するため、廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施するとともに、産業廃棄物処理業者と民間企業との連携を促進する。

〈25年度関連予算〉

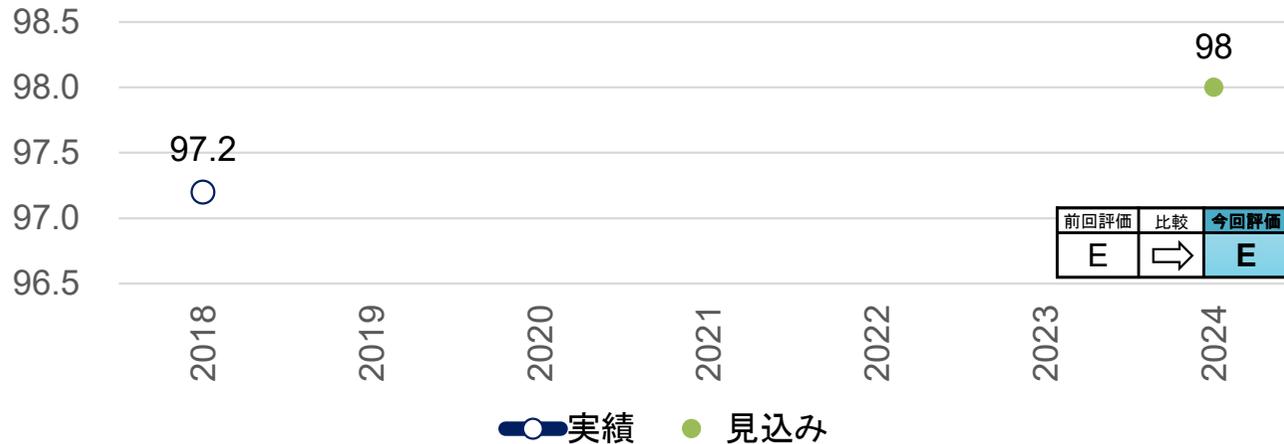
- ・なし

建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

リサイクル原則化ルールの改定等の社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

○指標

建設廃棄物全体の再資源化・縮減率



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和6年度建設副産物実態調査をとりまとめ中のため、評価できない。

〈実績〉

- ・平成30年度建設副産物実態調査結果を踏まえ、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、建設リサイクル推進計画2020~「質」を重視するリサイクルへ~に基づき施策を推進。
- ・中期的な建設副産物の排出抑制、再資源化に資するためリサイクル原則化ルールの改定等を検討。

2. 24年度の主要な取組

- ・リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの改定方針について検討。【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ・リサイクル原則化ルール、建設リサイクルガイドラインの改定内容の検討。【継続】

〈25年度関連予算〉

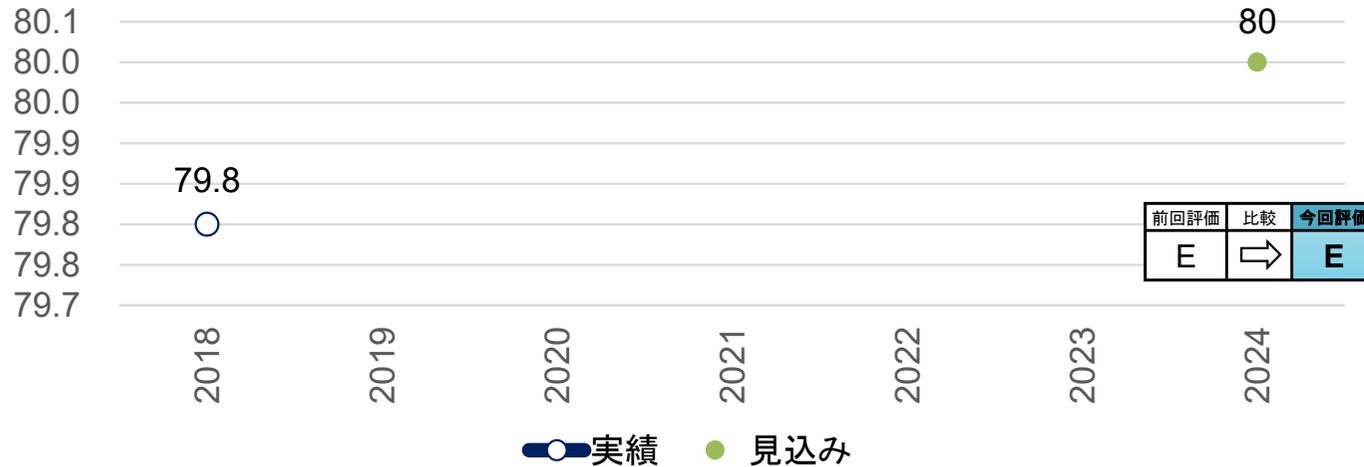
- ・建設リサイクルに関する検討予算。(8百万円の内数)

建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用等の建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

○指標

建設発生土の有効利用率



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和6年度建設副産物実態調査をとりまとめ中のため、評価できない。

〈実績〉

- ・平成30年度建設副産物実態調査結果を踏まえ、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、建設リサイクル推進計画2020~「質」を重視するリサイクルへ~に基づき施策を推進。
- ・建設発生土のトレーサビリティシステムについて、直轄工事において試行を実施。

2. 24年度の主要な取組

- ・建設発生土のトレーサビリティシステムの試行結果を踏まえた課題等を整理。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・建設発生土のトレーサビリティシステムの試行結果の整理を踏まえ、対応方策についての検討を行う。

〈25年度関連予算〉

- ・建設リサイクルに関する検討予算。(8百万円の内数)

○建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

建設リサイクル法の徹底

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・「建設リサイクル法の徹底」のため、平成14年から継続的に工事現場のパトロールを実施しており、令和5年度の建設系廃棄物の不法投棄件数は71件(直近10年平均比▲10.8%)に減少しているなど対策効果は着実に上がっていると評価できる。

〈実績〉

- ・6月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。
[パトロール実績]
7,149人・時間、現場数5,299件、助言・勧告407件
- ・10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。
[パトロール実績]
6,711人・時間、現場数5,331件、助言・勧告396件

2. 24年度の主要な取組

- ・6月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。
[パトロール実績]
6,771人・時間、現場数5,046件、助言・勧告458件
- ・10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。
[パトロール実績]
6,788人・時間、現場数4,961件、助言・勧告390件

3. 25年度以降の対策強化等

- ・今後も、引き続きパトロールを実施するとともに、分別解体の徹底のために必要な情報提供等を行っていくなど建設リサイクル制度をとりまく様々な課題を克服するため、必要な措置について取り組んでいく。

〈25年度関連予算〉

- ・なし

○公共事業等における建設リサイクルの推進

公共工事における環境物品等の調達の促進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和5年度調達方針において、判断の基準を満足する物品の、調達総量に対する調達量の割合で目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところであり、調達方針に定めた目標を概ね達成している。
- ・引き続き、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、調達実績を踏まえ、より適切なものとなるように検討していく。

〈実績〉

- ・グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進した。
- ・公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進した。

2. 24年度の主要な取組

- ・引き続き、調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、国民からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・引き続き、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。

〈25年度関連予算〉

- ・公共工事の環境負荷軽減に向けた調査検討費 10百万円

○公共事業等における建設リサイクルの推進

北海道環境イニシアティブの推進

(循環型社会を形成する「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」等の推進)

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ①地域内リサイクルとコスト縮減等に寄与し、施策は着実に進捗している。
 - ・ホタテ貝殻を農地暗渠排水材として有効活用 17,454m³
 - ・間伐材を工事標識、測量杭、型枠、農地排水材、防護柵として有効活用 43,367m³
 - ・建設現場から発生する土砂を他の工事現場等で有効活用 116,000m³
 - ・維持管理上発生する刈草をバイオマス資源として有効活用(堆肥化、敷藁、バイオマスプラントなど) 930m³
- ②大規模酪農地帯において、地域資源である家畜排せつ物の適切な農用地への還元による生産性の向上ならびに地域環境の保全を図るため、必要な排水施設の整備を行う「国営環境保全型かんがい排水事業」を実施。施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①北海道の地域特性と地域課題に着目し、社会資本整備の実施段階において、受発注者が連携して工事施工プロセス等における環境対策について、ホタテ貝殻や間伐材、建設現場から発生する資源(土砂・刈草)の有効活用等の取組を実施
- ②国営環境保全型かんがい排水事業「別海北部地区」、「根室地区」を実施

2. 24年度の主要な取組

- ①ホタテ貝殻を暗渠排水材として有効活用【継続】
- ①間伐材を土木資材等に有効活用【継続】
- ①建設現場から発生する資源(土砂・刈草)を他の工事現場等で有効活用【継続】
- ②国営環境保全型かんがい排水事業「別海北部地区」、「根室地区」を実施【継続】

3. 25年度以降の対策強化等

- ①ホタテ貝殻の暗渠排水材への利用【継続】
- ①間伐材の土木資材等への利用【継続】
- ①土砂、刈草の他工事等での利用【継続】
- ②国営環境保全型かんがい排水事業「別海北部地区」、「根室地区」を実施【継続】

〈25年度関連予算〉

- ①北海道開発予算(5,745億円の内数)
- ②北海道開発予算 農業農村整備事業(797億円の内数)

2. 既存住宅流通・リフォームの促進

建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実等

○指標

既存住宅及びリフォームの市場規模(兆円)



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2018年から2023年にかけて約3,000億円増加。進捗が見られるところ、更なる既存住宅及びリフォームの市場規模の拡大に向けて関連施策の強化が必要。

〈実績〉

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進めた。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・23年度は、新築について116,162戸、増改築について176戸の長期優良住宅を認定した。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度を普及・促進した。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着を図った。

2. 24年度の主要な取組

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査(インスペクション)の実施体制の整備を進める。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着。
- ・建物状況調査(インスペクション)、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進。
- ・長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進している。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度の更なる普及・促進。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・21年3月住生活基本計画にも記載のある通り、引き続き既存住宅流通とリフォームの促進を図る。

〈25年度関連予算〉

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業:リフォームに対する支援等(373.40億円の内数)

4. 効率的な静脈物流システムの構築

リサイクルポートによる輸送効率化

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・循環資源の広域流動の拠点となるリサイクルポートについて(令和6年3月時点:指定港22港)、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱施設の整備、循環資源の取扱いに関する運用等の改善を実施することで、循環型社会の構築に貢献していると評価できる。

〈実績〉

- ・環境省、自治体、リサイクルポート推進協議会等と連携し、令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の広域海上輸送にかかる調整を実施。
- ・過去の大規模自然災害が発生した際の対応をもとに、港湾を活用した災害廃棄物の処理に関する事例集を作成。

2. 24年度の主要な取組

- ・環境省、自治体、リサイクルポート推進協議会等と連携し、令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の広域海上輸送にかかる調整を実施。
- ・令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の広域海上輸送に関して、課題や改善点などのとりまとめを実施。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・リサイクルポート政策の取組を深化させ、循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」として選定し、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環を促進する予定。
- ・引き続き、令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物の広域海上輸送に関して、課題や改善点などのとりまとめを実施予定。

〈25年度関連予算〉

- ・港湾整備事業2,456億円の内数

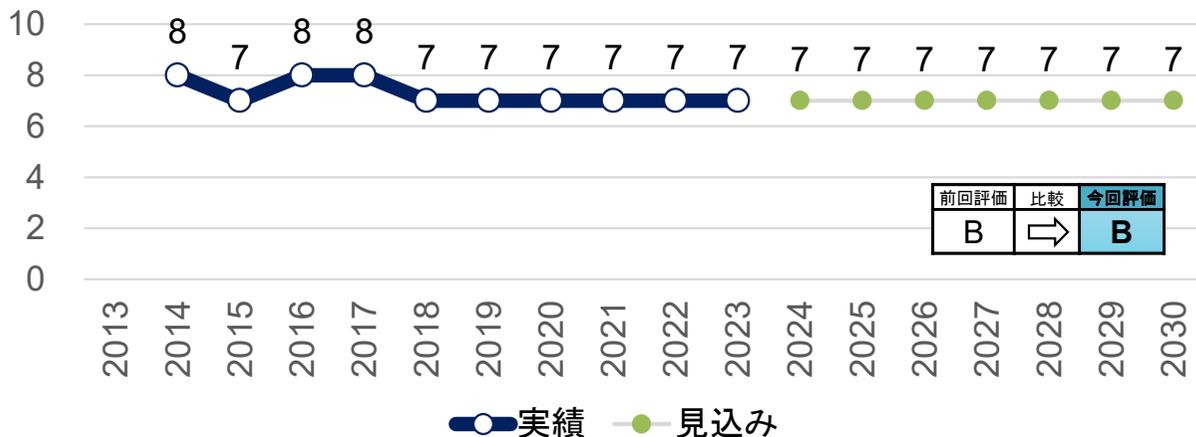
4. 効率的な静脈物流システムの構築

施策番号: 169

海面処分場の計画的な整備の推進

○指標 **社**

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数



1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

・廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数は毎年7年以上となっており、目標値を達成している。

〈実績〉

・全国8港において、廃棄物埋立護岸の整備等を進めた。

2. 24年度の主要な取組

・全国9港において、廃棄物埋立護岸の整備等を進めた。

3. 25年度以降の対策強化等

・今後も引き続き、海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

〈25年度関連予算〉

・港湾整備事業2,456億円の内数

5. 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

シップリサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

前回評価	比較	今回評価
○	⇒	○

1. 23年度の評価と実績

〈評価〉

- ・23年6月26日、主要解撤国であるバングラデシュ及び主要船籍国であるリベリアが同条約を締結したことにより、条約の発効要件を充足し、着実な進捗が見られる。

〈実績〉

- ・23年4月に、最大解撤国のバングラデシュとの首脳会談において同国の早期条約締結の必要性を確認し、国土交通省とバングラデシュ工業省の間で協力覚書を締結。
- ・主要解撤国であるパキスタンのシップ・リサイクル施設の改善を図るべく基礎調査を実施。
- ・ODAを通じたバングラディシュのシップ・リサイクル施設の改善等の支援を検討。

2. 24年度の主要な取組

- ・24年10月、主要解撤国であるバングラデシュのシップ・リサイクルに関する行政能力の向上等を図るべく、同国工業省にJICA専門家を派遣。

3. 25年度以降の対策強化等

- ・円滑な条約の履行に向けた取組を推進する。

〈参考〉

シップ・リサイクル条約は、主に開発途上国で行われる船舶の解撤における労働安全の確保と環境保全を目的として、IMOにて平成21年に採択された条約。同条約の発効要件は、①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解体能力が船腹量の3%以上であるところ、23年6月にバングラデシュ等が同条約を締結したことにより、発効要件を充足し、25年6月に同条約が発効した。

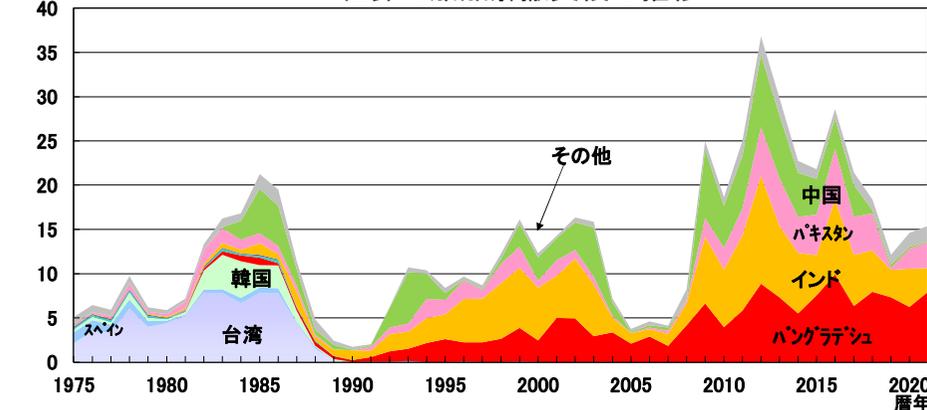
〈25年度関連予算〉

- ・なし

開発途上国におけるリサイクルの現場



世界の船舶解撤実績の推移



(出典)IHS資料

シップ・リサイクル条約の概要

